







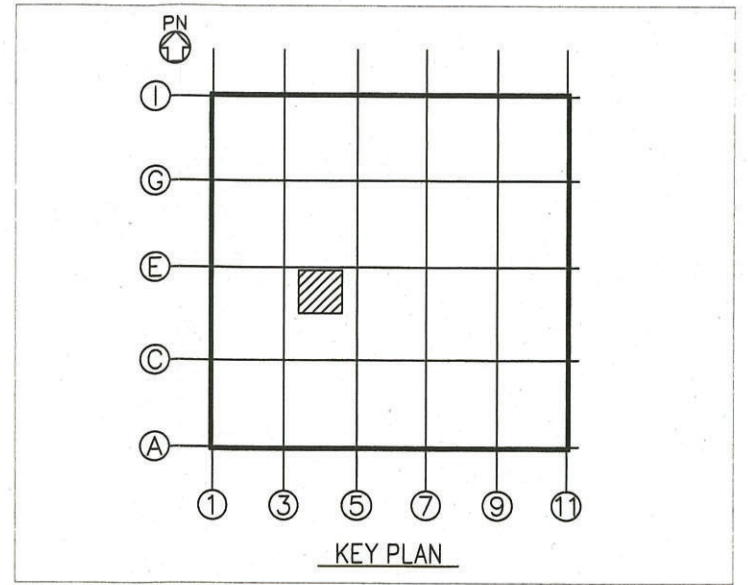
 (W300 × H400 × D100)
	 必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	 (W1500 × H300 × D300)
	 必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)
	




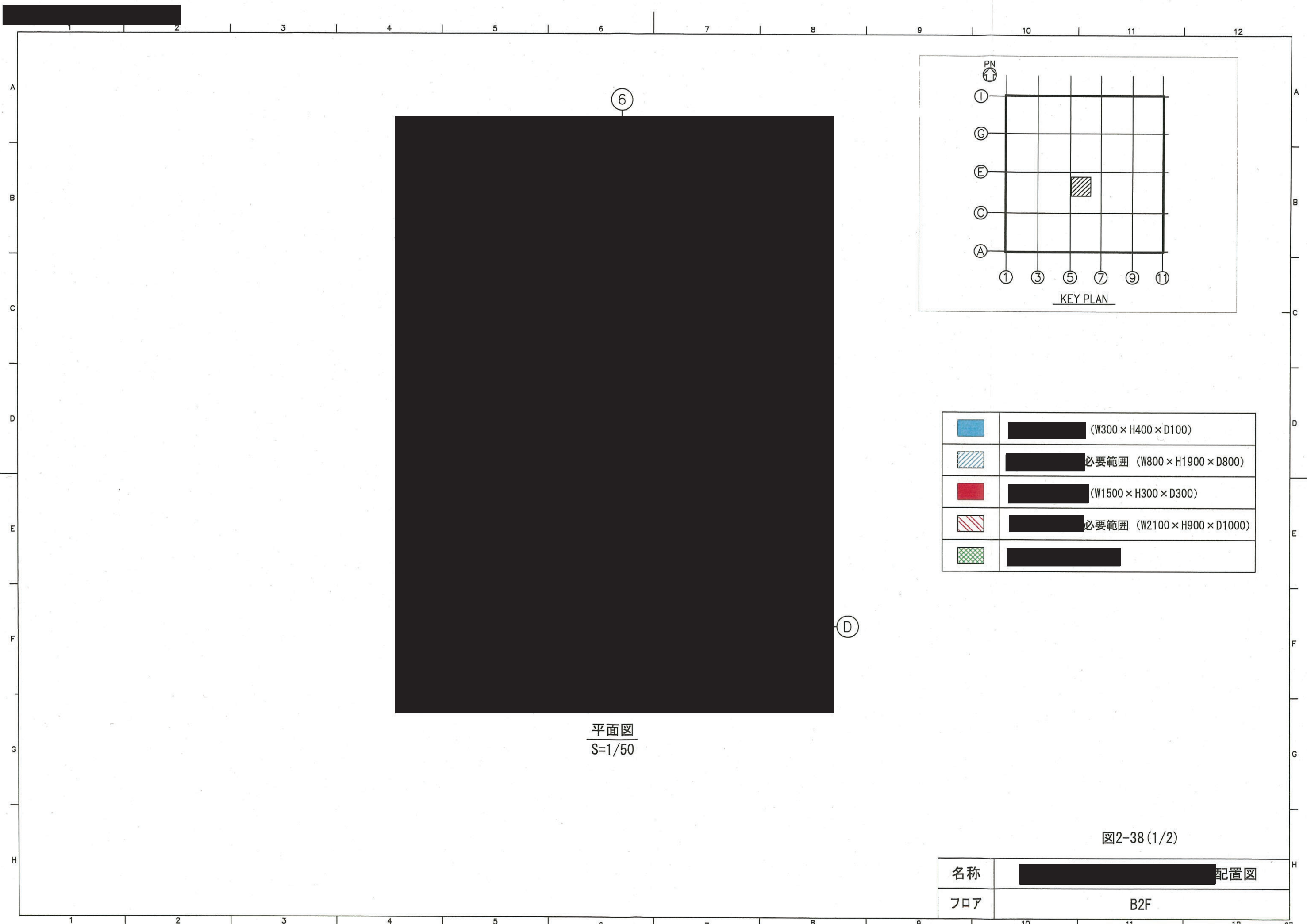
平面図  
S=1/50

A-A' 断面図  
S=1/50

B-B' 断面図  
S=1/50

図2-37

名称	 配置図
フロア	B2F

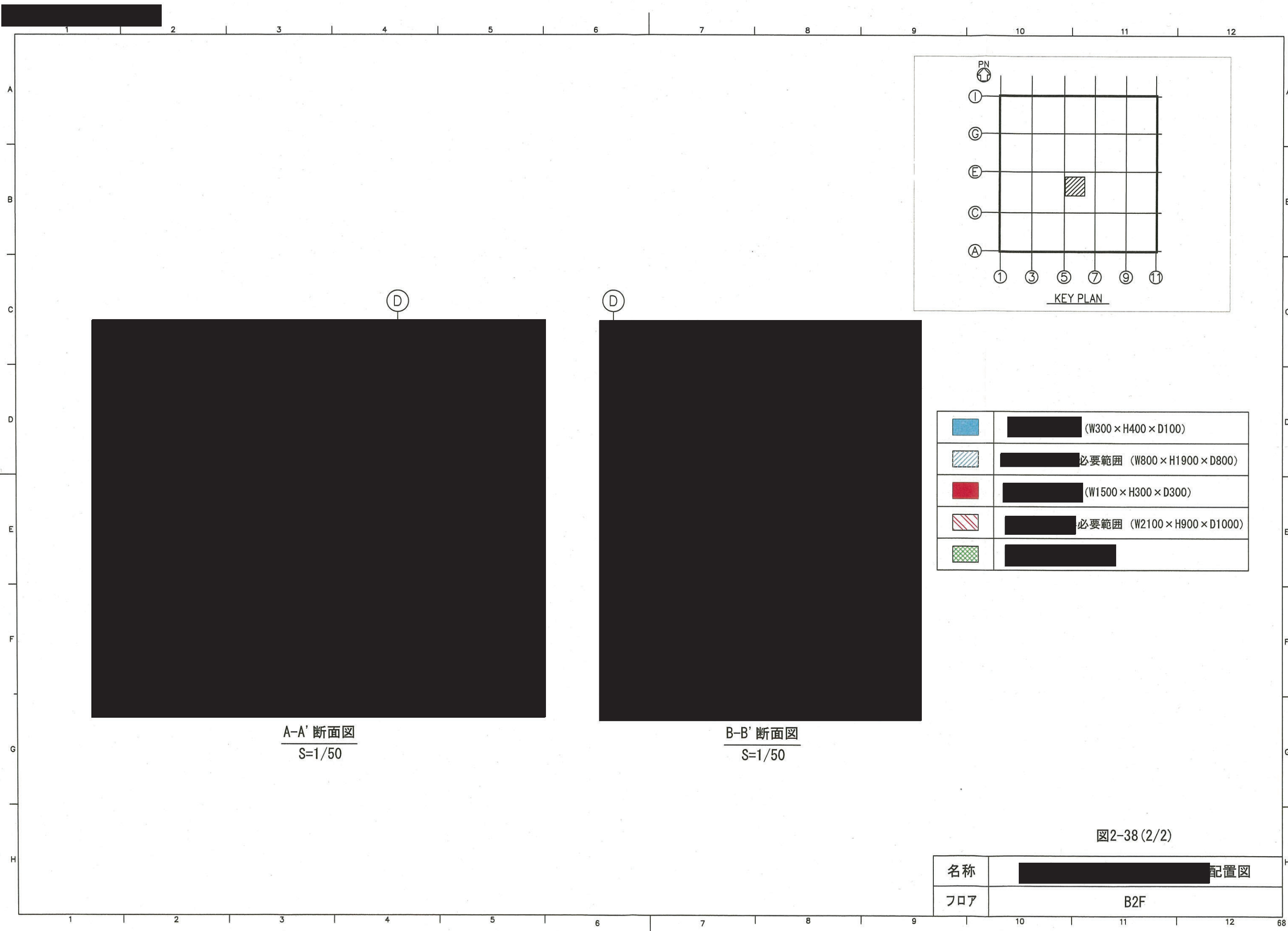


平面図  
S=1/50

	(W300 × H400 × D100)
	必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	(W1500 × H300 × D300)
	必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)

図2-38 (1/2)

名称	配置図
フロア	B2F



A-A' 断面図  
S=1/50

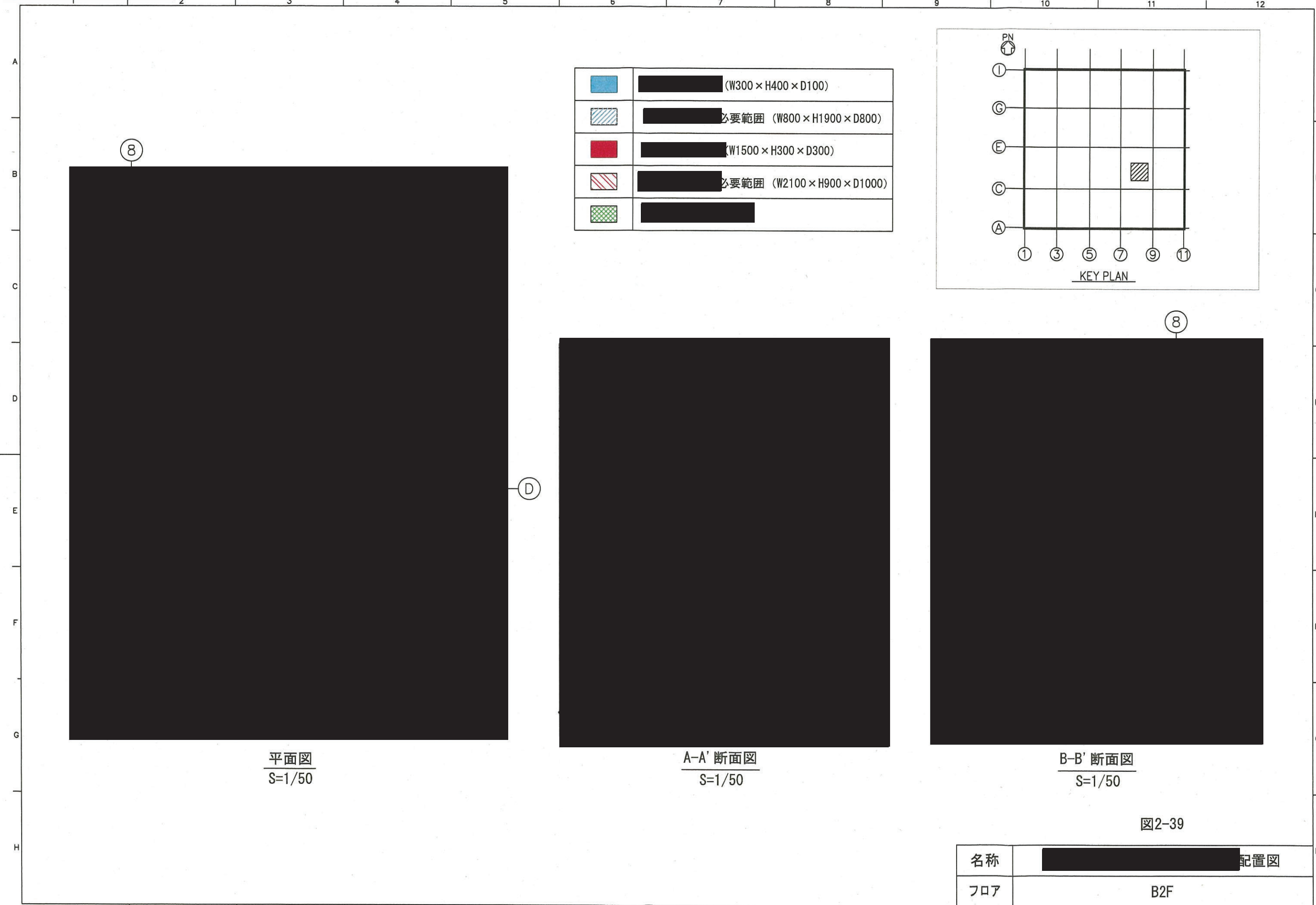
B-B' 断面図  
S=1/50

KEY PLAN

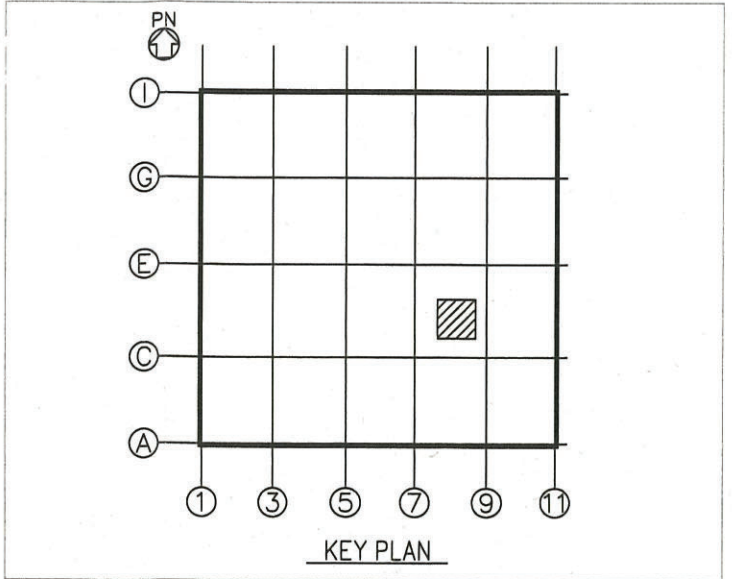
	(W300 × H400 × D100)
	必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	(W1500 × H300 × D300)
	必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)

図2-38 (2/2)

名称	配置図
フロア	B2F



	■■■■■ (W300 × H400 × D100)
	■■■■■ 必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	■■■■■ (W1500 × H300 × D300)
	■■■■■ 必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)
	■■■■■



平面図  
S=1/50

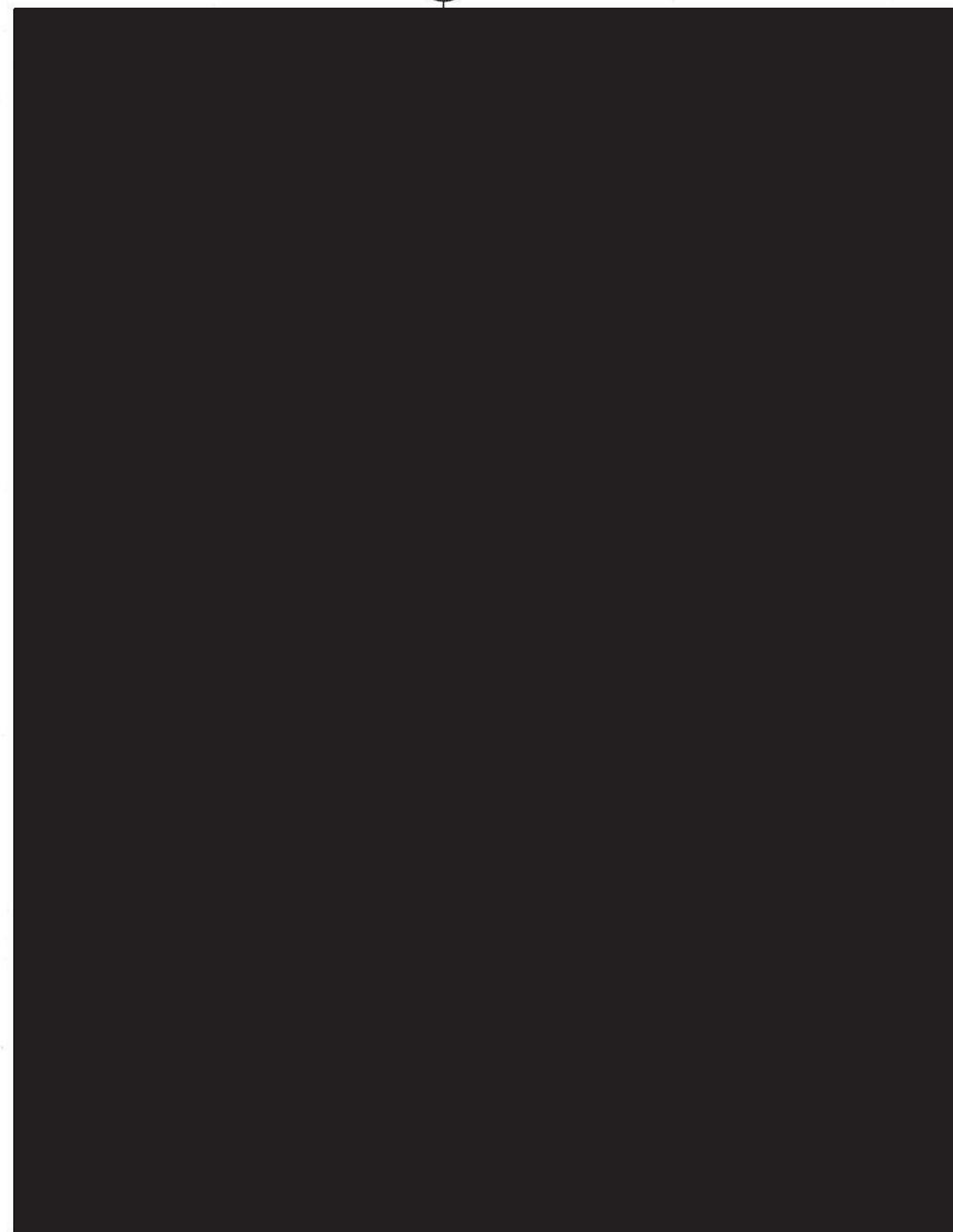
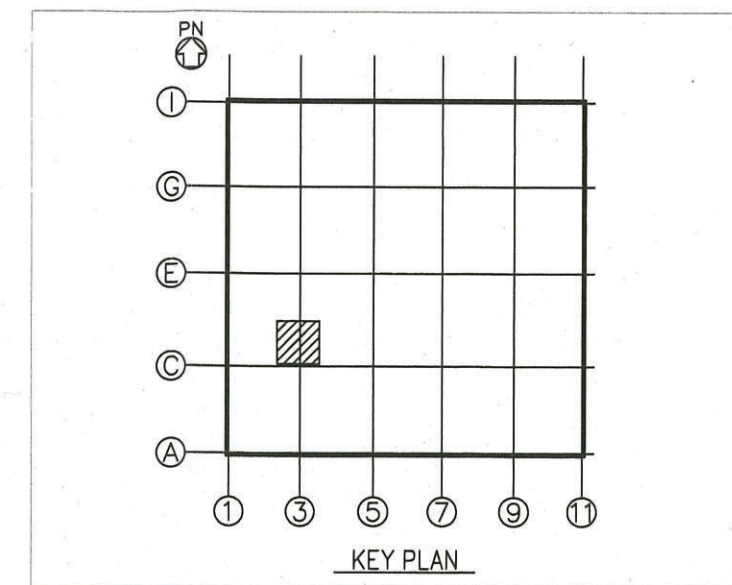
A-A' 断面図  
S=1/50

B-B' 断面図  
S=1/50

図2-39

名称	■■■■■ 配置図
フロア	B2F

	 (W300 × H400 × D100)
	 必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	 (W1500 × H300 × D300)
	 必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)
	



平面图  
S=1/50




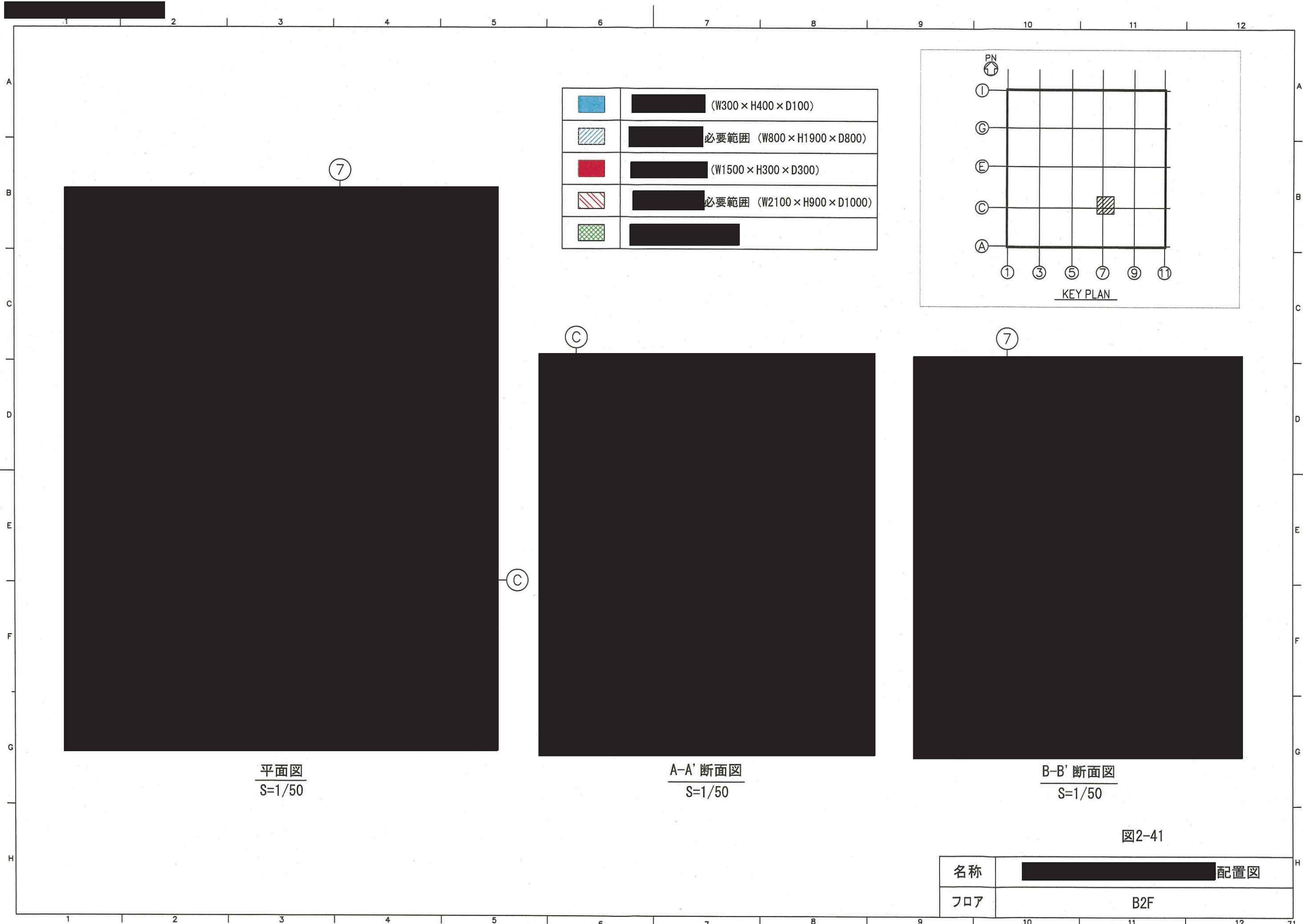
A-A' 断面図  
S=1/50



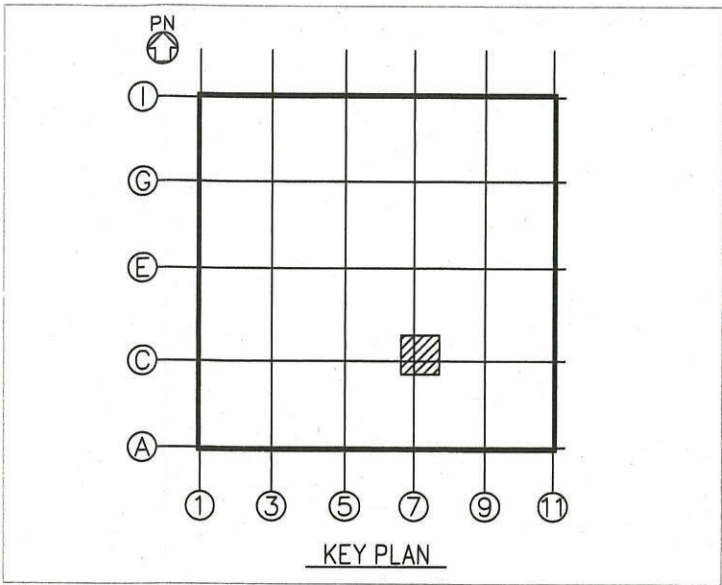
B-B' 断面図  
S=1/50

図2-40

名称	 配置図
フロア	B2F



	(W300 × H400 × D100)
	必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	(W1500 × H300 × D300)
	必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)



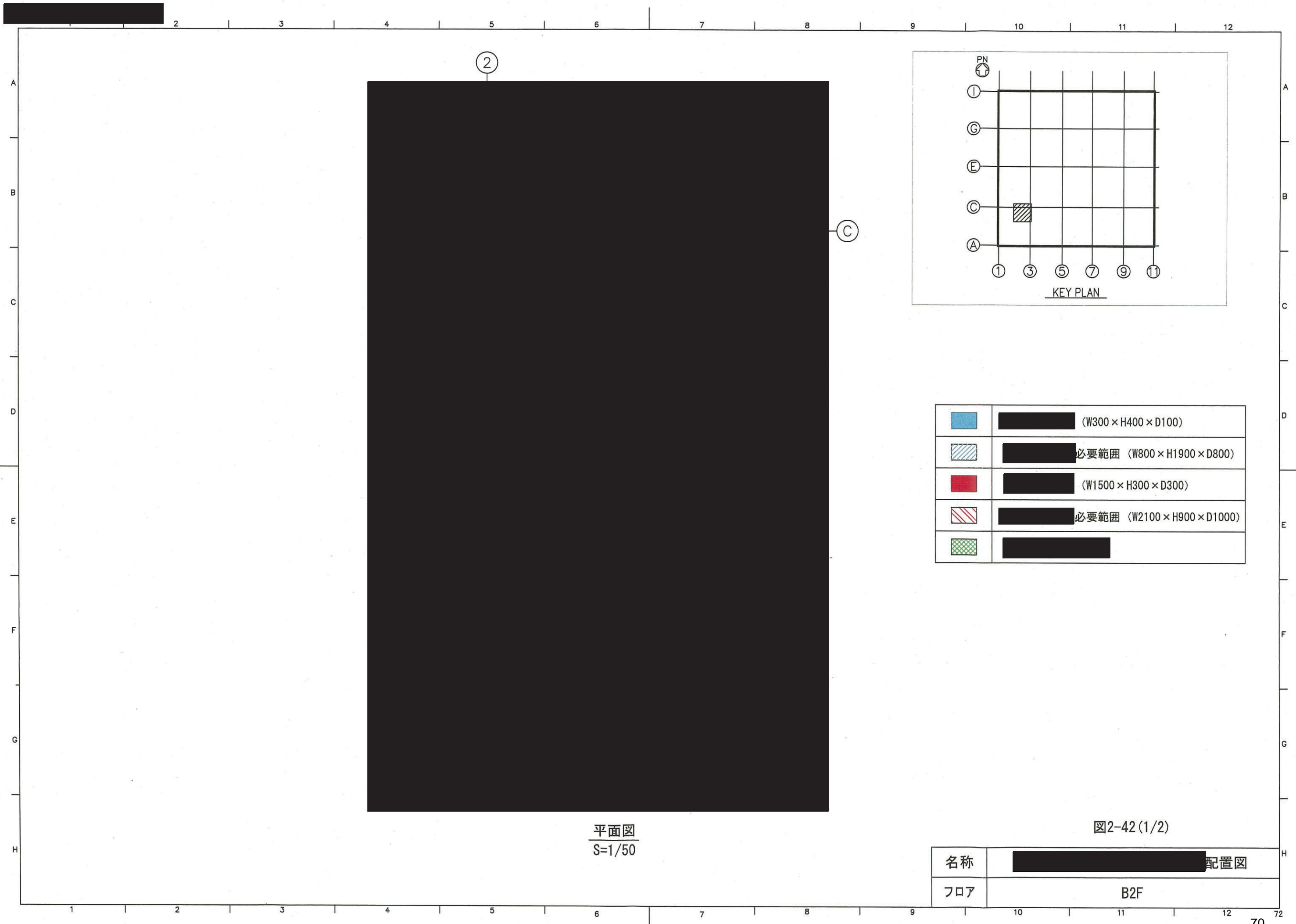
平面図  
S=1/50

A-A' 断面図  
S=1/50

B-B' 断面図  
S=1/50

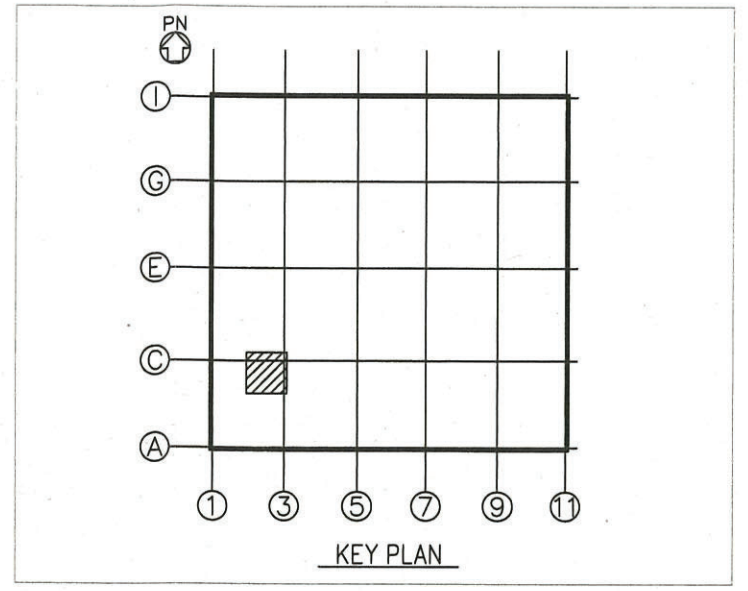
図2-41

名称	配置図
フロア	B2F



②

③



KEY PLAN

	(W300 × H400 × D100)
	必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	(W1500 × H300 × D300)
	必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)











平面図  
S=1/50

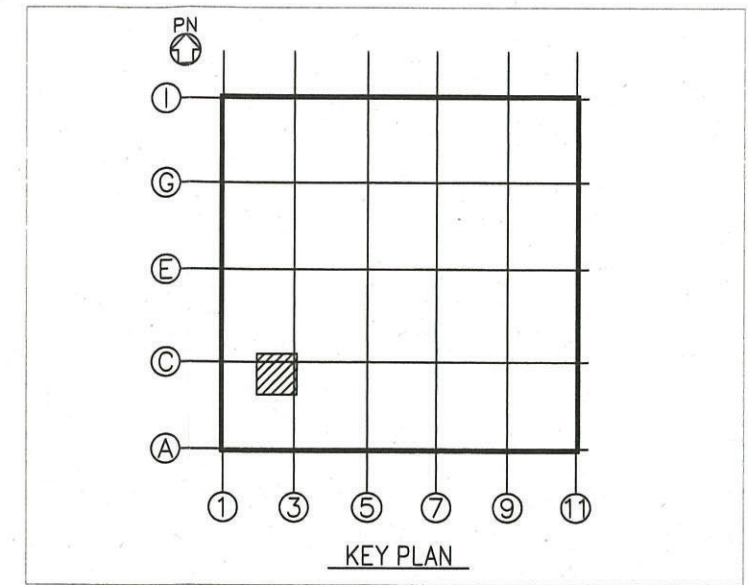
図2-42(1/2)

名称	配置図
フロア	B2F

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

A  
B  
C  
D  
E  
F  
G  
H

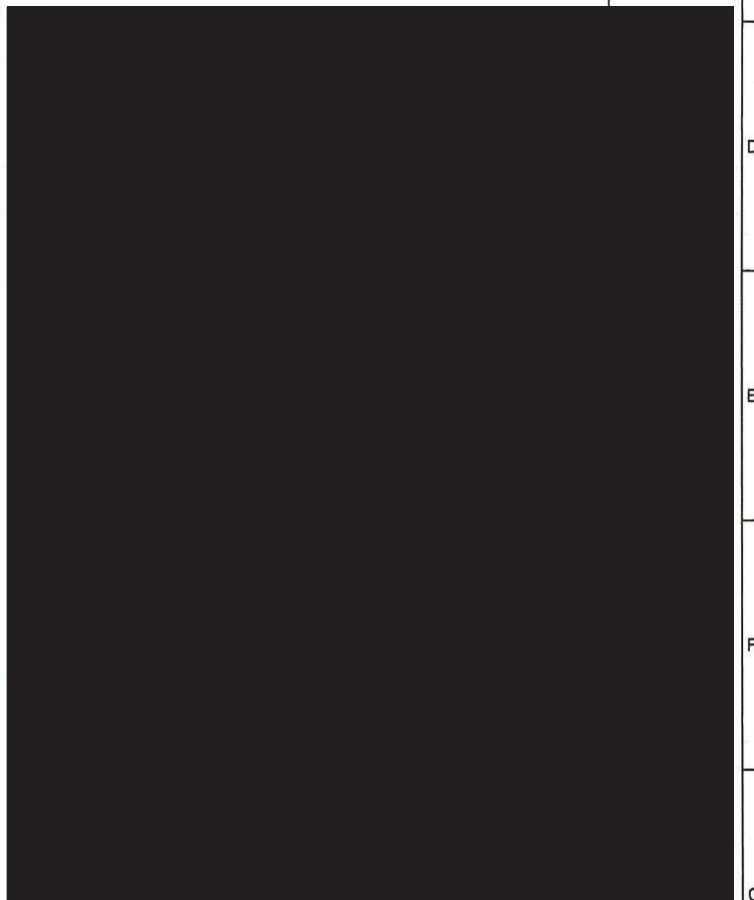
	 (W300 × H400 × D100)
	 必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	 (W1500 × H300 × D300)
	 必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)
	



A-A' 断面図  
S=1/50




B-B' 断面図  
S=1/50



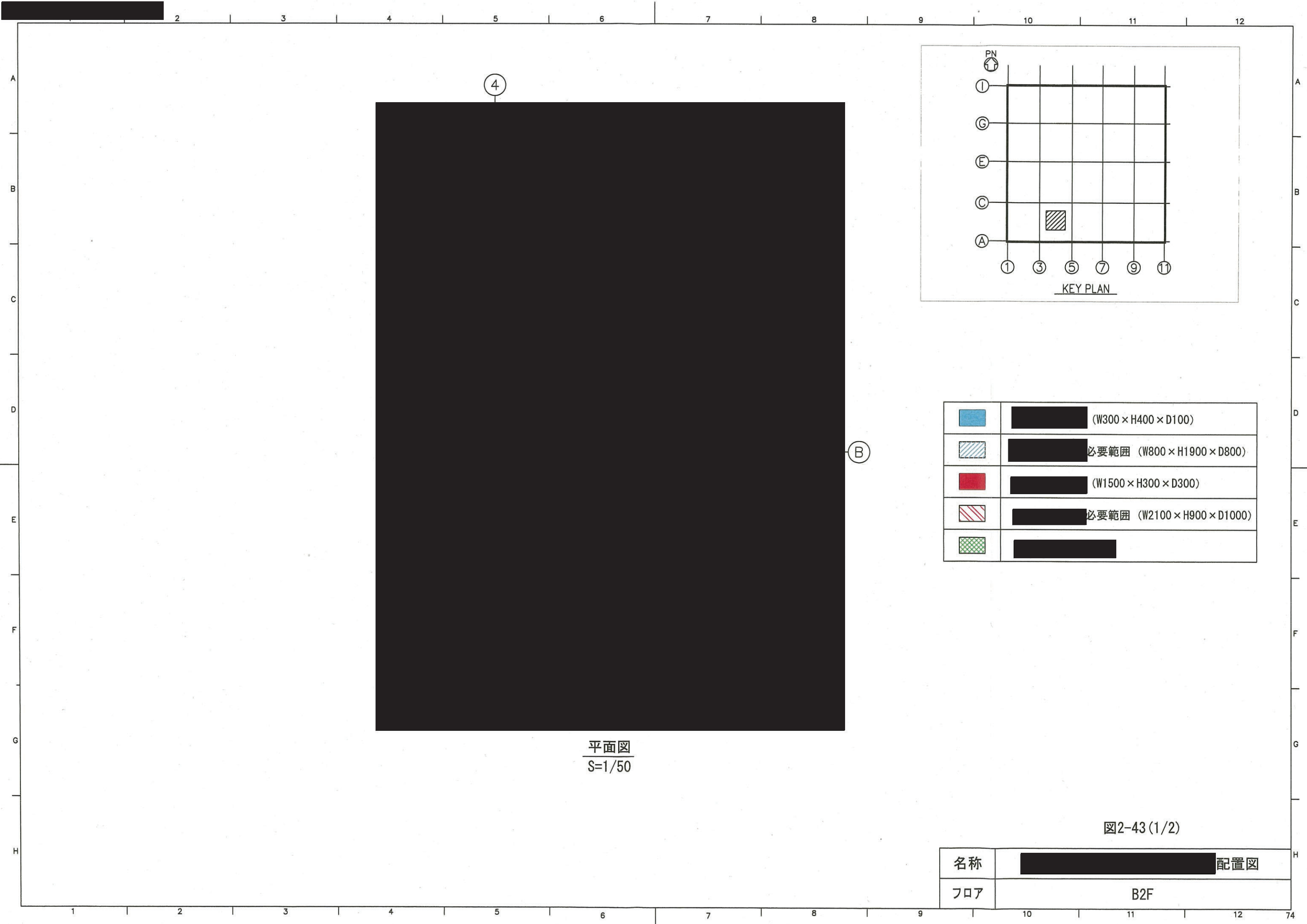
C-C' 断面図  
S=1/50

図2-42 (2/2)

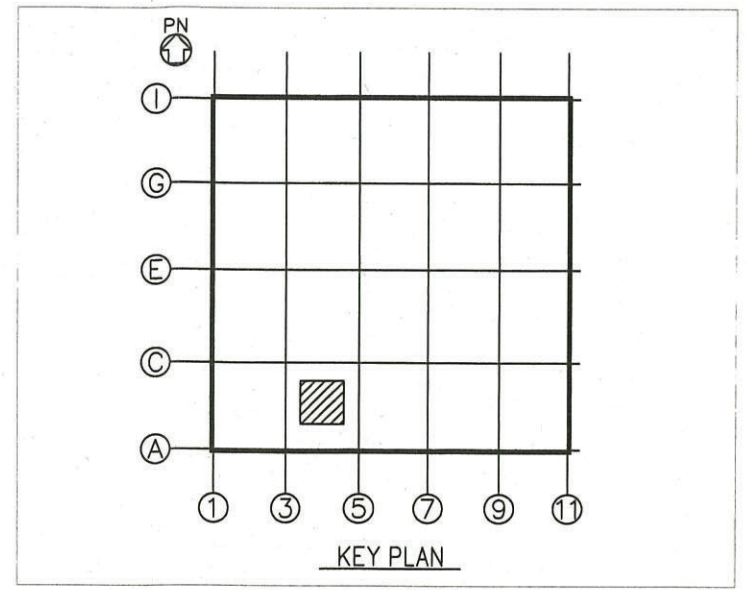
名称	 配置図
フロア	B2F

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 71 73





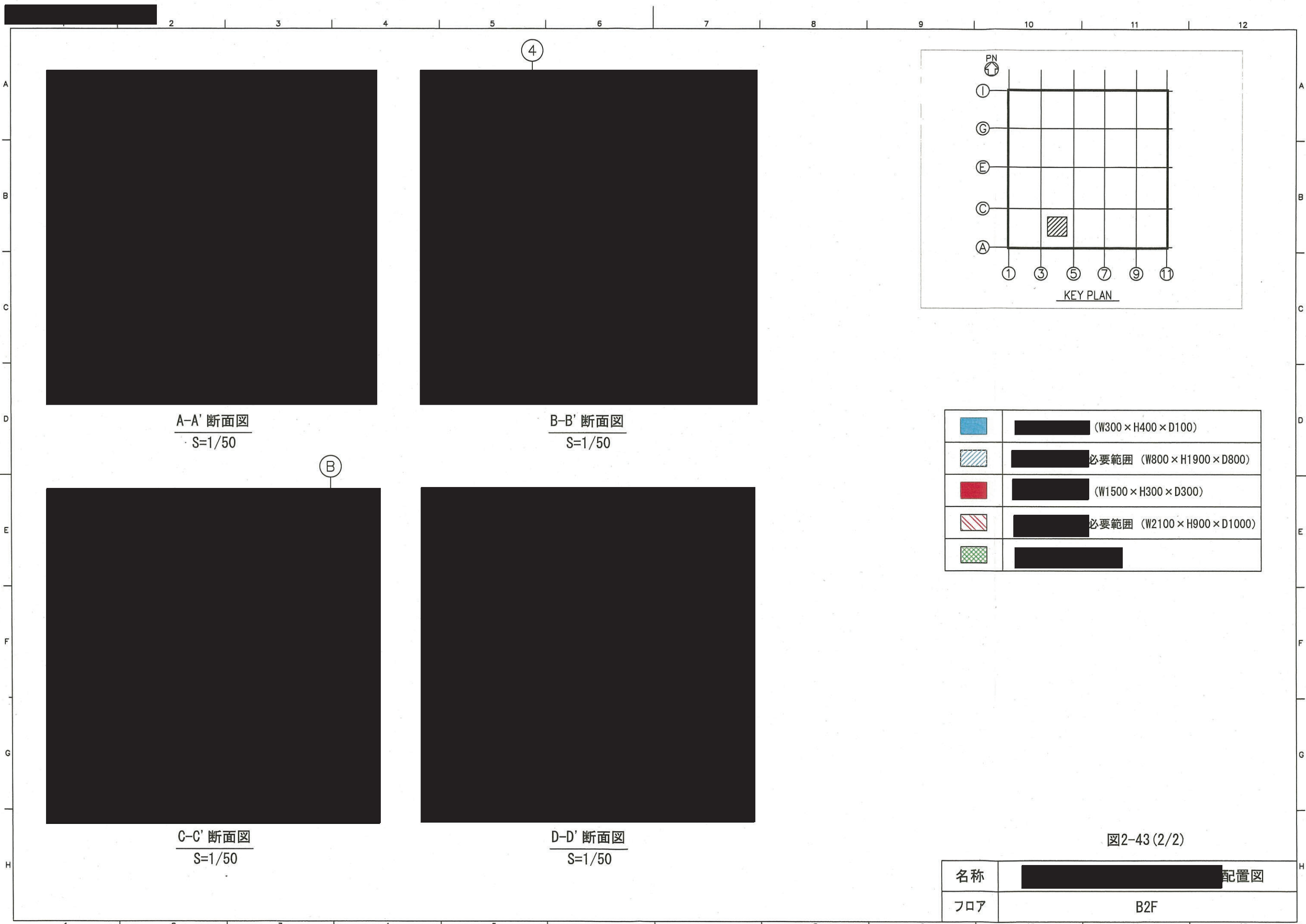
平面図  
S=1/50



	(W300 × H400 × D100)
	必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	(W1500 × H300 × D300)
	必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)

図2-43 (1/2)

名称	配置図
フロア	B2F

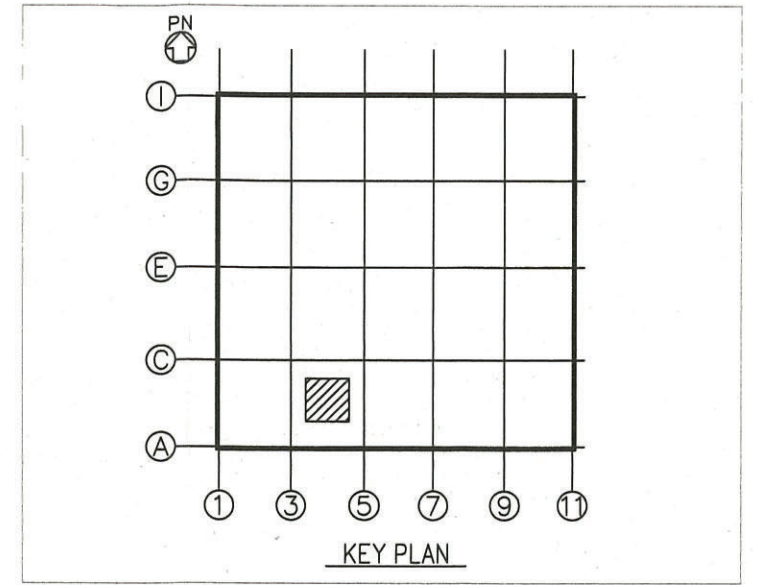


A-A' 断面図  
S=1/50

B-B' 断面図  
S=1/50

C-C' 断面図  
S=1/50

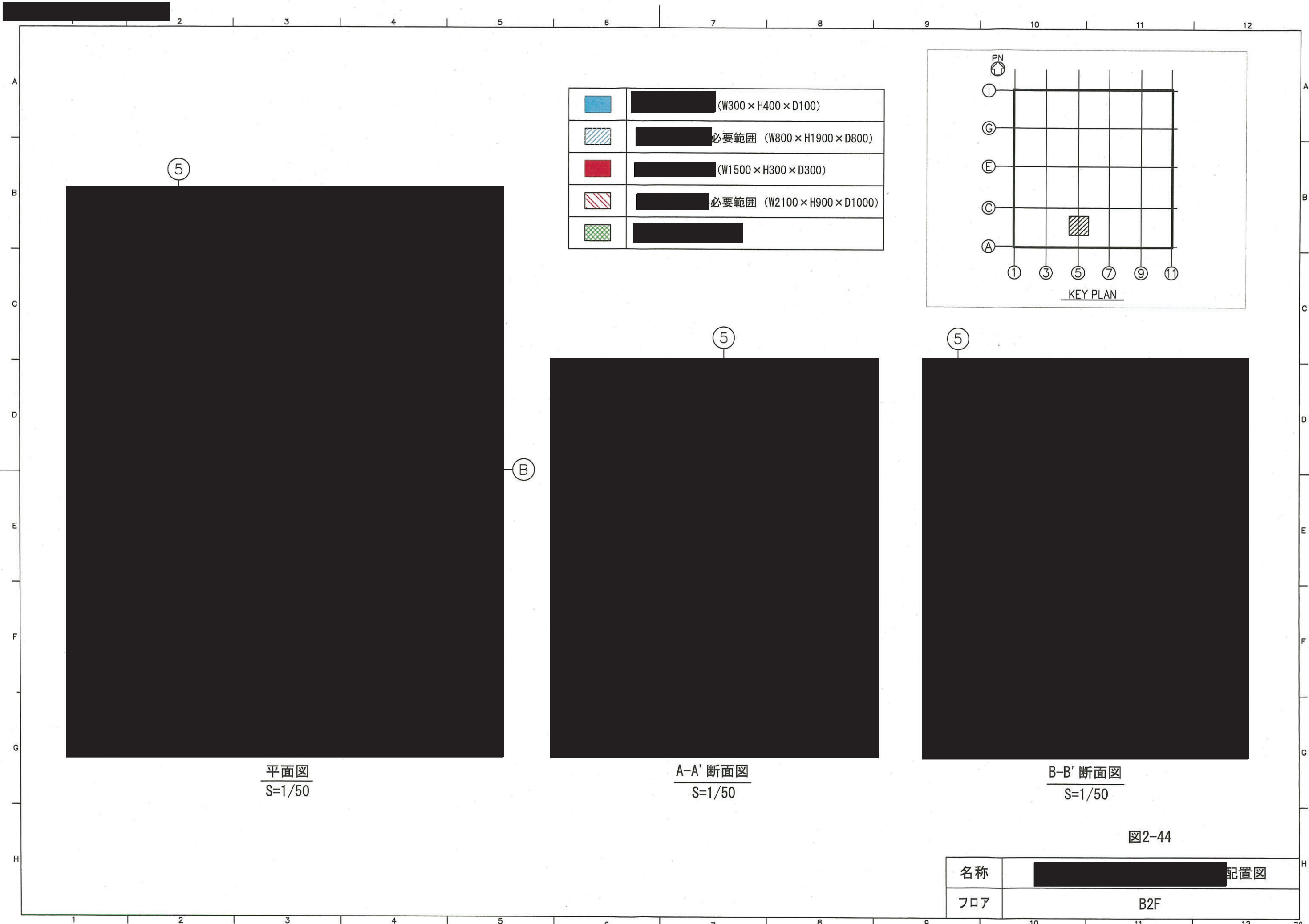
D-D' 断面図  
S=1/50








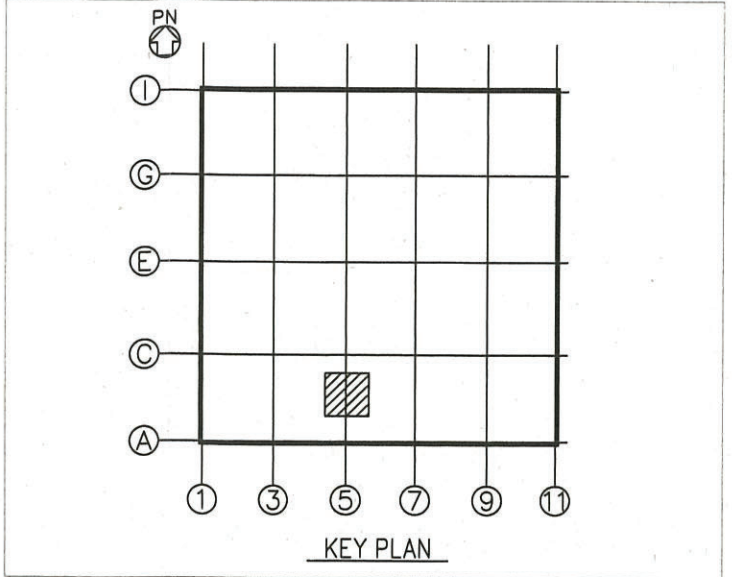
	必要範囲 (W300 × H400 × D100)
	必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	必要範囲 (W1500 × H300 × D300)
	必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)
	必要範囲

図2-43 (2/2)

名称	必要範囲配置図
フロア	B2F



	 (W300 × H400 × D100)
	 必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	 (W1500 × H300 × D300)
	 必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)
	




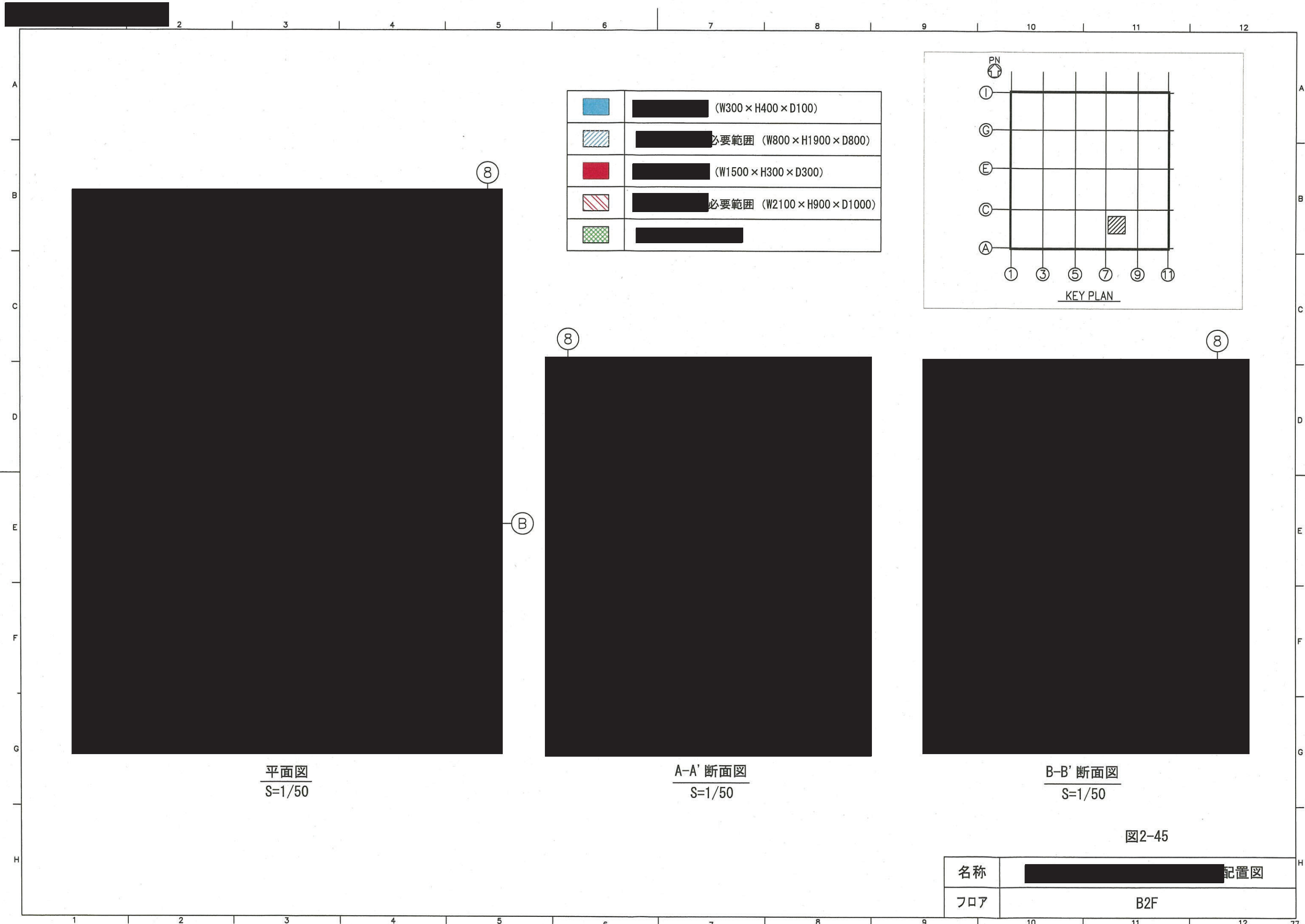
平面図  
S=1/50








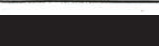


A-A' 断面図  
S=1/50

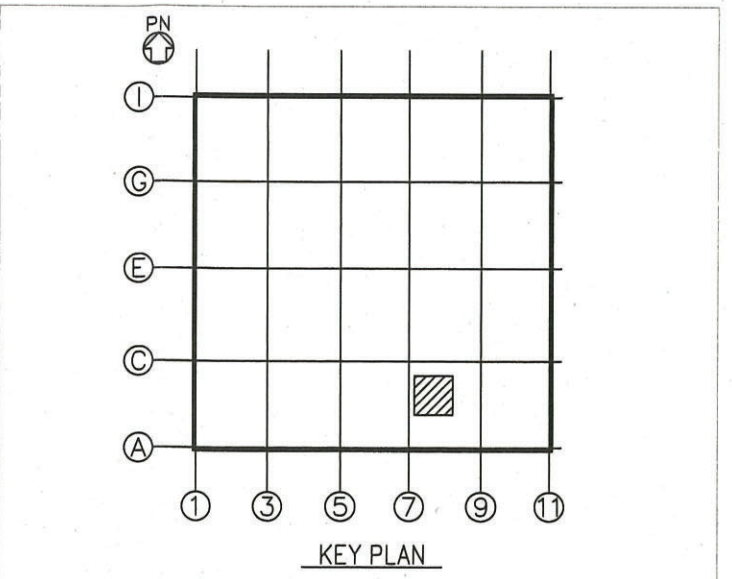
B-B' 断面図  
S=1/50

図2-44

名称	 配置図
フロア	B2F



	 (W300 × H400 × D100)
	 必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	 (W1500 × H300 × D300)
	 必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)
	




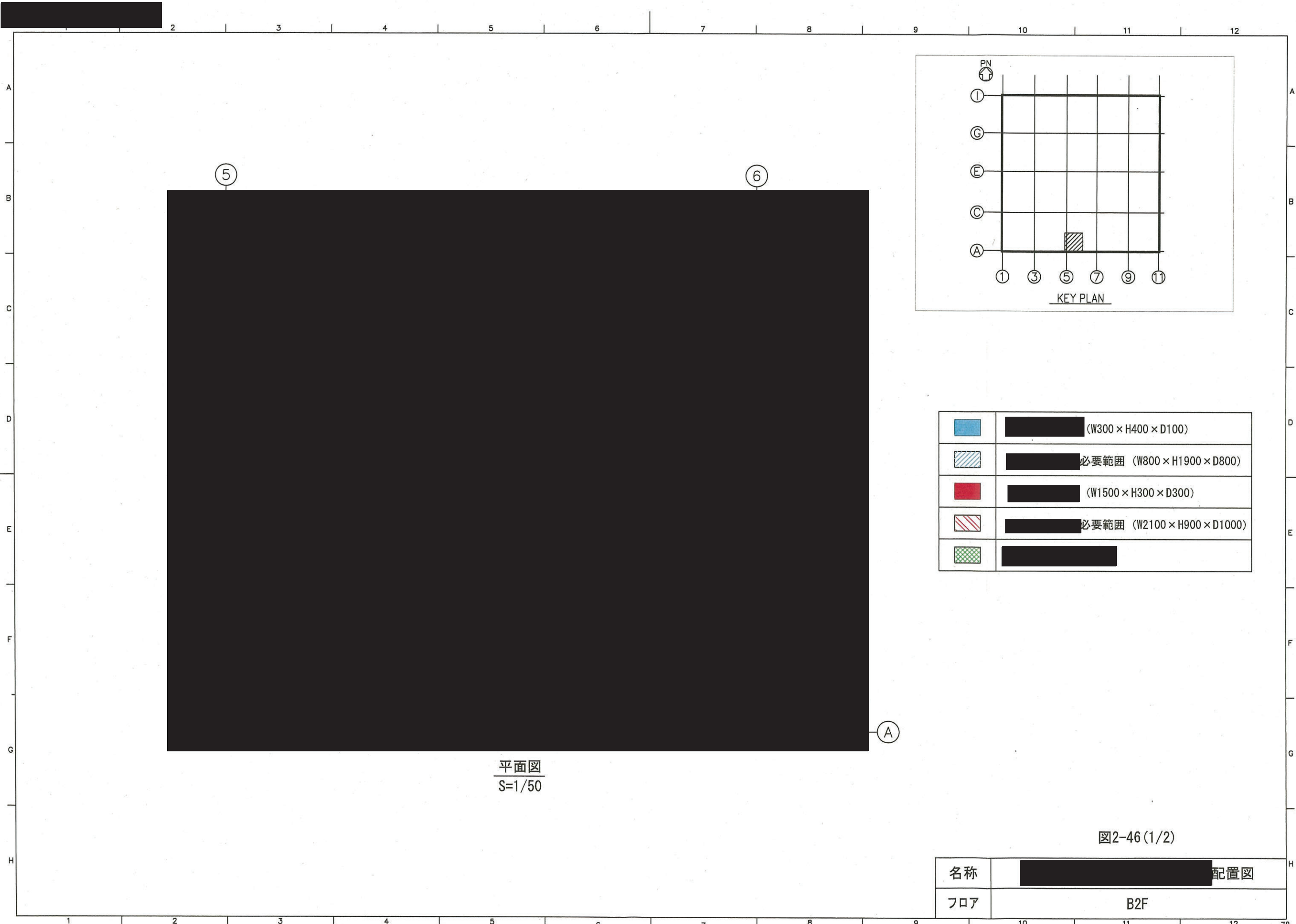
平面図  
S=1/50

A-A' 断面図  
S=1/50

B-B' 断面図  
S=1/50

図2-45

名称	 配置図
フロア	B2F



平面図  
S=1/50







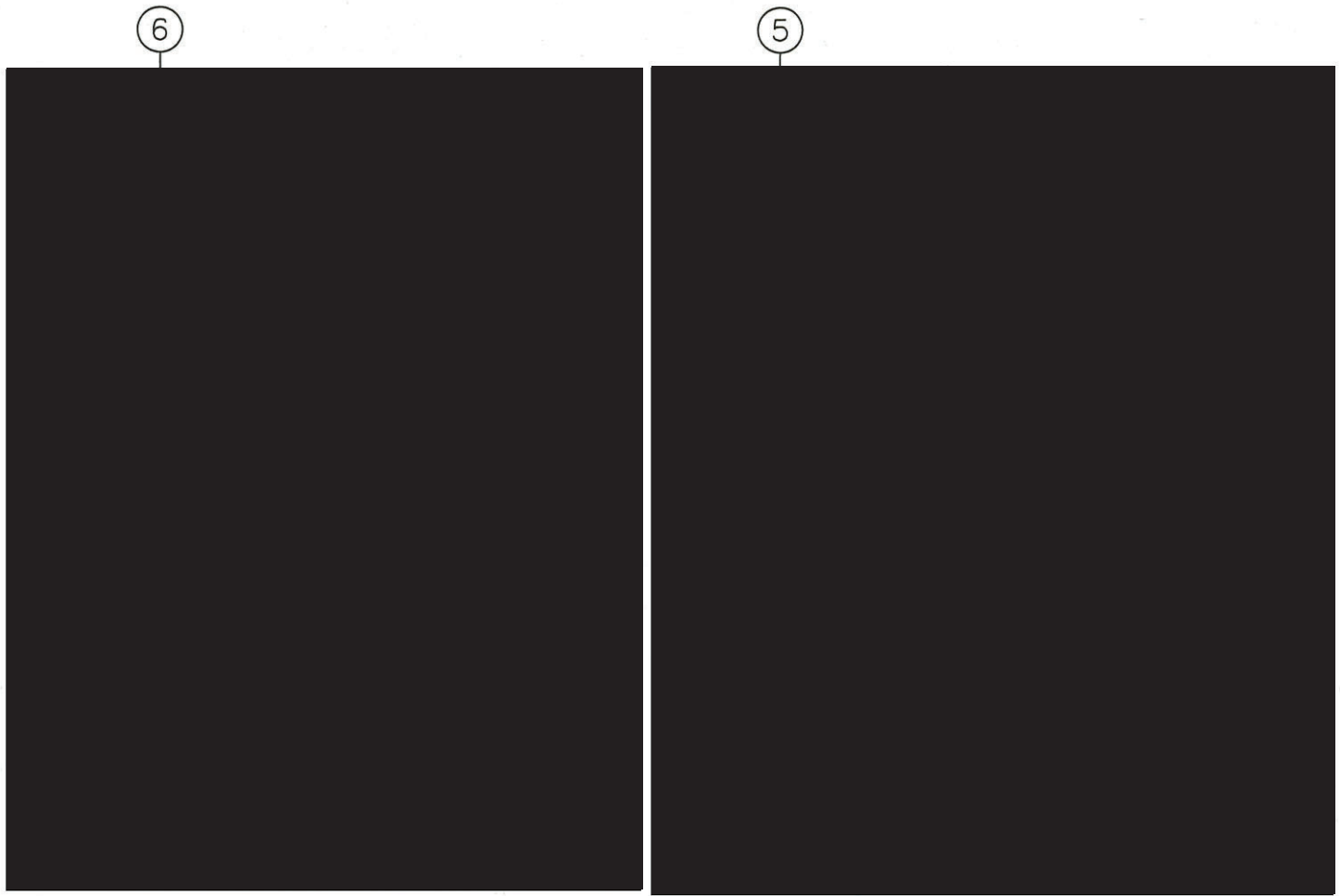
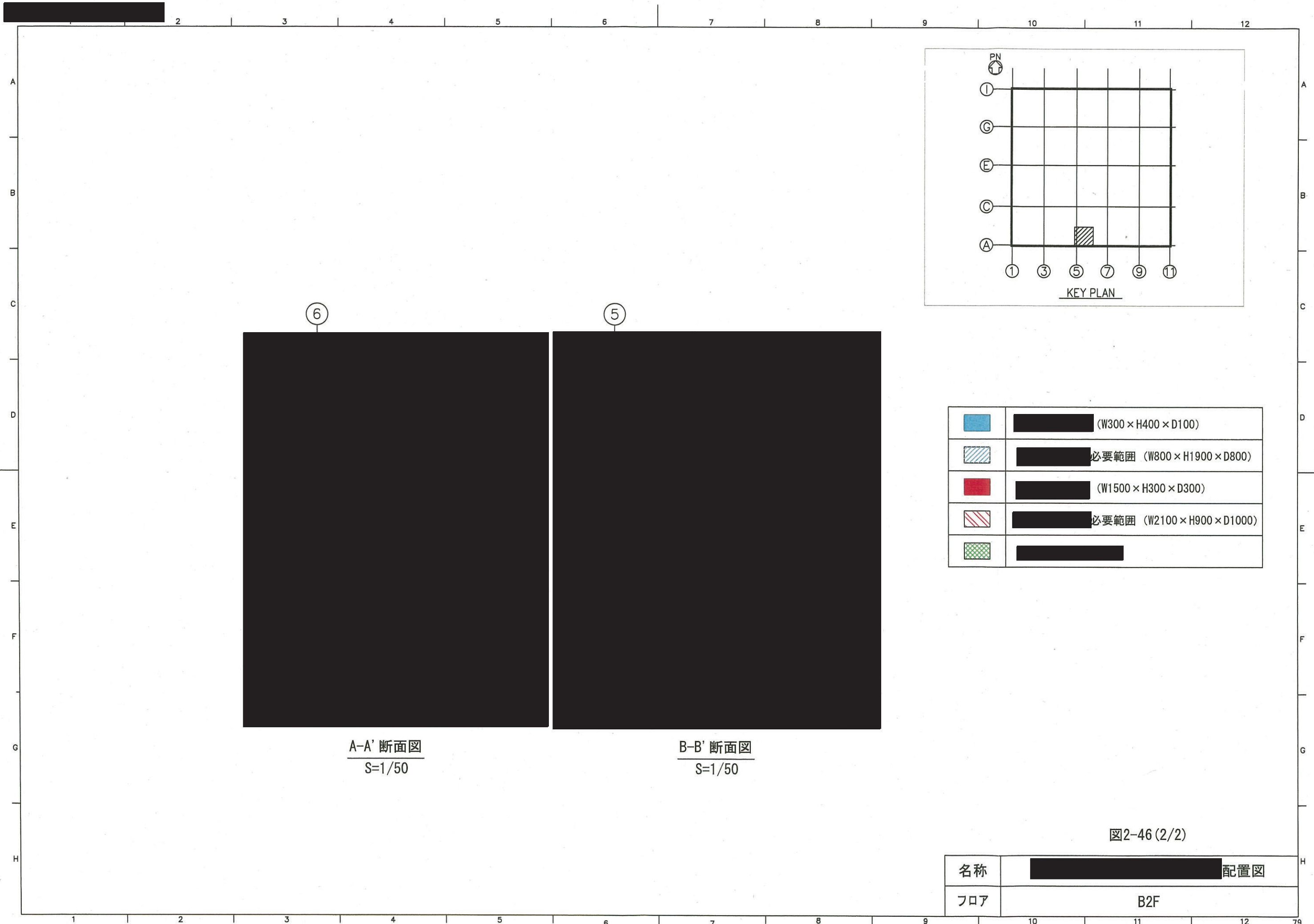
	 (W300 × H400 × D100)
	 必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	 (W1500 × H300 × D300)
	 必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)
	

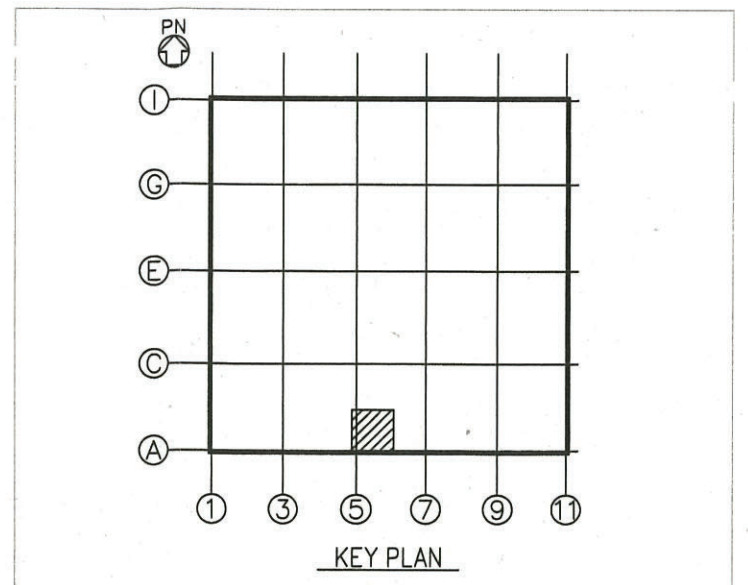
図2-46 (1/2)

名称	 配置図
フロア	B2F



A-A' 断面図  
S=1/50

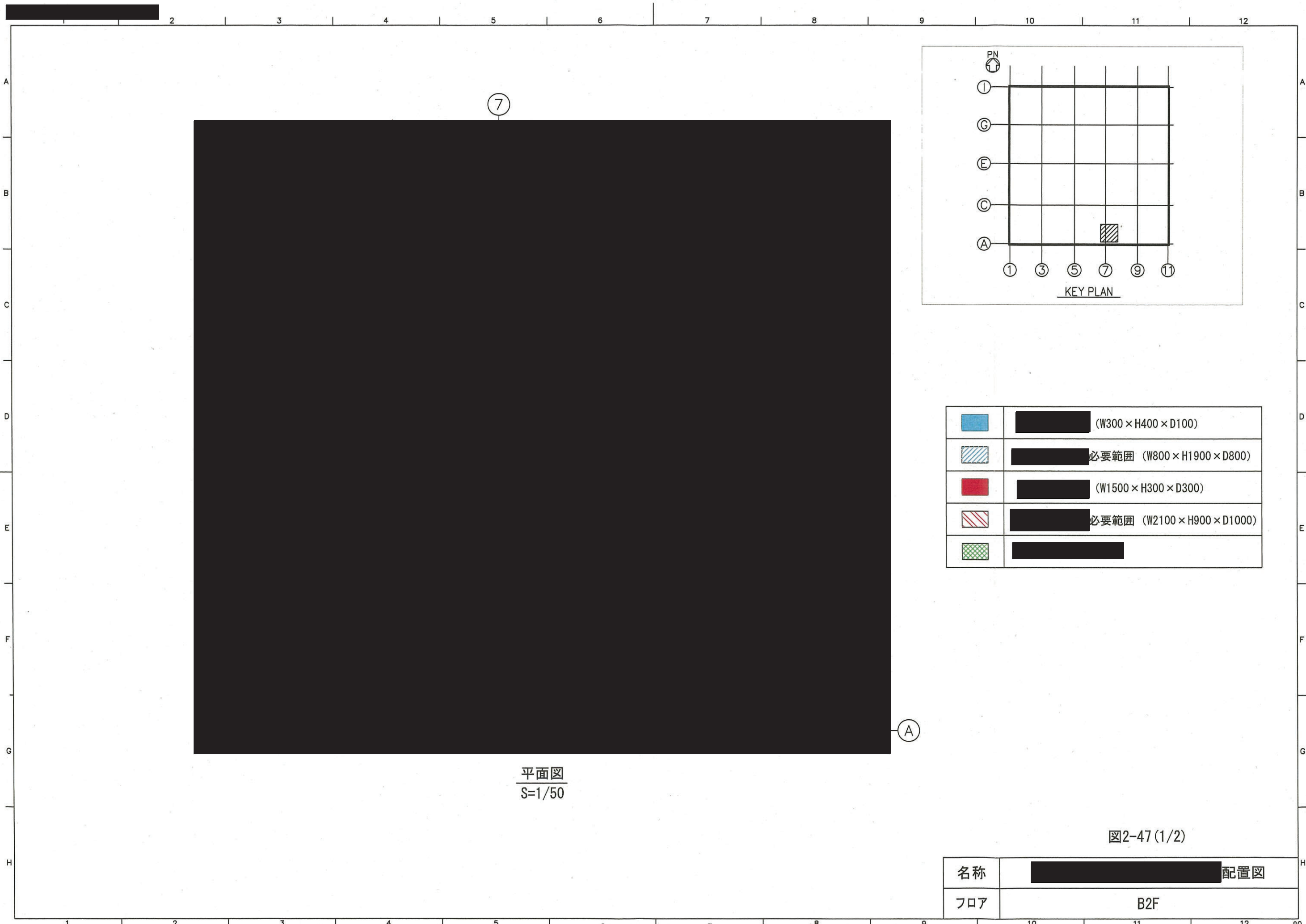
B-B' 断面図  
S=1/50



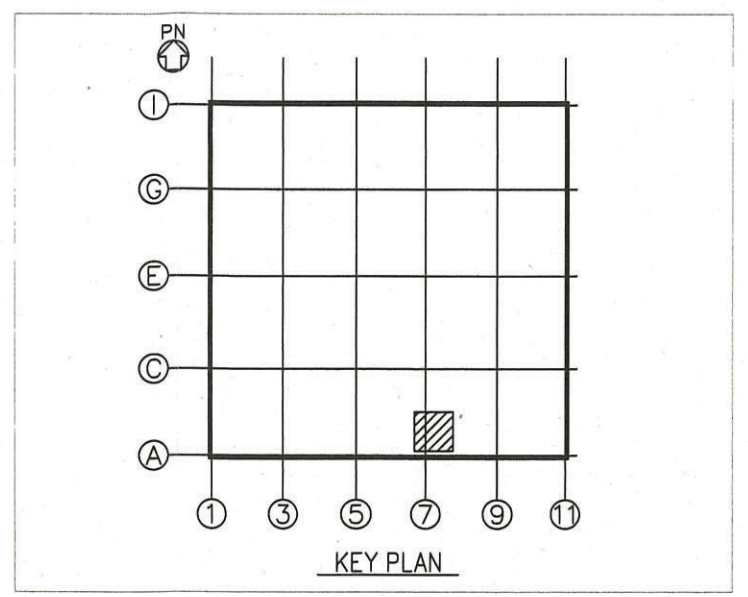
	(W300 × H400 × D100)
	必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	(W1500 × H300 × D300)
	必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)

名称	配置図
フロア	B2F

図2-46 (2/2)



平面図  
S=1/50














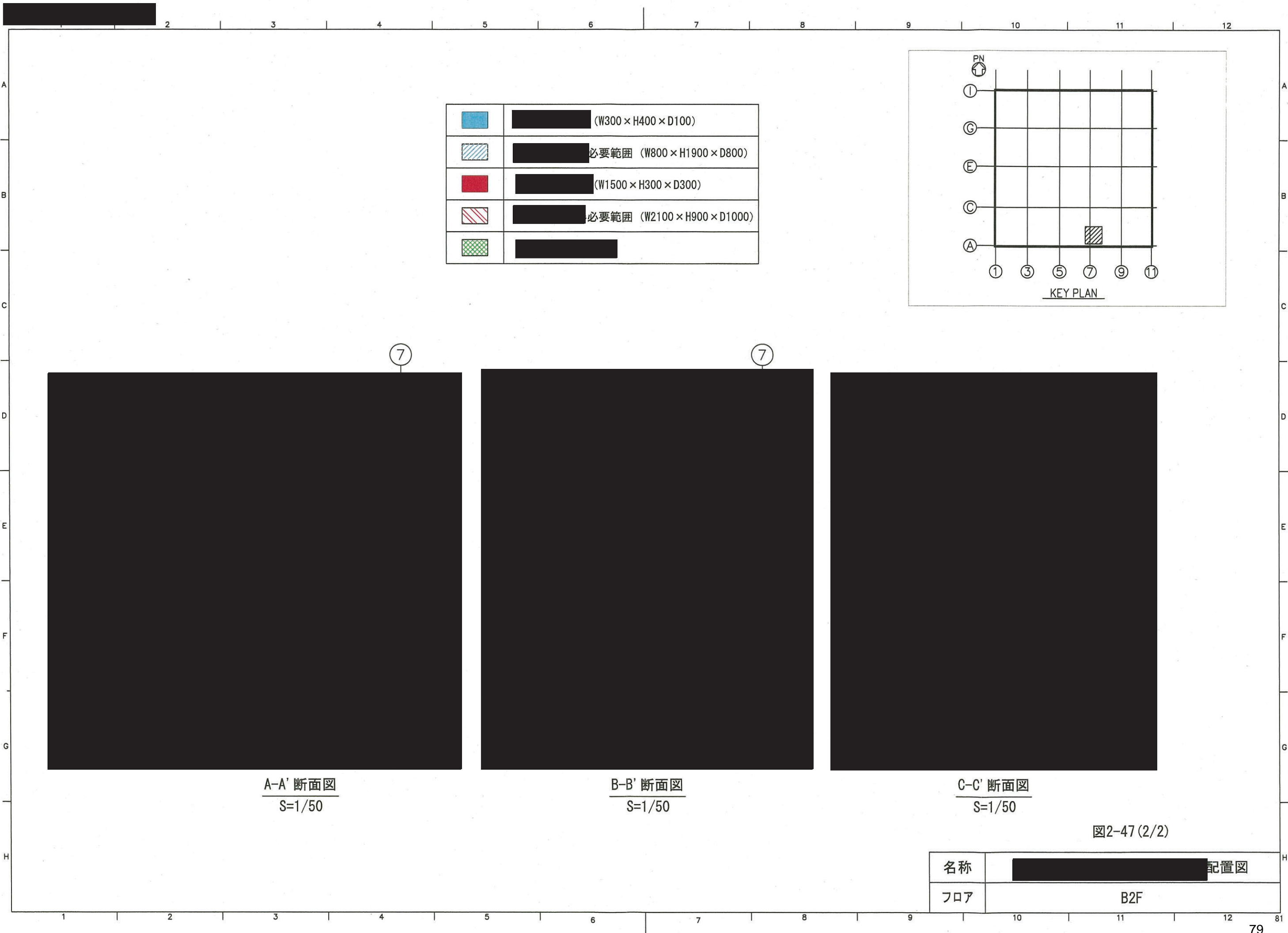
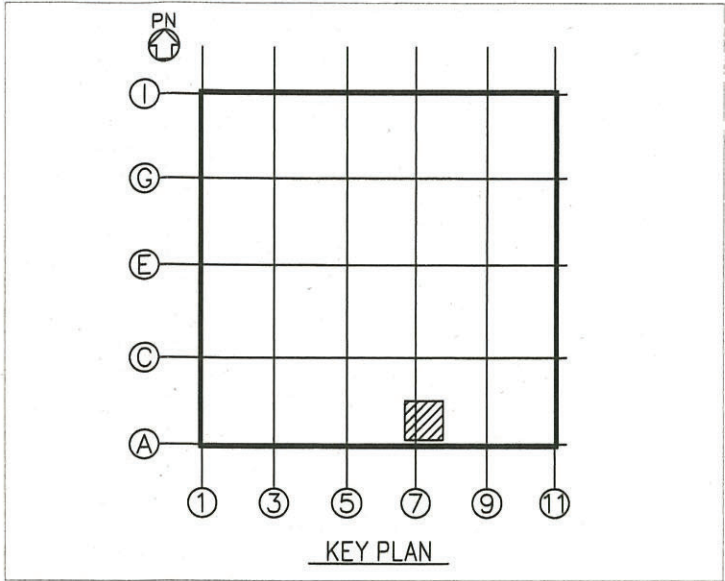
	 (W300 × H400 × D100)
	 必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	 (W1500 × H300 × D300)
	 必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)
	

図2-47 (1/2)

名称	 配置図
フロア	B2F



	■■■■ (W300 × H400 × D100)
	■■■■ 必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	■■■■ (W1500 × H300 × D300)
	■■■■ 必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)
	■■■■



A-A' 断面図  
S=1/50



B-B' 断面図  
S=1/50

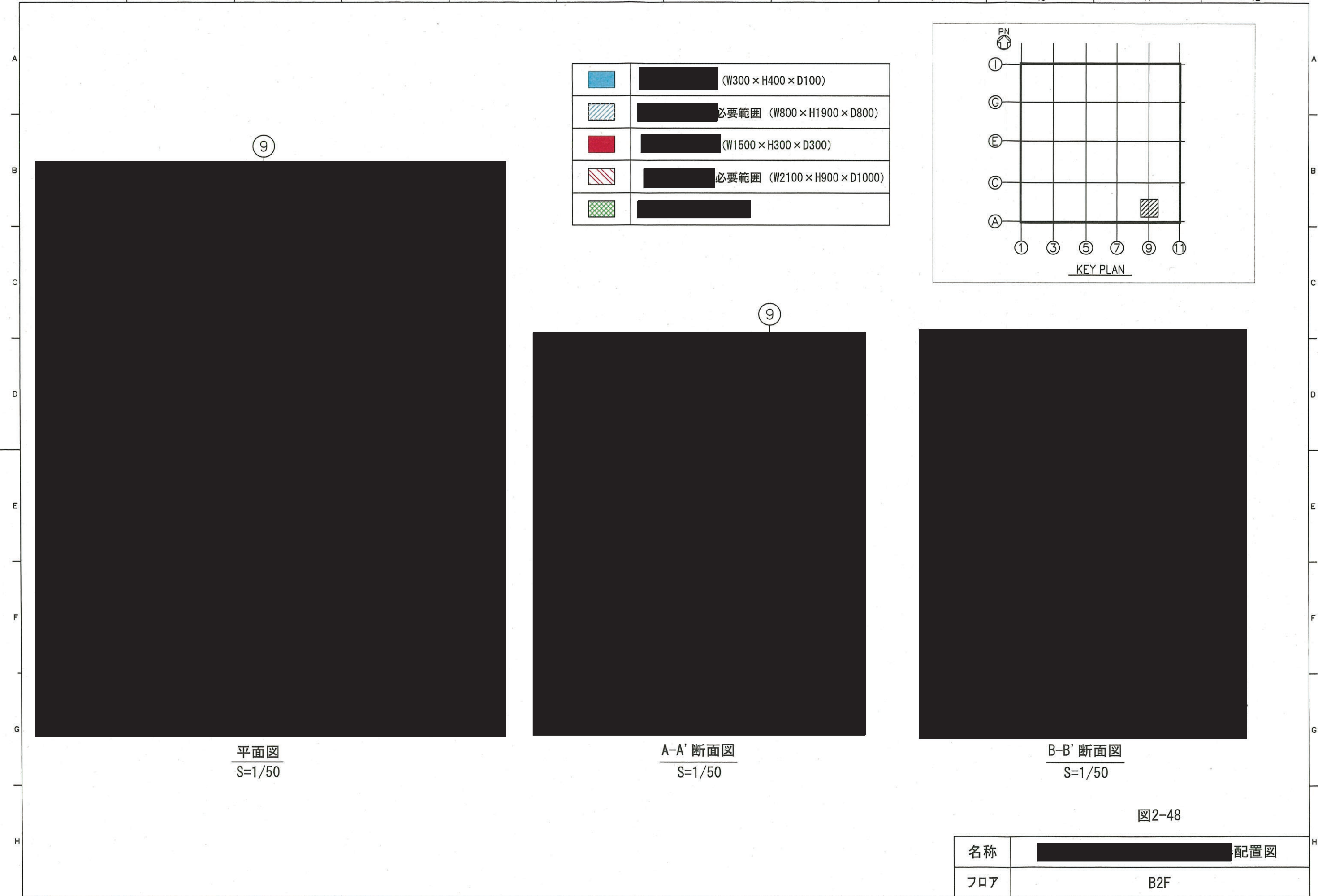


C-C' 断面図  
S=1/50

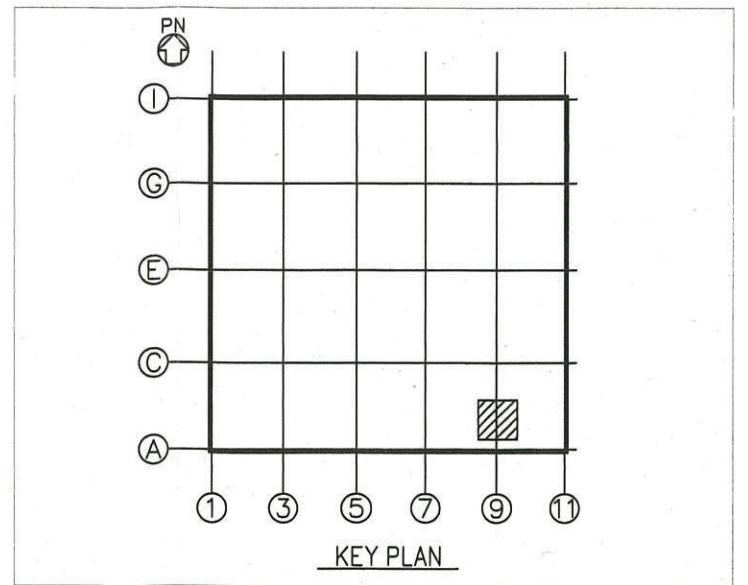
図2-47 (2/2)

名称	■■■■ 配置図
フロア	B2F





	(W300 × H400 × D100)
	必要範囲 (W800 × H1900 × D800)
	(W1500 × H300 × D300)
	必要範囲 (W2100 × H900 × D1000)



平面図  
S=1/50

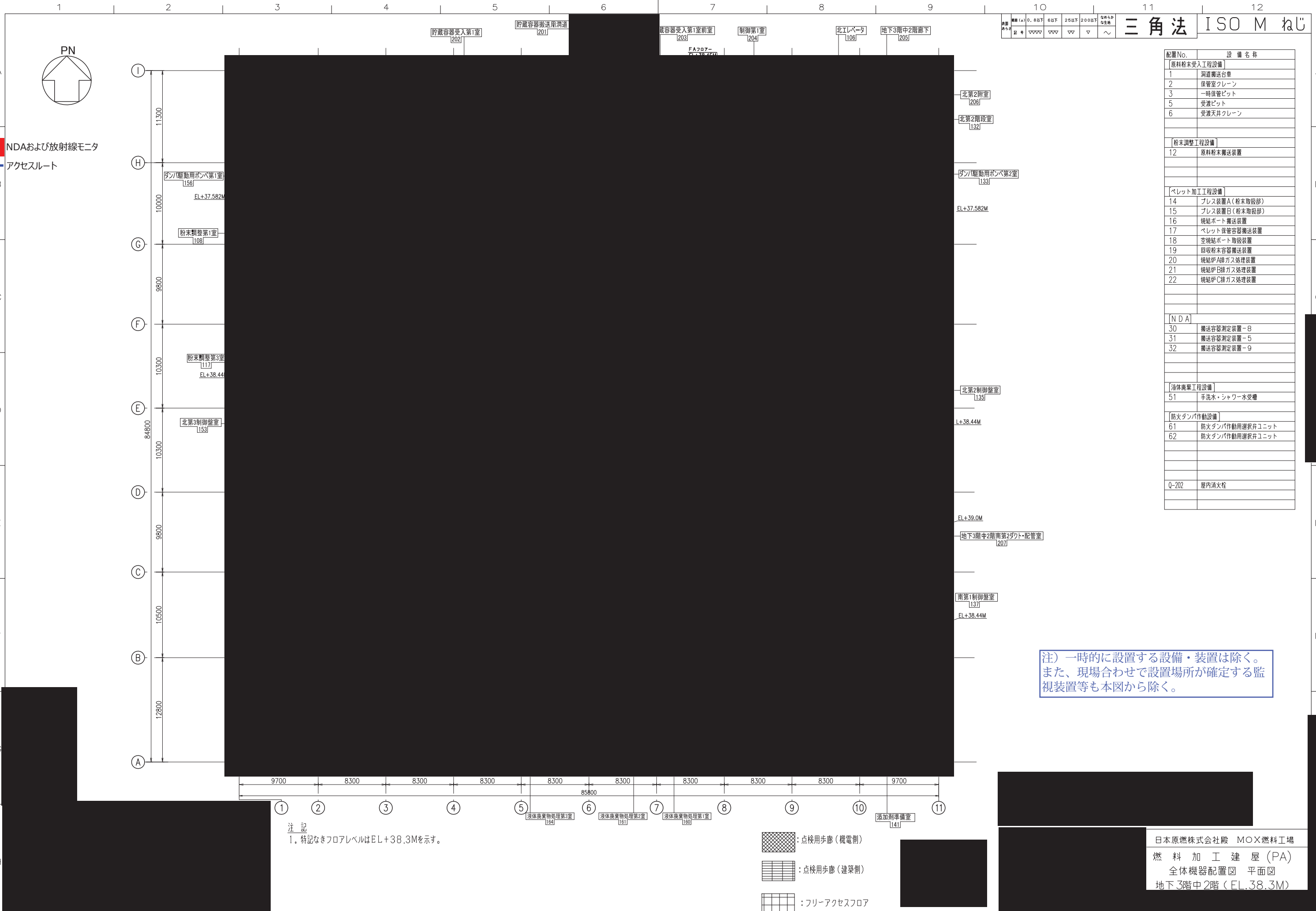
A-A' 断面図  
S=1/50

B-B' 断面図  
S=1/50

図2-48

名称	配置図
フロア	B2F





注) 一時的に設置する設備・装置は除く。  
また、現場合わせて設置場所が確定する監視装置等も本図から除く。

配置No.	設備名称
[原料粉末受入工程設備]	
1	洞道搬送台車
2	保管室クレーン
3	一時保管ピット
5	受渡ピット
6	受渡天井クレーン
[粉末調整工程設備]	
12	原料粉末搬送装置
[ペレット加工工程設備]	
14	プレス装置A(粉末取扱部)
15	プレス装置B(粉末取扱部)
16	焼結ボート搬送装置
17	ペレット保管容器搬送装置
18	空焼結ボート取扱装置
19	回収粉末容器搬送装置
20	焼結炉A排ガス処理装置
21	焼結炉B排ガス処理装置
22	焼結炉C排ガス処理装置
[NDA]	
30	搬送容器測定装置-8
31	搬送容器測定装置-5
32	搬送容器測定装置-9
[液体廃棄工程設備]	
51	手洗水・シャワー水受槽
[防火タンク作動設備]	
61	防火タンク作動用選択弁ユニット
62	防火タンク作動用選択弁ユニット
Q-202	屋内消火栓

注記  
1. 特記なきフロアレベルはEL+38.3Mを示す。

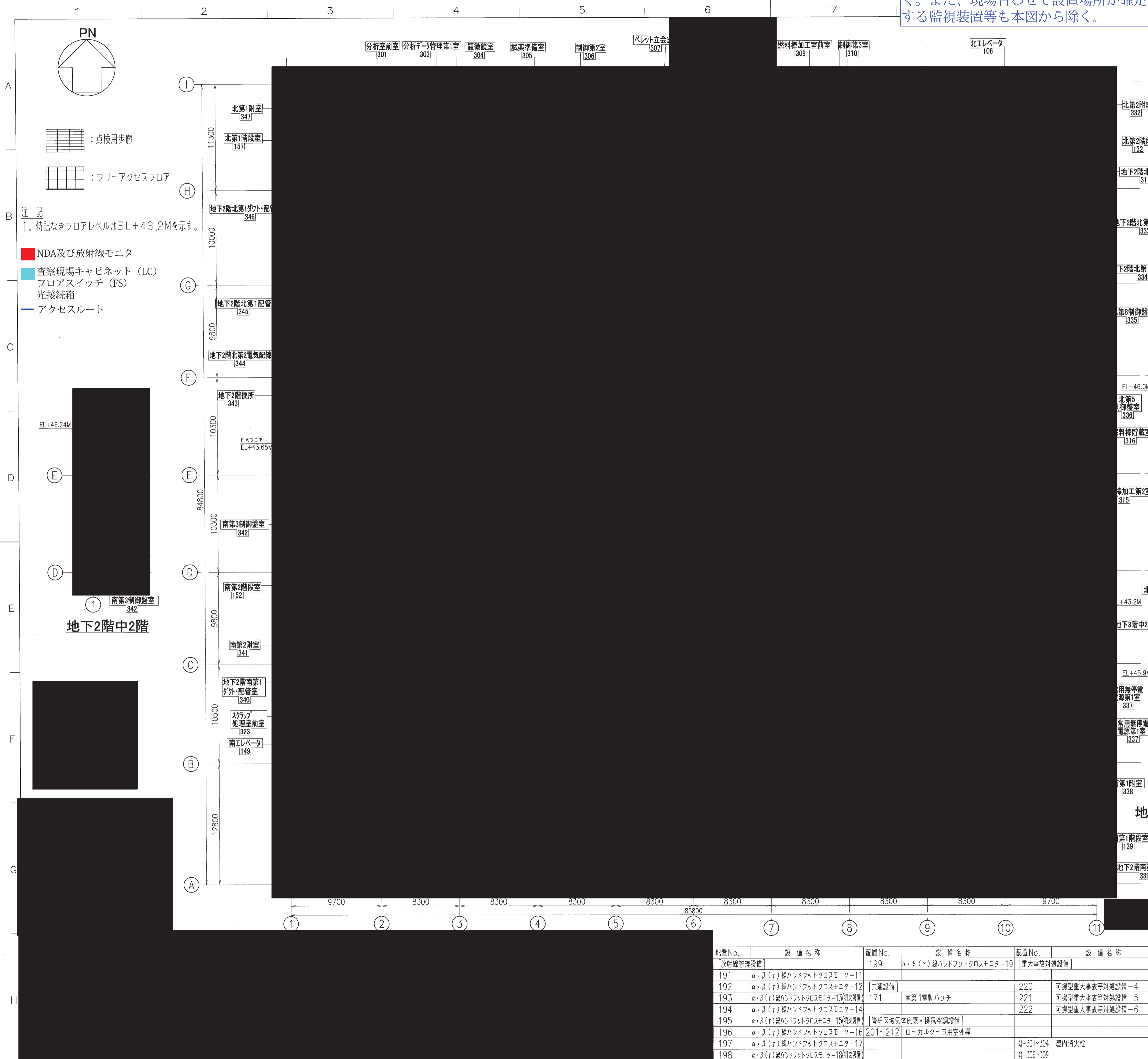
- : 点検用歩廊(機電側)
- : 点検用歩廊(建築側)
- : フリーアクセスフロア

日本原燃株式会社 燃 MOX燃料工場  
燃料加工建屋(PA)  
全体機器配置図 平面図  
地下3階中2階(EL+38.3M)

燃料加工建屋に設置するSG設備 地下3階中2階 (2/7)

注) 一時的に設置する設備・装置は除く。また、現場合わせで設置場所が確定する監視装置等も本図から除く。

三角法 ISO M ねじ

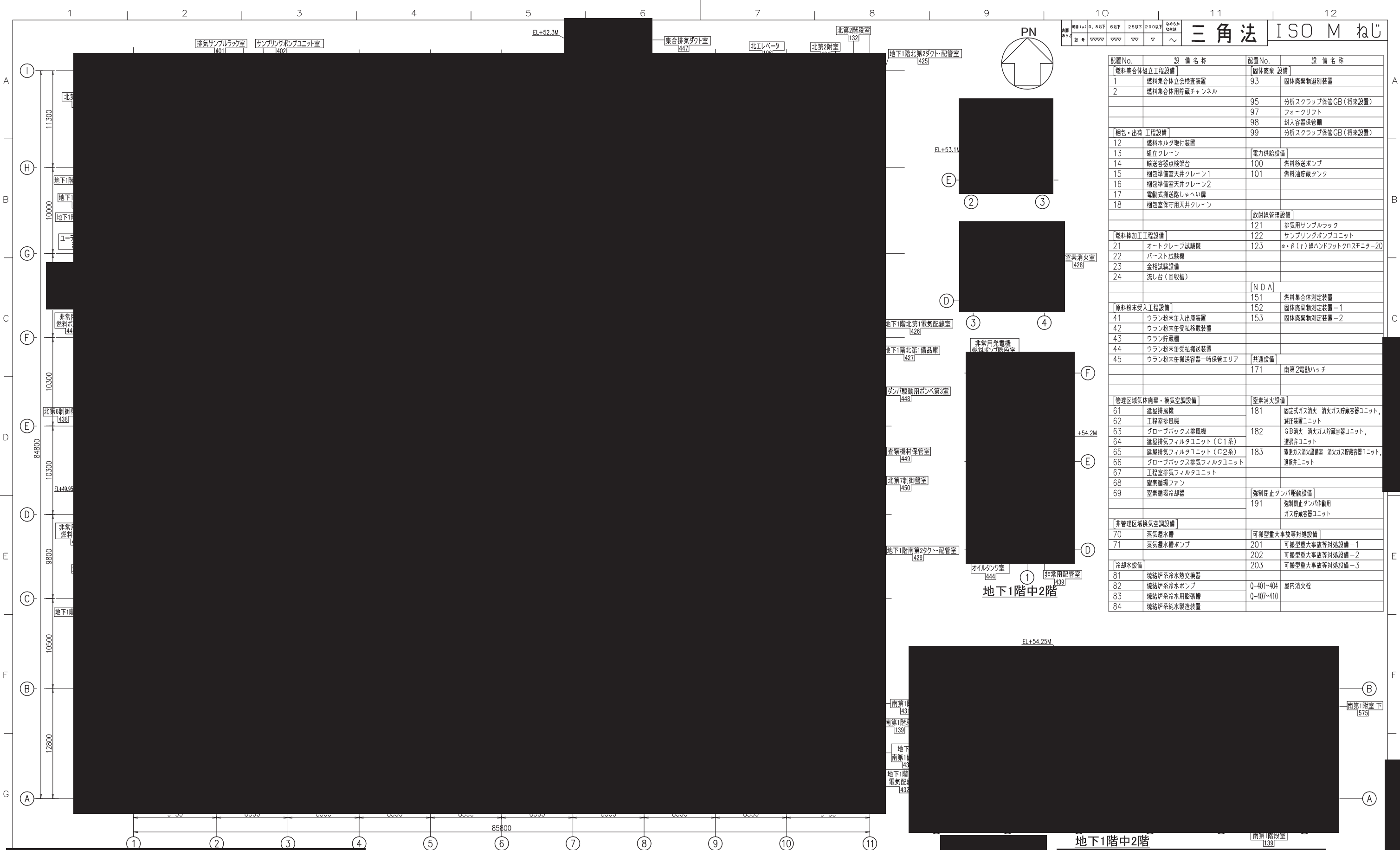


配置No.	設備名称	配置No.	設備名称
1	燃料棒加工工程設備	72	燃料棒加工工程設備
2	燃料棒加工工程設備	73	燃料棒加工工程設備
3	燃料棒加工工程設備	74	燃料棒加工工程設備
4	燃料棒加工工程設備	75	燃料棒加工工程設備
5	燃料棒加工工程設備	76	燃料棒加工工程設備
6	燃料棒加工工程設備	77	燃料棒加工工程設備
7	燃料棒加工工程設備	78	燃料棒加工工程設備
8	燃料棒加工工程設備	79	燃料棒加工工程設備
9	燃料棒加工工程設備	80	燃料棒加工工程設備
10	燃料棒加工工程設備	81	燃料棒加工工程設備
11	燃料棒加工工程設備	82	燃料棒加工工程設備
12	燃料棒加工工程設備	83	燃料棒加工工程設備
13	燃料棒加工工程設備	84	燃料棒加工工程設備
14	燃料棒加工工程設備	85	燃料棒加工工程設備
15	燃料棒加工工程設備	86	燃料棒加工工程設備
16	燃料棒加工工程設備	87	燃料棒加工工程設備
17	燃料棒加工工程設備	88	燃料棒加工工程設備
18	燃料棒加工工程設備	89	燃料棒加工工程設備
19	燃料棒加工工程設備	90	燃料棒加工工程設備
20	燃料棒加工工程設備	91	燃料棒加工工程設備
21	燃料棒加工工程設備	92	燃料棒加工工程設備
22	燃料棒加工工程設備	93	燃料棒加工工程設備
23	燃料棒加工工程設備	94	燃料棒加工工程設備
24	燃料棒加工工程設備	95	燃料棒加工工程設備
25	燃料棒加工工程設備	96	燃料棒加工工程設備
26	燃料棒加工工程設備	97	燃料棒加工工程設備
27	燃料棒加工工程設備	98	燃料棒加工工程設備
28	燃料棒加工工程設備	99	燃料棒加工工程設備
29	燃料棒加工工程設備	100	燃料棒加工工程設備
30	燃料棒加工工程設備	101	燃料棒加工工程設備
31	燃料棒加工工程設備	102	燃料棒加工工程設備
32	燃料棒加工工程設備	103	燃料棒加工工程設備
33	燃料棒加工工程設備	104	燃料棒加工工程設備
34	燃料棒加工工程設備	105	燃料棒加工工程設備
35	燃料棒加工工程設備	106	燃料棒加工工程設備
36	燃料棒加工工程設備	107	燃料棒加工工程設備
37	燃料棒加工工程設備	108	燃料棒加工工程設備
38	燃料棒加工工程設備	109	燃料棒加工工程設備
39	燃料棒加工工程設備	110	燃料棒加工工程設備
40	燃料棒加工工程設備	111	燃料棒加工工程設備
41	燃料棒加工工程設備	112	燃料棒加工工程設備
42	燃料棒加工工程設備	113	燃料棒加工工程設備
43	燃料棒加工工程設備	114	燃料棒加工工程設備
44	燃料棒加工工程設備	115	燃料棒加工工程設備
45	燃料棒加工工程設備	116	燃料棒加工工程設備
46	燃料棒加工工程設備	117	燃料棒加工工程設備
47	燃料棒加工工程設備	118	燃料棒加工工程設備
48	燃料棒加工工程設備	119	燃料棒加工工程設備
49	燃料棒加工工程設備	120	燃料棒加工工程設備
50	燃料棒加工工程設備	121	燃料棒加工工程設備
51	燃料棒加工工程設備	122	燃料棒加工工程設備
52	燃料棒加工工程設備	123	燃料棒加工工程設備
53	燃料棒加工工程設備	124	燃料棒加工工程設備
54	燃料棒加工工程設備	125	燃料棒加工工程設備
55	燃料棒加工工程設備	126	燃料棒加工工程設備
56	燃料棒加工工程設備	127	燃料棒加工工程設備
57	燃料棒加工工程設備	128	燃料棒加工工程設備
58	燃料棒加工工程設備	129	燃料棒加工工程設備
59	燃料棒加工工程設備	130	燃料棒加工工程設備
60	燃料棒加工工程設備	131	燃料棒加工工程設備
61	燃料棒加工工程設備	132	燃料棒加工工程設備
62	燃料棒加工工程設備	133	燃料棒加工工程設備
63	燃料棒加工工程設備	134	燃料棒加工工程設備
64	燃料棒加工工程設備	135	燃料棒加工工程設備
65	燃料棒加工工程設備	136	燃料棒加工工程設備
66	燃料棒加工工程設備	137	燃料棒加工工程設備
67	燃料棒加工工程設備	138	燃料棒加工工程設備
68	燃料棒加工工程設備	139	燃料棒加工工程設備
69	燃料棒加工工程設備	140	燃料棒加工工程設備
70	燃料棒加工工程設備	141	燃料棒加工工程設備
71	燃料棒加工工程設備	142	燃料棒加工工程設備

配置No.	設備名称	配置No.	設備名称	配置No.	設備名称
191	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-11	199	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-19	220	可搬型重大事故等対処設備-4
192	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-12	201~212	ローカルクーラ用室外機	221	可搬型重大事故等対処設備-5
193	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-13	213	ローカルクーラ用室外機	222	可搬型重大事故等対処設備-6
194	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-14	214	ローカルクーラ用室外機		
195	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-15	215	ローカルクーラ用室外機		
196	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-16	216	ローカルクーラ用室外機		
197	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-17	217	ローカルクーラ用室外機		
198	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-18	218	ローカルクーラ用室外機		

日本原燃株式会社 MOX燃料工場  
燃料加工建屋 (PA)  
全体機器配置図 平面図  
地下2階 (EL+43.2M)

燃料加工建屋に設置するSG設備 地下2階 (3/7)



三角法 ISO M ねじ

配置No.	設備名称	配置No.	設備名称
【燃料集合体組立工程設備】			
1	燃料集合体立会検査装置	93	固体廃棄物選別装置
2	燃料集合体用貯蔵チャンネル	95	分析スクラップ保管GB(将来設置)
		97	フォークリフト
		98	斜入容器保管棚
		99	分析スクラップ保管GB(将来設置)
【梱包・出荷 工程設備】			
12	燃料ホルダ取付装置		
13	組立クレーン		電力供給設備
14	輸送容器点検架台	100	燃料移送ポンプ
15	梱包準備室天井クレーン1	101	燃料油貯蔵タンク
16	梱包準備室天井クレーン2		
17	電動式搬送路しゃへい扉		
18	梱包室保守用天井クレーン		
【放射線管理設備】			
		121	排気用サンプリラック
【燃料精加工工程設備】			
21	オートクレーン試験機	122	サンプリングポンプユニット
22	バースト試験機	123	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-20
23	全相試験設備		
24	流し台(回収槽)		
【NDA】			
		151	燃料集合体測定装置
【原料粉末未入工程設備】			
41	ウラン粉末未入出庫装置	152	固体廃棄物測定装置-1
42	ウラン粉末未入受払移載装置	153	固体廃棄物測定装置-2
43	ウラン貯蔵棚		
44	ウラン粉末未入受払搬送装置		
45	ウラン粉末未入搬送容器一時保管エリア		共通設備
		171	南第2電動ハッチ
【管理区域気体廃棄・換気空調設備】			
【窒素消火設備】			
61	建屋排風機	181	固定式ガス消火 消火ガス貯蔵容器ユニット、減圧装置ユニット
62	工程室排風機		
63	グローブボックス排風機	182	GB消火 消火ガス貯蔵容器ユニット、選別弁ユニット
64	建屋排気フィルタユニット (C1系)		
65	建屋排気フィルタユニット (C2系)	183	窒素ガス消火設備室 消火ガス貯蔵容器ユニット、選別弁ユニット
66	グローブボックス排気フィルタユニット		
67	工程室排気フィルタユニット		
68	窒素循環ファン		
69	窒素循環冷却器		
【強制閉止ダンパ駆動設備】			
		191	強制閉止ダンパ駆動ガス貯蔵容器ユニット
【非管理区域換気空調設備】			
【可搬型重大事故等対処設備】			
70	蒸気溜水槽	201	可搬型重大事故等対処設備-1
71	蒸気溜水槽ポンプ	202	可搬型重大事故等対処設備-2
【冷却水設備】			
81	焼結炉系冷水熱交換器	203	可搬型重大事故等対処設備-3
82	焼結炉系冷水ポンプ	Q-401~404	屋内消火栓
83	焼結炉系冷水用膨張槽	Q-407~410	
84	焼結炉系純水製造装置		

- NDAおよび放射線モニタ
- 査察現場キャビネット (LC)
- フロアスイッチ (FS)
- 光接続箱
- アクセスルート

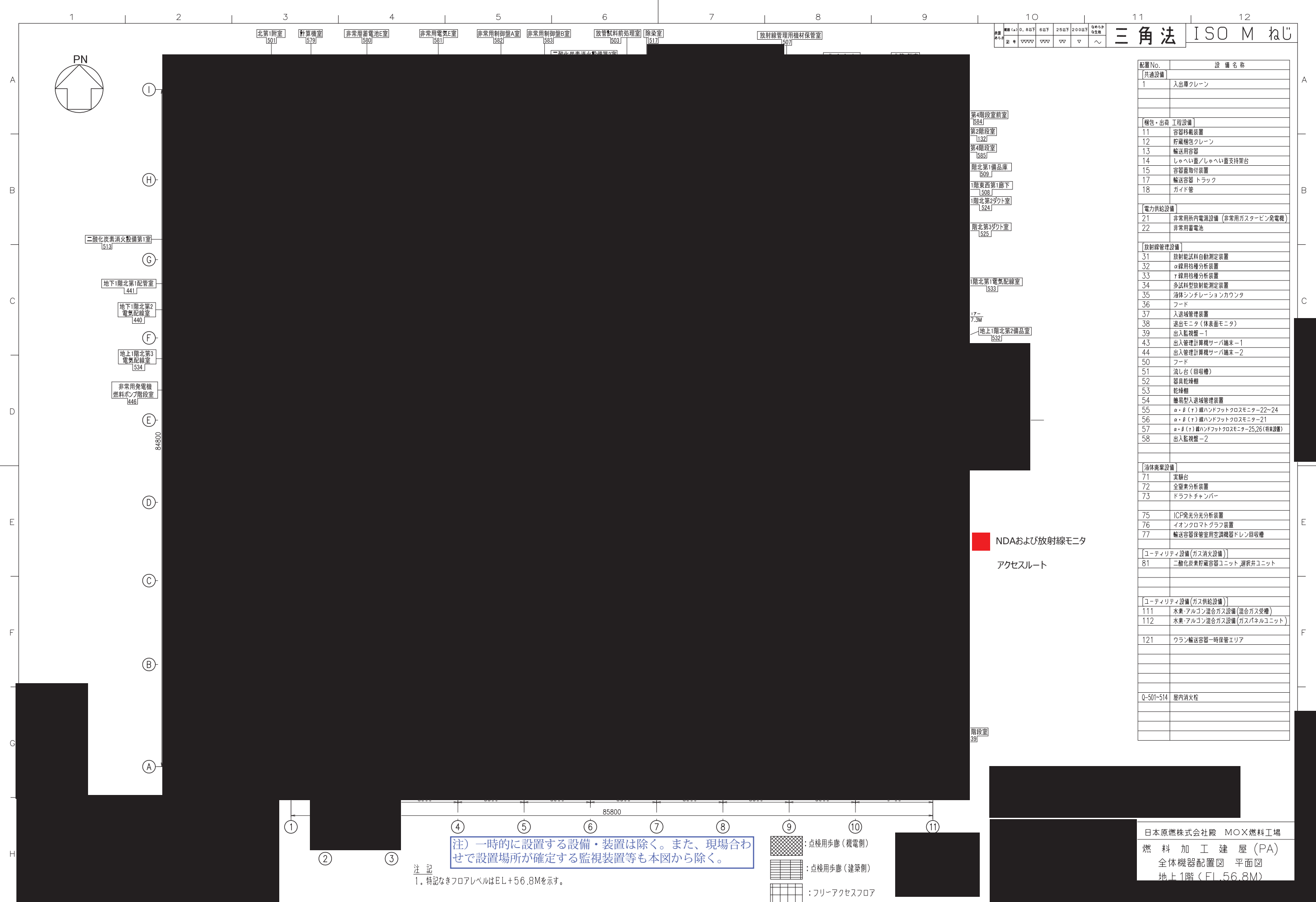
注) 一時的に設置する設備・装置は除く。また、現場合わせて設置場所が確定する監視装置等も本図から除く。

注記  
1. 特記なきフロアレベルはEL+50.3Mを示す。

- : 点検用歩廊 (機電側)
- : 点検用歩廊 (建築側)
- : フリーアクセスフロア

燃料加工建屋に設置するSG設備 地下1階 (4/7)

日本原燃株式会社 燃料工場  
燃料加工建屋 (PA)  
全体機器配置図 平面図  
地下1階 (EL.50.3M)



配置No.	設備名称
[共通設備]	
1	入出庫クレーン
[梱包・出荷 工程設備]	
11	容器移載装置
12	貯蔵梱包クレーン
13	輸送用容器
14	しゃへい蓋/しゃへい蓋支持架台
15	容器蓋取付装置
17	輸送容器 トラック
18	ガイド管
[電力供給設備]	
21	非常用内電源設備 (非常用ガスタービン発電機)
22	非常用蓄電池
[放射線管理設備]	
31	放射能試料自動測定装置
32	α線用核種分析装置
33	γ線用核種分析装置
34	多試料型放射能測定装置
35	液体シンチレーションカウンタ
36	フード
37	入退域管理装置
38	退出モニタ (体表面モニタ)
39	出入監視窓-1
43	出入管理計算機サーバ端末-1
44	出入管理計算機サーバ端末-2
50	フード
51	流し台 (回収槽)
52	器具乾燥機
53	乾燥機
54	機易型入退域管理装置
55	α・β (γ) 線ハンドフットクロスモニター-22~24
56	α・β (γ) 線ハンドフットクロスモニター-21
57	α・β (γ) 線ハンドフットクロスモニター-25,26 (将来設置)
58	出入監視窓-2
[液体廃棄設備]	
71	実験台
72	全窒素分析装置
73	ドラフトチャンバー
75	ICP発光分光分析装置
76	イオンクロマトグラフ装置
77	輸送容器保管室用空調機器ドレン回収槽
[ユーティリティ設備 (ガス消火設備)]	
81	二酸化炭素貯蔵容器ユニット、選択弁ユニット
[ユーティリティ設備 (ガス供給設備)]	
111	水素-アルゴン混合ガス設備 (混合ガス受槽)
112	水素-アルゴン混合ガス設備 (ガスパネルユニット)
121	ウラン輸送容器一時保管エリア
Q-501-514	屋内消火栓

NDAおよび放射線モニタ  
アクセスルート

注) 一時的に設置する設備・装置は除く。また、現場合わせで設置場所が確定する監視装置等も本図から除く。

注記  
1. 特記なきフロアレベルはEL+56.8Mを示す。

- : 点検用歩廊 (機電側)
- : 点検用歩廊 (建築側)
- : フリーアクセスフロア

日本原燃株式会社 莫 MOX燃料工場  
燃料加工建屋 (PA)  
全体機器配置図 平面図  
地上1階 (EL+56.8M)

燃料加工建屋に設置するSG設備 地上1階 (5/7)



注) 一時的に設置する設備・装置は除く。また、現場合わせて設置場所が確定する監視装置等も本図から除く。

— アクセスルート

注記  
1. 特記なきフロアレベルはEL+62.8Mを示す。

- : 点検用歩廊 (機電側)
- : 点検用歩廊 (建築側)
- : フリーアクセスフロア

階層	0.8以下	6以下	25以下	200以下	その他
数量	▽▽▽▽	▽▽	▽	▽	△
記号	▽▽▽▽	▽▽	▽	▽	△

**三角法 ISO M ねじ**

配置No.	設備名称
[電力供給設備]	
1	電力供給設備
2	給気ファン
4	排気ファン
5	給気フィルタユニット
[管理区域気体廃棄・換気空調設備]	
11	給気フィルタユニット
12	送風機
13	C1,C2系コイルユニット
14	加湿系コイルユニット
15	C3系コイルユニット
16	冷却系コイルユニット
17	冷却水系膨張槽
18	循環空素冷却用冷凍機
19	循環空素冷却用冷水ポンプ
20	ローカルクーラ用冷凍機
21	ローカルクーラ用冷水ポンプ
23	ローカルクーラ冷水系膨張槽
[非管理区域換気空調設備]	
31	非管理区域外調機
32	非管理区域給気フィルタユニット
33	非管理区域排風機
34	空調用蒸気安全弁サイレンサ
[非常用電気A室送風機]	
46	非常用電気A室送風機
47	非常用電気A室排風機
[非常用電気B室送風機]	
49	非常用電気B室送風機
50	非常用電気B室排風機
[非常用発電機室排風機]	
52	非常用発電機室排風機
[非管理区域便所排風機]	
54	非管理区域便所排風機
[中央監視室排風機]	
56	中央監視室排風機
[非管理区域送風機]	
57	非管理区域送風機
[中央監視室送風機]	
58	中央監視室送風機
[中央監視室給気フィルタユニット]	
59	中央監視室給気フィルタユニット
[固体廃棄設備]	
61	角型容器A
62	ドラム缶
63	フォークリフト
64	廃棄物保管設備垂直搬送機
[共通設備]	
104	南第3ハッチ
105	設備搬入口電動ハッチ
106	高脚室電動ハッチ
107	輸送容器検査室電動ハッチ
[圧縮空気供給設備]	
121	呼吸用空気貯槽
[燃料棒加工工程設備]	
131	燃料棒受入一時保管エリア
[GB消火設備]	
[ドレン設備]	
151	掃除用流し
[可搬型重大事故等対処設備]	
161	可搬型重大事故等対処設備-4
162	可搬型重大事故等対処設備-5
163	可搬型重大事故等対処設備-6
164	可搬型重大事故等対処設備-7
Q-601~607	屋内消火栓

燃料加工建屋に設置するSG設備 地上2階 (6/7)

日本原燃株式会社 燃料工場  
燃料加工建屋 (PA)  
全体機器配置図 平面図  
地上2階 (EL.62.8M)



三角法 ISO M ねじ

配置No.	設備名称
[梱包・出荷工設備]	
1	梱包天井クレーン
2	保管室天井クレーン
[共通設備]	
11	設備搬入用クレーン
[管理区域気体廃棄・換気空調設備]	
21	冷却塔
[非管理区域換気空調設備]	
31	常用電気第1室パッケージ屋外機
32	非管理区域マルチパッケージ屋外機
33	監視室等マルチパッケージ屋外機

注) 一時的に設置する設備・装置は除く。  
また、現場合わせて設置場所が確定する監視装置等も本図から除く。

注記  
1. 特記なきフロアレベルはEL+70.2Mを示す。

- : 点検用歩廊 (機電側)
- : 点検用歩廊 (建築側)
- : フリーアクセスフロア

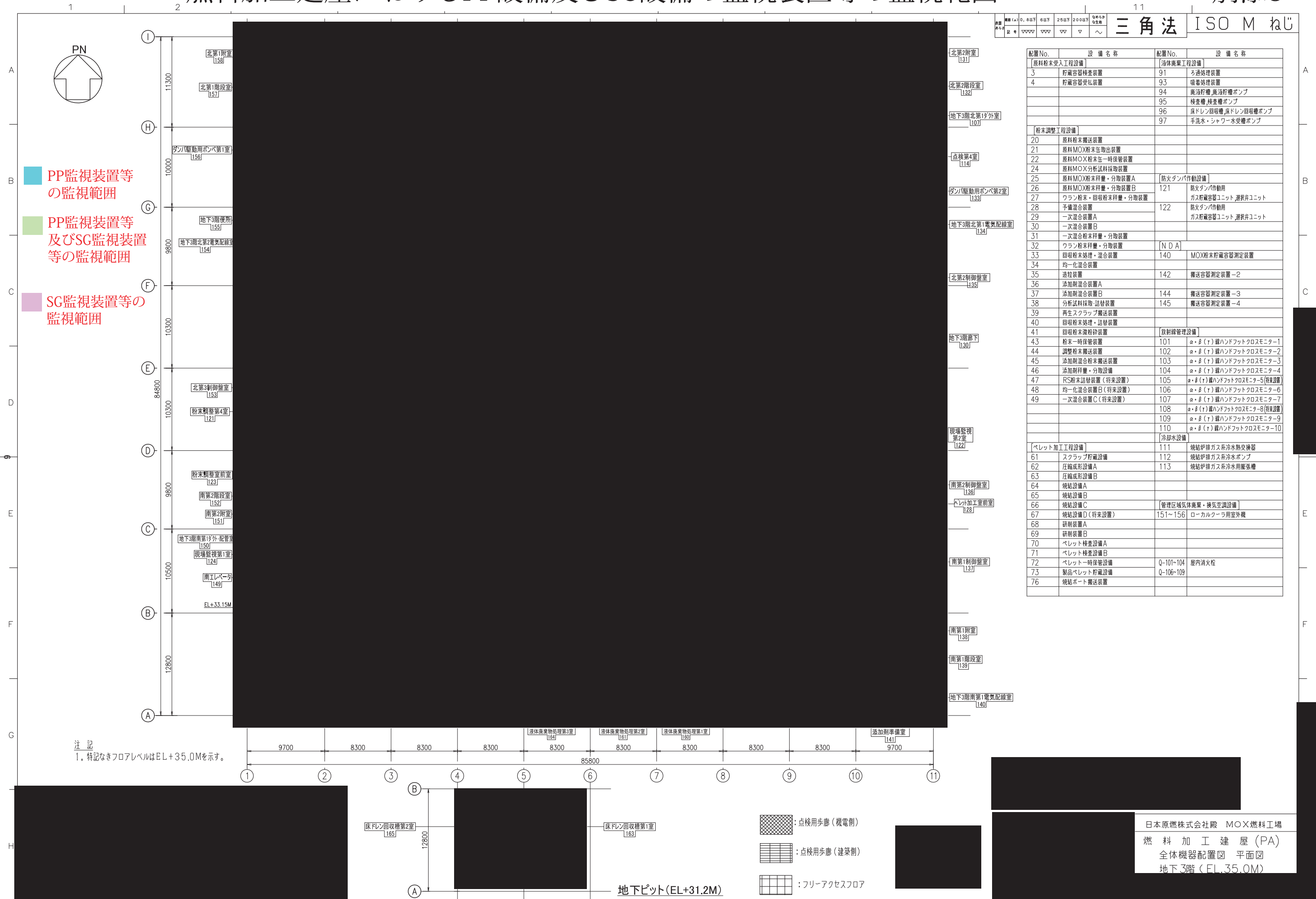
日本原燃株式会社 莫 MOX燃料工場  
燃料加工建屋 (PA)  
全体機器配置図 平面図  
塔屋階 (EL.70.2M)

燃料加工建屋に設置するSG設備 塔屋階 (7/7)



# 燃料加工建屋におけるPP設備及びSG設備の監視装置等の監視範囲

別添3



燃料加工建屋 (地下3階)

日本原燃株式会社 燃料工場  
燃料加工建屋 (PA)  
全体機器配置図 平面図  
地下3階 (EL+35.0M)



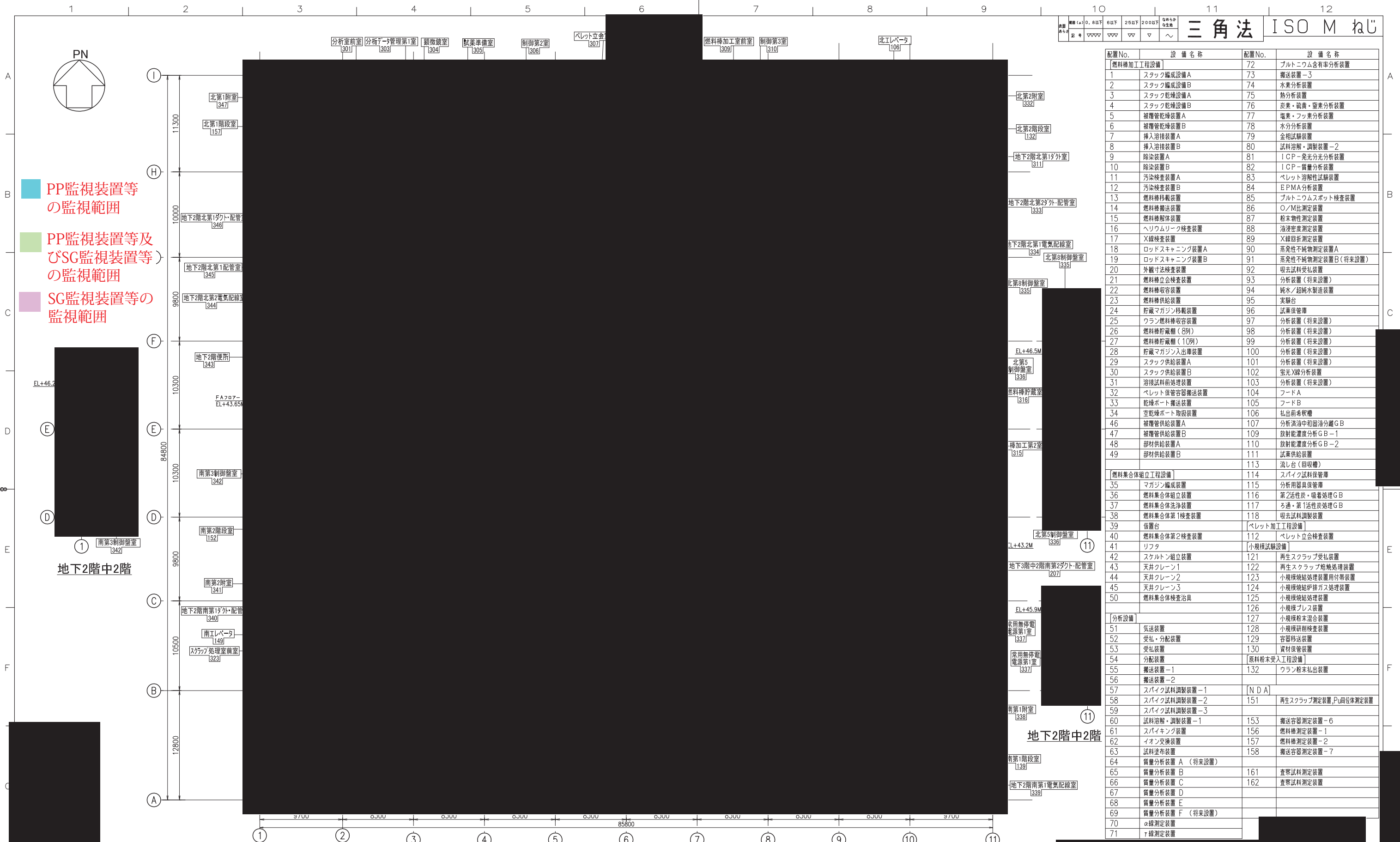
配置No.	設備名称
[原料粉末受入工程設備]	
1	洞道搬送台車
2	保管室クレーン
3	一時保管ピット
5	受渡ピット
6	受渡天井クレーン
[粉末調整工程設備]	
12	原料粉末搬送装置
[ペレット加工工程設備]	
14	プレス装置A(粉末取扱部)
15	プレス装置B(粉末取扱部)
16	焼結ボート搬送装置
17	ペレット保管容器搬送装置
18	空焼結ボート取扱装置
19	回収粉末容器搬送装置
20	焼結炉A排ガス処理装置
21	焼結炉B排ガス処理装置
22	焼結炉C排ガス処理装置
[NDA]	
30	搬送容器測定装置-8
31	搬送容器測定装置-5
32	搬送容器測定装置-9
[液体廃棄工程設備]	
51	手洗水・シャワー水受槽
[防火タンクバ作動設備]	
61	防火タンクバ作動用選択弁ユニット
62	防火タンクバ作動用選択弁ユニット
Q-202	屋内消火栓

- PP監視装置等の監視範囲
- PP監視装置等及びSG監視装置等の監視範囲
- SG監視装置等の監視範囲

注記  
1. 特記なきフロアレベルはEL+38.3Mを示す。

- : 点検用歩廊(機電側)
- : 点検用歩廊(建築側)
- : フリーアクセスフロア

日本原燃株式会社 燃 MOX燃料工場  
燃料加工建屋(PA)  
全体機器配置図 平面図  
地下3階中2階(EL.38.3M)



- PP監視装置等の監視範囲
- PP監視装置等及びSG監視装置等の監視範囲
- SG監視装置等の監視範囲

配置No.	設備名称	配置No.	設備名称
<b>燃料棒加工工程設備</b>			
1	スタック編成設備A	72	プルトニウム含有率分析装置
2	スタック編成設備B	73	搬送装置-3
3	スタック乾燥設備A	74	水素分析装置
4	スタック乾燥設備B	75	熱分析装置
5	被覆管乾燥装置A	76	炭素・硫黄・窒素分析装置
6	被覆管乾燥装置B	77	塩素・フッ素分析装置
7	挿入溶接装置A	78	水分分析装置
8	挿入溶接装置B	79	金相試験装置
9	除染装置A	80	試料溶解・調整装置-2
10	除染装置B	81	ICP-発光分光分析装置
11	汚染検査装置A	82	ICP-質量分析装置
12	汚染検査装置B	83	ベレット溶解性試験装置
13	燃料棒搬送装置	84	EPMA分析装置
14	燃料棒搬送装置	85	プルトニウムスポット検査装置
15	燃料棒解体装置	86	O/M比測定装置
16	ヘリウムリーク検査装置	87	粉末物性測定装置
17	X線検査装置	88	溶液密度測定装置
18	ロッドスキャニング装置A	89	X線照射測定装置
19	ロッドスキャニング装置B	90	蒸発性不純物測定装置A
20	外観寸法検査装置	91	蒸発性不純物測定装置B(将来設置)
21	燃料棒立会検査装置	92	除去試料受払装置
22	燃料棒収容装置	93	分析装置(将来設置)
23	燃料棒供給装置	94	純水/超純水製造装置
24	貯蔵マガジン移動装置	95	実験台
25	ウラン燃料棒収容装置	96	試薬保管庫
26	燃料棒貯蔵庫(8列)	97	分析装置(将来設置)
27	燃料棒貯蔵庫(10列)	98	分析装置(将来設置)
28	貯蔵マガジン入出庫装置	99	分析装置(将来設置)
29	スタック供給装置A	100	分析装置(将来設置)
30	スタック供給装置B	101	分析装置(将来設置)
31	溶接試料前処理装置	102	蛍光X線分析装置
32	ベレット保管管搬送装置	103	分析装置(将来設置)
33	乾燥ポート搬送装置	104	フードA
34	空乾燥ポート取扱装置	105	フードB
46	被覆管供給装置A	106	私出前検査
47	被覆管供給装置B	107	分析液中粗固液分離GB
48	部材供給装置A	109	放射能濃度分析GB-1
49	部材供給装置B	110	放射能濃度分析GB-2
		111	試薬供給装置
		113	流し台(回収槽)
<b>燃料集合体組立工程設備</b>			
35	マガジン編成装置	114	スパイク試料保管庫
36	燃料集合体組立装置	115	分析用具保管庫
37	燃料集合体洗浄装置	116	第2活性炭・吸着処理GB
38	燃料集合体第1検査装置	117	ろ過・第1活性炭処理GB
39	仮置台	118	除去試料調整装置
40	燃料集合体第2検査装置	119	ベレット加工工程設備
41	リフト	120	ベレット立会検査装置
42	スケルトン組立装置	121	小規模試験設備
43	天井クレーン1	122	再生スクラップ受払装置
44	天井クレーン2	123	再生スクラップ焼結処理装置
45	天井クレーン3	124	小規模焼結処理装置用付帯装置
50	燃料集合体検査治具	125	小規模焼結処理装置
		126	小規模プレス装置
		127	小規模粉末混合装置
<b>分析設備</b>			
51	気送装置	128	小規模研究用検査装置
52	受払・分配装置	129	容器移送装置
53	受払装置	130	資材保管装置
54	分配装置	131	原料粉末受入工程設備
55	搬送装置-1	132	クラン粉末私出装置
56	搬送装置-2		
57	スパイク試料調整装置-1	[NDA]	
58	スパイク試料調整装置-2	151	再生スクラップ測定装置, PU同位体測定装置
59	スパイク試料調整装置-3		
60	試料溶解・調整装置-1	153	搬送容器測定装置-6
61	スパイク装置	156	燃料棒測定装置-1
62	イオン交換装置	157	燃料棒測定装置-2
63	試料塗布装置	158	搬送容器測定装置-7
64	質量分析装置 A (将来設置)		
65	質量分析装置 B	161	査察試料測定装置
66	質量分析装置 C	162	査察試料測定装置
67	質量分析装置 D		
68	質量分析装置 E		
69	質量分析装置 F (将来設置)		
70	α線測定装置		
71	γ線測定装置		

注記  
1. 特記なきフロアレベルはEL+43.2Mを示す。

配置No.	設備名称	配置No.	設備名称	配置No.	設備名称
<b>放射線管理設備</b>					
191	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-11	197	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-17	[管理区域気体廃棄・換気空調設備]	
192	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-12	198	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-18(将来設置)	201~209	ローカルクーラ用室外機
193	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-13(将来設置)	199	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-19		
194	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-14				
195	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-15(将来設置)	[共通設備]		Q-301~304	屋内消火栓
196	α・β (r) 線ハンドフットクロスモニター-16	171	南第1電動ハッチ	Q-306~309	

- : 点検用歩廊 (機電側)
- : 点検用歩廊 (建築側)
- : フリーアクセスフロア

日本原燃株式会社 燃料工場  
燃料加工建屋(PA)  
全体機器配置図 平面図  
地下2階 (EL.43.2M)



配置No.	設備名称	配置No.	設備名称
【燃料集合体組立工程設備】			
1	燃料集合体立会検査装置	93	固体廃棄物選別装置
2	燃料集合体用貯蔵チャンネル	95	分析スクラップ保管GB(将来設置)
		97	フォークリフト
		98	斜入容器保管棚
		99	分析スクラップ保管GB(将来設置)
【梱包・出荷工程設備】			
12	燃料ホルダ取付装置		
13	組立クレーン		電力供給設備
14	輸送容器点検架台	100	燃料移送ポンプ
15	梱包準備室天井クレーン1	101	燃料油貯蔵タンク
16	梱包準備室天井クレーン2		
17	電動式搬送路しゃへい扉		
18	梱包室保守用天井クレーン		
			放射線管理設備
		121	排気用サンプリラック
【燃料精加工工程設備】			
21	オートクレープ試験機	122	サンプリングポンプユニット
22	バースト試験機	123	α・β (γ) 線ハンドフットクロスモニター20
23	全相試験設備		
24	流し台(回収槽)		
			NDA
		151	燃料集合体測定装置
【原料粉末未受入工程設備】			
41	ウラン粉末未生入出庫装置	152	固体廃棄物測定装置-1
42	ウラン粉末未生受払移載装置	153	固体廃棄物測定装置-2
43	ウラン貯蔵棚		
44	ウラン粉末未生受払搬送装置		
45	ウラン粉末未生搬送容器一時保管エリア		共通設備
		171	南第2電動ハッチ
【管理区域気体廃棄・換気空調設備】			
【空素消火設備】			
61	建屋排風機	181	固定式ガス消火 消火ガス貯蔵容器ユニット、減圧装置ユニット
62	工程室排風機		
63	グローブボックス排風機	182	GB消火 消火ガス貯蔵容器ユニット、選別弁ユニット
64	建屋排気フィルタユニット (C1系)		
65	建屋排気フィルタユニット (C2系)	183	空素ガス消火設備室 消火ガス貯蔵容器ユニット、選別弁ユニット
66	グローブボックス排気フィルタユニット		
67	工程室排気フィルタユニット		
68	空素循環ファン		
69	空素循環冷却器		強制閉止ダンパ駆動設備
		191	強制閉止ダンパ作用ガス貯蔵容器ユニット
【非管理区域換気空調設備】			
70	蒸気過水槽		可搬型重大事故等対処設備
71	蒸気過水槽ポンプ	201	可搬型重大事故等対処設備-1
		202	可搬型重大事故等対処設備-2
		203	可搬型重大事故等対処設備-3
【冷却水設備】			
81	焼結炉系冷水熱交換器		
82	焼結炉系冷水ポンプ	Q-401~404	屋内消火栓
83	焼結炉系冷水用膨張槽	Q-407~410	
84	焼結炉系純水製造装置		

- PP監視装置等の監視範囲
- PP監視装置等及びSG監視装置等の監視範囲
- SG監視装置等の監視範囲

- 点検用歩廊(機電側)
- 点検用歩廊(建築側)
- フリーアクセスフロア

1. 特記なきフロアレベルはEL+50.3Mを示す。



PP監視装置等の監視範囲

PP監視装置等及びSG監視装置等の監視範囲

SG監視装置等の監視範囲

三角法 ISO M ねじ

配置No.	設備名称
[共通設備]	
1	入出庫クレーン
[梱包・出荷 工程設備]	
11	容器移載装置
12	貯蔵梱包クレーン
13	輸送用容器
14	しゃへい蓋/しゃへい蓋支持架台
15	容器蓋取付装置
17	輸送容器 トラック
18	ガイド管
[電力供給設備]	
21	非常用内電源設備 (非常用ガスタービン発電機)
22	非常用蓄電池
[放射線管理設備]	
31	放射能試料自動測定装置
32	α線用核種分析装置
33	γ線用核種分析装置
34	多試料型放射能測定装置
35	液体シンチレーションカウンタ
36	フード
37	入退域管理装置
38	退出モニタ (体表面モニタ)
39	出入監視窓-1
43	出入管理計算機サーバ端末-1
44	出入管理計算機サーバ端末-2
50	フード
51	流し台 (回収槽)
52	器具乾燥棚
53	乾燥棚
54	機易型入退域管理装置
55	α・β (γ) 線ハンドフットクロスモニター-22~24
56	α・β (γ) 線ハンドフットクロスモニター-21
57	α・β (γ) 線ハンドフットクロスモニター-25,26 (特設設置)
58	出入監視窓-2
[液体廃棄設備]	
71	実験台
72	全窒素分析装置
73	ドラフトチャンバー
75	ICP発光分光分析装置
76	イオンクロマトグラフ装置
77	輸送容器保管室用空調機器ドレン回収槽
[ユーティリティ設備 (ガス消火設備)]	
81	二酸化炭素貯蔵容器ユニット、選択弁ユニット
[ユーティリティ設備 (ガス供給設備)]	
111	水素-アルゴン混合ガス設備 (混合ガス受槽)
112	水素-アルゴン混合ガス設備 (ガスパネルユニット)
121	ウラン輸送容器一時保管エリア
Q-501-514	屋内消火栓

注記  
1. 特記なきフロアレベルはEL+56.8Mを示す。

- : 点検用歩廊 (機電側)
- : 点検用歩廊 (建築側)
- : フリーアクセスフロア

日本原燃株式会社 燃料工場  
燃料加工建屋 (PA)  
全体機器配置図 平面図  
地上1階 (EL.56.8M)



- PP監視装置等の監視範囲
- PP監視装置等及びSG監視装置等の監視範囲
- SG監視装置等の監視範囲

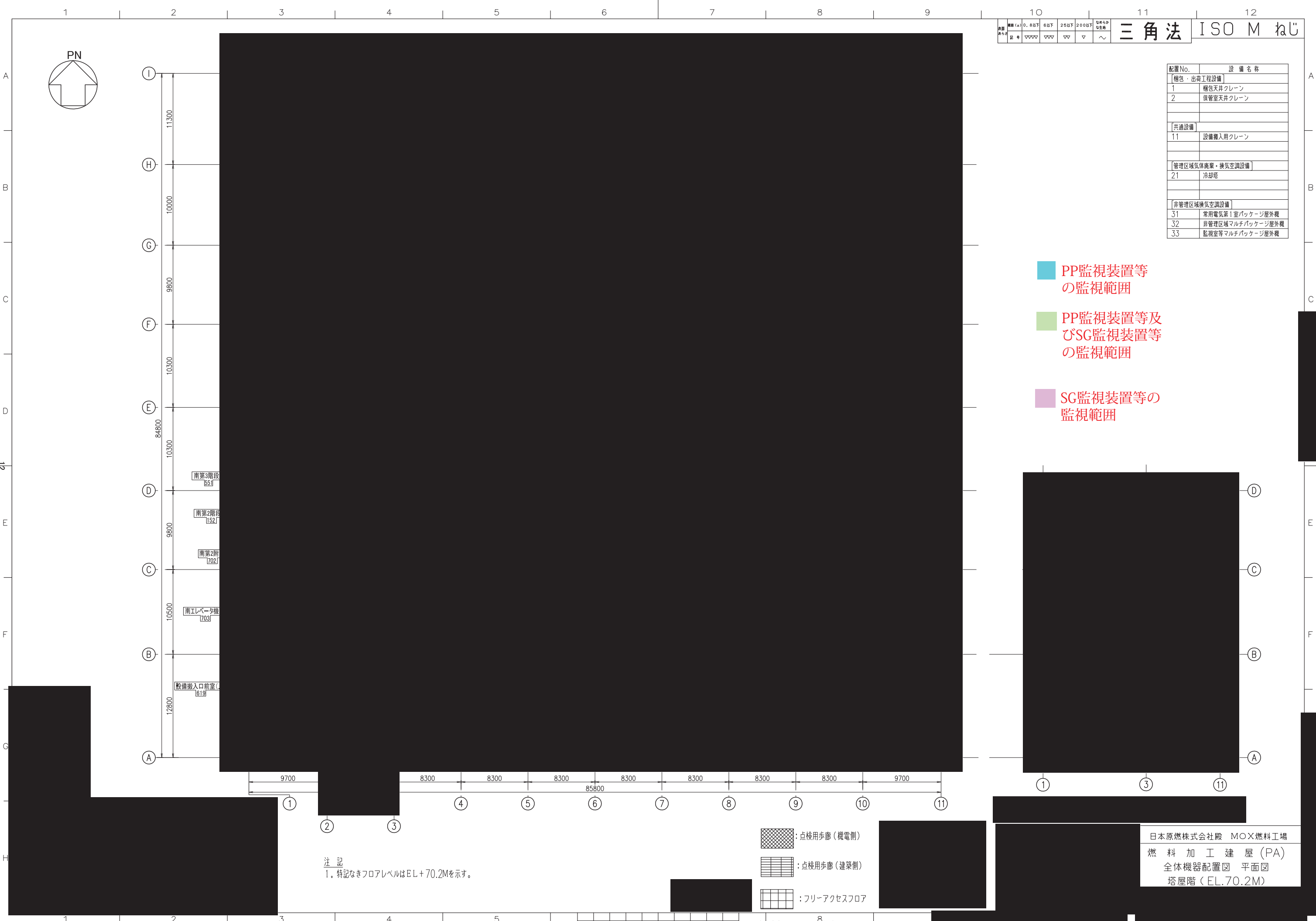
注記  
1. 特記なきフロアレベルはEL+62.8Mを示す。

- : 点検用歩廊 (機電側)
- : 点検用歩廊 (建築側)
- : フリーアクセスフロア

配置No.	設備名称
[電力供給設備]	
1	電力供給設備
2	給気ファン
4	排気ファン
5	給気フィルタユニット
[管理区域気体廃棄・換気空調設備]	
11	給気フィルタユニット
12	送風機
13	C1,C2系コイルユニット
14	加湿系コイルユニット
15	C3系コイルユニット
16	冷却系コイルユニット
17	冷却水系膨張槽
18	循環空素冷却用冷凍機
19	循環空素冷却用冷水ポンプ
20	ローカルクーラ用冷凍機
21	ローカルクーラ用冷水ポンプ
23	ローカルクーラ冷水系膨張槽
[非管理区域換気空調設備]	
31	非管理区域外調機
32	非管理区域給気フィルタユニット
33	非管理区域排風機
34	空調用蒸気安全弁サイレンサ
[非常用電気]	
46	非常用電気A室送風機
47	非常用電気A室排風機
[非常用電気C]	
49	非常用電気C室送風機
50	非常用電気C室排風機
[非常用電気E]	
52	非常用電気E室排風機
[非常用電気F]	
54	非管理区域便所排風機
[非常用電気G]	
56	中央監視室排風機
57	非管理区域送風機
58	中央監視室送風機
59	中央監視室給気フィルタユニット
[固体廃棄設備]	
61	角型容器A
62	ドラム缶
63	フォークリフト
64	廃棄物保管設備垂直搬送機
[共通設備]	
104	南第3ハッチ
105	設備搬入口電動ハッチ
106	高脚室電動ハッチ
107	輸送容器検査室電動ハッチ
[圧縮空気供給設備]	
121	呼吸用空気貯槽
[燃料棒加工工程設備]	
131	燃料棒受入一時保管エリア
[GB消火設備]	
[ドレン設備]	
151	掃除用流し
[可搬型重大事故等対処設備]	
161	可搬型重大事故等対処設備-4
162	可搬型重大事故等対処設備-5
163	可搬型重大事故等対処設備-6
164	可搬型重大事故等対処設備-7
Q-601~607	屋内消火栓

燃料加工建屋 (地上2階)

日本原燃株式会社 燃料工場  
燃料加工建屋 (PA)  
全体機器配置図 平面図  
地上2階 (EL.62.8M)



階層	0.8以下	6以下	25以下	200以下	2000以下	2000以上
記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	△	△

三角法 ISO M ねじ

配置No.	設備名称
[梱包・出荷工程設備]	
1	梱包天井クレーン
2	保管室天井クレーン
[共通設備]	
11	設備搬入用クレーン
[管理区域気体廃棄・換気空調設備]	
21	冷却塔
[非管理区域換気空調設備]	
31	常用電気第1室パッケージ屋外機
32	非管理区域マルチパッケージ屋外機
33	監視室等マルチパッケージ屋外機

- PP監視装置等の監視範囲
- PP監視装置等及びSG監視装置等の監視範囲
- SG監視装置等の監視範囲

注記  
1. 特記なきフロアレベルはEL+70.2Mを示す。

- : 点検用歩廊 (機電側)
- : 点検用歩廊 (建築側)
- : フリーアクセスフロア

日本原燃株式会社 莫 MOX燃料工場  
燃料加工建屋 (PA)  
全体機器配置図 平面図  
塔屋階 (EL.70.2M)













第2回申請対象設備とPP設備及びSG設備の相互影響の考慮 (6/32)

別添4

番号	施設区分		設備区分			機器	DB区分	SA区分	耐震設計	PP設備設置状況	SG設備設置状況		設備の設置の観点				運転、検認等の観点		保守、点検の観点				補足			
													申請対象設備への影響		PP設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響		PP設備への影響					
													申請対象設備と一体となつて設置されるPP設備	周辺に設置されるSG設備	技術基準要求の達成 (PP設備から)	技術基準要求の達成 (SG設備から)	PP設備による監視への影響 (申請対象設備から)	SG設備による監視への影響 (申請対象設備から)	申請対象設備の運転時の動作範囲における他設備の干渉 (SG設備から)	検認作業で他設備の干渉 (申請対象設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響 (PP設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響 (SG設備から)		他設備の点検時の電源確保 (申請対象設備から)	SG設備の点検時の電源確保 (申請対象設備から)	
283	加工設備本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	溶接試料前処理装置オープンボックス	非安重	—	C/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないよう、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しない設計とする。	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転準備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請
284	加工設備本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	溶接試料前処理装置グローブボックス	非安重	—	C/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないよう、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しない設計とする。	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転準備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請
286	加工設備本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	ベレット保管容器搬送装置グローブボックス-1	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	・SG：搬送容器用NDA (AMGB-7) ベレット保管容器搬送装置GB-14の周辺に取り付くSG機器 ※AMGB (Advanced Material accountancy Glove Box system) : 搬送容器測定装置	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないよう、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないよう、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検時に作業員がSG設備を不用意に破損することがない配置とする。また、必要に応じて、破損しにくい構造 (封印カバー等) とする。(SG：AMGB-7)	(AMGB-7は、ベレット保管容器搬送装置GB-14における核燃料物質を監視する装置であるため、ベレット保管容器搬送装置GB-11は対象外)	—	(AMGB-7は、ベレット保管容器搬送装置GB-14における核燃料物質を監視する装置であるため、ベレット保管容器搬送装置GB-2は対象外)	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・申請対象設備とAMGB-7は、距離を確保することで申請対象設備がAMGB-7の保守、点検に影響を及ぼすことはない設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転準備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	④				
287	加工設備本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	ベレット保管容器搬送装置グローブボックス-2	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	・SG：搬送容器用NDA (AMGB-7) ベレット保管容器搬送装置GB-14の周辺に取り付くSG機器 ※AMGB (Advanced Material accountancy Glove Box system) : 搬送容器測定装置	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないよう、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないよう、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検時に作業員がSG設備を不用意に破損することがない配置とする。また、必要に応じて、破損しにくい構造 (封印カバー等) とする。(SG：AMGB-7)	(AMGB-7は、ベレット保管容器搬送装置GB-14における核燃料物質を監視する装置であるため、ベレット保管容器搬送装置GB-2は対象外)	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・申請対象設備とAMGB-7は、距離を確保することで申請対象設備がAMGB-7の保守、点検に影響を及ぼすことはない設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転準備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	④						
288	加工設備本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	ベレット保管容器搬送装置グローブボックス-3	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないよう、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しない設計とする。	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転準備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請		

第2回申請対象設備とPP設備及びSG設備の相互影響の考慮 (7/32)

番号	施設区分		設備区分			機器	DB区分	SA区分	耐震設計	PP設備設置状況	SG設備設置状況		設備の設置の観点				運転、検認等の観点		保守、点検の観点			補足					
	番号	施設区分①	施設区分②	設備区分①	設備区分②						設備区分③	DB区分	SA区分	耐震設計	周辺に設置されるPP設備	申請対象設備と一体となつて設置されるSG設備	申請対象設備への影響		PP設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備の運転時の動作範囲における他設備の干渉		SG設備への影響	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響	他設備の点検時の電源確保	SG設備への影響
																	技術標準要求の達成	技術標準要求の達成	PP設備による監視への影響	SG設備による監視への影響	申請対象設備からの		申請対象設備からの	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響
289	加工設備本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-4	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術標準規則第14条に示す。)	—	—	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—	—	
290	加工設備本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-5	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術標準規則第14条に示す。)	—	—	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—	—	
291	加工設備本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-6	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術標準規則第14条に示す。)	—	—	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—	—	
292	加工設備本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-7	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	・SG：搬送容器用NDA (AMGB-7) ペレット保管容器搬送装置GB-14の周辺に取付くSG機器 ※AMGB (Advanced Material accountancy Glove Box system)：搬送容器測定装置	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検時に作業員がSG設備を不用意に破損することがない配置とする。また、必要に応じて、破損しにくい構造 (封印カバー等) とする。(SG：AMGB-7)	—	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	(AMGB-7は、ペレット保管容器搬送装置GB-14における容器の搬送を監視するためのSG設備であり、グループボックス外にあるため、核燃料物質の移動等による設備の動作、核燃料物質の運転上の監視に影響を及ぼさないため、対象外)	(AMGB-7は、ペレット保管容器搬送装置GB-14における核燃料物質を監視する装置であるため、ペレット保管容器搬送装置GB-7は対象外)	—	(設備の設置の観点の技術標準規則第14条に示す。)	(設備の設置の観点の技術標準規則第14条に示す。)	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	・申請対象設備は、SG設備付近のポートにアクセス可能な設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・SG設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	④		
293	加工設備本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-8	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	・SG：査察現場キャビネット (LC-15B) ・SG：監視装置等	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	(対象がキャビネットであり、グループボックス外にあるため、核燃料物質の移動等による設備の動作、核燃料物質の運転上の監視に影響を及ぼさないため、対象外)	(キャビネットのため、検出器等はなく、検認作業で他設備の干渉はないため、対象外) (SG設備の監視装置等は、検認作業はないため、対象外)	—	(設備の設置の観点の技術標準規則第14条に示す。)	(設備の設置の観点の技術標準規則第14条に示す。)	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	・申請対象設備は、査察現場キャビネットの保守、点検のスペースを確保できる設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・SG設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	④		

第2回申請対象設備とPP設備及びSG設備の相互影響の考慮 (8/32)

番号	施設区分		設備区分			機器	DB区分	S A区分	耐震設計	PP設備設置状況	設備の設置の観点				運転、検等の観点		保守、点検の観点			補足		
			申請対象設備への影響	PP設備への影響							SG設備への影響	申請対象設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響	PP設備への影響	SG設備への影響						
				周辺に設置されるSG設備	技術基準要求の達成(PP設備から)												技術基準要求の達成(SG設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響		他設備の点検時の電源確保(申請対象設備から)	SG設備の保守、点検のスペース確保への影響
294	加工設備 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	ペレット保管容器搬送装 置グロブボックス-9	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装 置等	—	・SG：監視装 置等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
295	加工設備 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	ペレット保管容器搬送装 置グロブボックス-10	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装 置等	—	・SG：監視装 置等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
296	加工設備 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	ペレット保管容器搬送装 置グロブボックス-11	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装 置等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
297	加工設備 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	ペレット保管容器搬送装 置グロブボックス-12	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装 置等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
299	加工設備 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	乾燥ポート搬送装置グ ロブボックス-1	非安重	—	B/—	・PP：監視装 置等	—	・SG：監視装 置等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
300	加工設備 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	乾燥ポート搬送装置グ ロブボックス-2	非安重	—	B/—	・PP：監視装 置等	—	・SG：監視装 置等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—







第2回申請対象設備とPP設備及びSG設備の相互影響の考慮 (11/32)

番号	施設区分		設備区分			機器	DB区分	SA区分	耐震設計	PP設備設置状況	SG設備設置状況	設備の設置の観点			運転、検認等の観点		保守、点検の観点			補足									
	施設区分①	施設区分②	設備区分①	設備区分②	設備区分③							申請対象設備への影響	PP設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響	PP設備への影響	SG設備への影響										
番号	施設区分①	施設区分②	設備区分①	設備区分②	設備区分③	機器	DB区分	SA区分	耐震設計	周辺に設置されるPP設備	周辺に設置されるSG設備	技術基準要求の達成 (PP設備から)	技術基準要求の達成 (SG設備から)	PP設備による監視への影響 (申請対象設備から)	SG設備による監視への影響 (申請対象設備から)	申請対象設備の運転時の動作範囲における他設備の干渉 (SG設備から)	検認作業で他設備の干渉 (申請対象設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響 (PP設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響 (SG設備から)	他設備の点検時の電源確保 (申請対象設備から)	SG設備の保守、点検のスペース確保への影響 (申請対象設備から)								
312	加工設備本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	乾燥ポート搬送装置グロブボックス-14	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	・SG：監視装置等	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	—	・SG設備の監視装置等は、検認作業はないため、対象外	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—	—	—	—	—
314	加工設備本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	燃料棒搬送装置	非安重	—	B、B-1/—	・PP：監視装置等	—	・SG：監視装置等	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・SG設備の監視装置等は、検認作業はないため、対象外	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—	—	—	—	—
315	加工設備本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立設備	—	マガジン編成装置	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	・SG：FRCS (マガジン編成装置の機器である洗浄機から支障) ・SG：FRCS (Fuel Rod Counting Station)：組立用燃料棒本数測定装置	(6条27条) ・FRCSは、マガジン編成装置の耐震設計上で考慮する負荷条件を選定しない設計とする。 ・FRCSの設置機器について、FRCSを設置できる強度を有する設計とする。 (11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(6条27条) ・FRCSは、マガジン編成装置の耐震設計上で考慮する負荷条件を選定しない設計とする。 ・FRCSの設置機器について、FRCSを設置できる強度を有する設計とする。 (11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。 ・SG設備は申請対象設備の点検時に作業員がSG設備を不用意に破損することがないよう、必要に応じて、破損しにくい構造 (封印カバー等) とする。 (SG：FRCS)	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・SG設備は、申請対象設備の核燃料物質の移動等における設備の動作、監視に影響を及ぼさない場所を設置する。 ・SG設備は申請対象設備の運転条件 (搬送速度を制御可能な設計とする。 (SG：FRCS) )。なお、SG設備の監視装置等は、検認作業はないため、対象外	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	・マガジン編成装置は組立用燃料棒本数測定装置 (FRCS) の保守、点検に影響しない設計スペースを確保する設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—	—	—	—	—
316	加工設備本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立設備	—	組立マガジン	非安重	—	—/—	・PP：監視装置等	—	・SG：監視装置等	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・SG設備の監視装置等は、検認作業はないため、対象外	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—	—	—	—	—
317	加工設備本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立設備	—	スケルトン組立装置	非安重	—	C/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—			



番号	施設区分	設備区分			機器	DB区分	SA区分	耐震設計	PP設備設置状況	SG設備設置状況	設備の設置の観点				運転、検認等の観点		保守、点検の観点			補足										
		番号	施設区分①	施設区分②							設備区分①	設備区分②	設備区分③	機器	DB区分	SA区分	耐震設計	申請対象設備への影響			PP設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響	PP設備への影響	SG設備への影響			
																		周辺に設置されるPP設備	申請対象設備と一体となって設置されるSG設備		技術基準要求の達成 (PP設備から)	技術基準要求の達成 (SG設備から)	申請対象設備による監視への影響 (申請対象設備から)	SG設備による監視への影響 (申請対象設備から)	申請対象設備の運転時における他設備の干渉 (SG設備から)	検認作業で他設備の干渉 (申請対象設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響 (PP設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響 (SG設備から)	他設備の点検時の電源確保 (申請対象設備から)	SG設備の保守、点検のスペース確保への影響 (申請対象設備から)
324	加工設備 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 組立工程搬 送設備	—	組立クレーン	非安重	—	B-1/—	—	・PP：監視装 置等	—	・SG：監視装 置等	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・SG設備は、申請対象設備の核燃料物質の移動等における設備の動作、監視に影響を与えない場所に設置する。	・申請対象設備は、申請対象設備の運転時における他設備の干渉 (SG設備から)	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用→運転準備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペース確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・SG設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用→運転準備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—	—	—	—	—
325	加工設備 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 組立工程搬 送設備	—	リフト	非安重	—	B-1/—	—	・PP：監視装 置等	—	・SG：燃料集 合体用NDA (AFAS- P, AFAS-B) ・SG：査察現 場キャビネット (LC- 21B, LC-21A) ※AFAS-P (Advanced Fuel assembly Assay System- PWR) : PWR燃 料集合体測定 装置 ※AFAS-B (Advanced Fuel assembly Assay System- BWR) : BWR燃 料集合体測定 装置	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。 ・SG設備は申請対象設備の点検時に作業員がSG設備を不用意に破損することがない配置とする。また、必要に応じて、破損しにくい構造 (封印カバー等) とする。(SG : AFAS-P, B, LC-21B, LC-21A)	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。 なお、査察現場キャビネットは、検出器等がなく、SG設備による監視への影響を及ぼさないため対象外	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・SG設備は、申請対象設備の核燃料物質の移動等における設備の動作、監視に影響を与えない場所に設置する。 ・SG設備は申請対象設備の運転条件 (搬送する核物質、搬送速度等) で、保障措置上要求される検出限界の放射線量を検出可能な設計とする (SG : AFAS-P, B)。	・申請対象設備は、SG設備の検認作業における検出方法、検出条件 (検出時間)、検出場所を考慮した配置とし、搬送速度を制御可能な設計とする。(SG : AFAS-P, B)。 なお、キャビネットは、検出器等はなく、検認作業で他設備の干渉はないため、対象外	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・申請対象設備は、AFAS-P, B及び査察現場キャビネットの保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用→運転準備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	・申請対象設備は、AFAS-P, B及び査察現場キャビネットの保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・SG設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用→運転準備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—	—	—	—	—		
326	加工設備 本体	組立施設	梱包出荷工 程	梱包・出荷 設備	—	貯蔵梱包クレーン	非安重	—	B-1/—	—	—	—	・SG：燃料集 合体用NDA (AFAS- P, AFAS-B) ※AFAS-P (Advanced Fuel assembly Assay System- PWR) : PWR燃 料集合体測定 装置 ※AFAS-B (Advanced Fuel assembly Assay System- BWR) : BWR燃 料集合体測定 装置 ・SG：燃料集 合体用NDA (DIPD) ・SG：監視装 置等 ※DIPD (Directiona l Item Passage Detector) : 燃料集合体通 過検知器	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。 ・SG設備は申請対象設備の点検時に作業員がSG設備を不用意に破損することがない配置とする。また、必要に応じて、破損しにくい構造 (封印カバー等) とする。(SG : AFAS-P, AFAS-B 及びDIPD)	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・SG設備は、申請対象設備の核燃料物質の移動等における設備の動作、監視に影響を与えない場所に設置する。 ・SG設備は申請対象設備の運転条件 (搬送する核物質、搬送速度等) で、保障措置上要求される検出限界の放射線量を検出可能な設計とする (SG : AFAS-P, B 及びDIPD)。	・申請対象設備は、SG設備の検認作業における検出方法、検出条件 (検出時間)、検出場所を考慮した配置とし、搬送速度を制御可能な設計とする。(SG : AFAS-P, B 及びDIPD)。 なお、SG設備の監視装置等は、検認作業はないため、対象外	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・申請対象設備は、AFAS-P, B及びDIPDの保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・SG設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用→運転準備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	・申請対象設備は、AFAS-P, B及びDIPDの保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・SG設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用→運転準備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—	—	—	—	—			
327	加工設備 本体	組立施設	梱包出荷工 程	梱包・出荷 設備	—	燃料ホルダ取付装置	非安重	—	B-1/—	—	—	—	・SG：監視装 置等	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・SG設備は、申請対象設備の核燃料物質の移動等における設備の動作、監視に影響を与えない場所に設置する。	・申請対象設備は、申請対象設備の運転時における他設備の干渉 (SG設備から)	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・SG設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用→運転準備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・SG設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用→運転準備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—	—	—	—	—		

第2回申請対象設備とPP設備及びSG設備の相互影響の考慮 (14/32)

番号	施設区分		設備区分			機器	DB区分	S A区分	耐震設計	PP設備設置状況	SG設備設置状況	設備の設置の観点				運転、検認等の観点		保守、点検の観点			補足
	施設区分①	施設区分②	設備区分①	設備区分②	設備区分③							申請対象設備への影響	PP設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響	申請対象設備への影響	PP設備への影響	SG設備への影響	
番号	施設区分①	施設区分②	設備区分①	設備区分②	設備区分③	機器	DB区分	S A区分	耐震設計	周辺に設置されるPP設備	申請対象設備と一体となって設置されるSG設備	技術基準要求の達成 (PP設備から)	技術基準要求の達成 (SG設備から)	PP設備による監視への影響 (申請対象設備から)	SG設備による監視への影響 (申請対象設備から)	申請対象設備の運転時の動作範囲における他設備の干渉 (SG設備から)	検認作業での他設備の干渉 (申請対象設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響 (PP設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響 (SG設備から)	他設備の点検時の電源確保 (申請対象設備から)	SG設備への影響
328	加工設備本体	組立施設	梱包出荷工程	梱包・出荷設備	—	容器蓋取付装置	非安重	—	B/—	—	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。 ・SG設備は申請対象設備の点検時に作業員がSG設備を不注意に破損することがない配置とする。また、必要に応じて、破損しにくい構造(封印カバー等)とする。(SG: D1PD)	—	・SG設備は、申請対象設備の核燃料物質の移動等における設備の動作、監視に影響を与えない場所に設置する。 ・SG設備は申請対象設備の検出限界の放射線量を検出可能な設計とする (SG: D1PD)。	・申請対象設備は、申請対象設備の検認作業における検出方法、検出条件(検出時間)、検出場所を考慮した設計とし、搬送速度を制御可能な設計とする。(SG: D1PD)。 なお、SG設備の監視装置等は、検認作業はないため、対象外	—	—	—	・申請対象設備は、D1PDの保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	
329	加工設備本体	組立施設	梱包出荷工程	梱包・出荷設備	—	梱包天井クレーン	非安重	—	B-1/—	—	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	・SG設備は、申請対象設備の核燃料物質の移動等における設備の動作、監視に影響を与えない場所に設置する。	—	—	—	—	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	
330	加工設備本体	組立施設	梱包出荷工程	梱包・出荷設備	—	容器移載装置	非安重	—	B-1/—	—	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	・SG設備は、申請対象設備の核燃料物質の移動等における設備の動作、監視に影響を与えない場所に設置する。	—	—	—	—	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	
331	加工設備本体	組立施設	梱包出荷工程	梱包・出荷設備	—	保管室天井クレーン	非安重	—	C/—	—	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	・SG設備は、申請対象設備の核燃料物質の移動等における設備の動作、監視に影響を与えない場所に設置する。	—	—	—	—	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	
332	加工設備本体	組立施設	梱包出荷工程	梱包・出荷設備	—	遮蔽扉(梱包・出荷設備)	非安重	—	C/—	—	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請

番号	施設区分		設備区分			機器	DB区分	SA区分	耐震設計	PP設備設置状況	SG設備設置状況		設備の設置の観点				運転, 検認等の観点			保守, 点検の観点			補足			
											周辺に設置されるPP設備	周辺に設置されるSG設備	申請対象設備への影響		申請対象設備の運転時の動作範囲における他設備の干渉 (SG設備から)	申請対象設備への影響	申請対象設備の保守, 点検のスペース確保への影響 (PP設備から)	申請対象設備の保守, 点検のスペース確保への影響 (SG設備から)	他設備の点検時の電源確保 (申請対象設備から)	SG設備の保守, 点検のスペース確保への影響 (申請対象設備から)						
													技術基準要求の達成 (PP設備から)	技術基準要求の達成 (SG設備から)							PP設備による監視への影響 (申請対象設備から)	SG設備による監視への影響 (申請対象設備から)		申請対象設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響
333	核燃料物質の貯蔵施設		貯蔵容器一時保管設備				安重		B-3/-			・SG: 監視装置等														
336	核燃料物質の貯蔵施設		原料MOX粉末缶一時保管設備				安重		S/-		・PP: 監視装置等															
344	核燃料物質の貯蔵施設		粉末一時保管設備				安重		S/-		・PP: 監視装置等															
345	核燃料物質の貯蔵施設		粉末一時保管設備				安重		S/-		・PP: 監視装置等															
346	核燃料物質の貯蔵施設		粉末一時保管設備				安重		S/-		・PP: 監視装置等															
347	核燃料物質の貯蔵施設		粉末一時保管設備				安重		S/-		・PP: 監視装置等															

番号	施設区分		設備区分			機器	DB区分	SA区分	耐震設計	PP設備設置状況	SG設備設置状況		設備の設置の観点				運転、検認等の観点		保守、点検の観点				補足															
	番号	施設区分①	施設区分②	設備区分①	設備区分②						設備区分③	申請対象設備と一体となつて設置されるSG設備	周辺に設置されるSG設備	申請対象設備への影響		PP設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響		SG設備への影響	申請対象設備への影響	SG設備への影響												
														技術基準要求の達成 (PP設備から)	技術基準要求の達成 (SG設備から)	PP設備による監視への影響 (申請対象設備から)	SG設備による監視への影響 (申請対象設備から)	申請対象設備の運転時の動作範囲における他設備の干渉 (SG設備から)	検認作業での他設備の干渉 (申請対象設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響 (PP設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響 (SG設備から)	他設備の点検時の電源確保 (申請対象設備から)		SG設備の保守、点検のスペース確保への影響 (申請対象設備から)														
348	核燃料物質の貯蔵施設	—	—	粉末一時保管設備	—	—	安重	—	S/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
349	核燃料物質の貯蔵施設	—	—	粉末一時保管設備	—	—	安重	—	S/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
371	核燃料物質の貯蔵施設	—	—	ベレット一時保管設備	—	—	安重	—	S/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
372	核燃料物質の貯蔵施設	—	—	ベレット一時保管設備	—	—	安重	—	S/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
373	核燃料物質の貯蔵施設	—	—	ベレット一時保管設備	—	—	安重	—	S/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
379	核燃料物質の貯蔵施設	—	—	ベレット一時保管設備	—	—	安重	—	S/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分			機器	DB区分	S A区分	耐震設計	PP設備設置状況	SG設備設置状況	設備の設置の観点				運転、検等観の観点		保守、点検の観点				補足				
												申請対象設備への影響		PP設備への影響		SG設備への影響		申請対象設備への影響		SG設備への影響			申請対象設備への影響		SG設備への影響	
												申請対象設備と一体となって設置されるSG設備	周辺に設置されるSG設備	技術基準要求の達成(PP設備から)	技術基準要求の達成(SG設備から)	PP設備による監視への影響(申請対象設備から)	SG設備による監視への影響(申請対象設備から)	申請対象設備の運転時の動作範囲における他設備の干渉(SG設備から)	検認作業での他設備の干渉(申請対象設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響(PP設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響(SG設備から)		他設備の点検時の電源確保(申請対象設備から)	SG設備の点検時の電源確保(申請対象設備から)		
380	核燃料物質の貯蔵施設	—	ベレット一時保管設備	—	—	機括ポート受渡装置グロブボックス-2	安重	—	S/-	・PP:監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用→運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—		
381	核燃料物質の貯蔵施設	—	ベレット一時保管設備	—	—	機括ポート受渡装置グロブボックス-3	安重	—	S/-	・PP:監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用→運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—		
382	核燃料物質の貯蔵施設	—	ベレット一時保管設備	—	—	機括ポート受渡装置グロブボックス-4	安重	—	S/-	・PP:監視装置等	・SG:搬送容器用NDA (AMGB-8) 処決ポート搬送装置GB-48の周辺に取り付けSG機器 ※AMGB (Advanced Material accountancy Glove Box system) : 搬送容器測定装置	(6条27条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(6条27条) ・AMGB-8は、Sクラスとなるグロブボックスに波及的影響を及ぼさないよう、基準地震動Saの地震力にて、影響を及ぼさない設計とする。 (11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(AMGB-8は、搬送装置GB-48における容器の搬送を監視するためのSG設備であり、グロブボックス外にあるため、核燃料物質の移動等による設備の動作、核燃料物質の運転上の監視に影響を及ぼさないため、対象外)	—	(AMGB-8は、搬送装置GB-48における核燃料物質を監視する装置であるため、ベレット保管容器搬送装置GB-7は対象外)	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・申請対象設備とAMGB-8は、距離を確保することで申請対象設備がAMGB-8の保守、点検に影響を及ぼすことはない設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用→運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	⑨					
398	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	スクラップ貯蔵棚グロブボックス-1	安重	—	S/-	・PP:監視装置等	—	・SG:監視装置等	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・PP設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用→運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—				
399	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	スクラップ貯蔵棚グロブボックス-2	安重	—	S/-	・PP:監視装置等	—	・SG:監視装置等	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	—	—	(SG設備の監視装置等は、検認作業はないため、対象外)	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないよう外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・SG設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用→運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—			









番号	施設区分	設備区分			機器	DB区分	SA区分	耐震設計	PP設備設置状況	SG設備設置状況		設備の設置の観点				運転、検認等の観点		保守、点検の観点			補足					
		設備区分①	設備区分②	設備区分③						申請対象設備への影響	PP設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備の運転時の動作範囲における他設備の干渉	検認作業で他設備の干渉	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響	他設備の点検時の電源確保	SG設備への影響						
440	核燃料物質の貯蔵施設	燃料棒貯蔵設備			遮蔽扉 (燃料棒貯蔵設備)	非安重		C/—	・PP: 監視装置等	—	・SG: 燃料棒用NDA (NMG-2) ・SG: 監視装置等	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しない設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しない設計とする。	・SG設備は、申請対象設備の核燃料物質の移動等における設備の動作、監視に影響を与えない場所に設置する。 ・SG設備は申請対象設備の配電と、搬送速度を制御可能な設計とする (SG: NMG-2)。	・申請対象設備は、SG設備の検認作業における検出方法、検出条件 (検出時間)、検出場所を制御し、配電を制御する。 (SG: NMG-2)。 なお、SG設備の監視装置等は、検認作業はないため、対象外	—	—	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペース確保への影響 (申請対象設備から)	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペース確保への影響 (申請対象設備から)	他設備の点検時の電源確保 (申請対象設備から)	SG設備の保守、点検のスペース確保への影響 (申請対象設備から)	①		
758	その他の加工施設	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	気送装置	非安重	C, C-1/—	・PP: 監視装置等	—	・SG: 監視装置等	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しない設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しない設計とする。	・SG設備は、申請対象設備の核燃料物質の移動等における設備の動作、監視に影響を与えない場所に設置する。	(SG設備の監視装置等は、検認作業はないため、対象外)	—	—	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペースを確保できる設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペースを確保できる設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—	—	—			
759	その他の加工施設	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	受払装置グローブボックス	非安重	B-1/—	・PP: 監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しない設計とする。	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—			
761	その他の加工施設	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	ブルトニウムスポット検査装置オープンポートボックス	非安重	C/—	・PP: 監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しない設計とする。	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—			
762	その他の加工施設	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	フード	非安重	C/—	・PP: 監視装置等	—	・SG: 監視装置等	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しない設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しない設計とする。	—	(SG設備の監視装置等は、検認作業はないため、対象外)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—











番号	施設区分		設備区分			機器	DB区分	SA区分	耐震設計	PP設備設置状況	設備の設置の観点				運転、検認等の観点		保守、点検の観点			補足					
											申請対象設備への影響		PP設備への影響		SG設備への影響		申請対象設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響		PP設備への影響	申請対象設備への影響	SG設備への影響		
											周辺に設置されるPP設備	申請対象設備と一体となって設置されるSG設備	技術基準要求の達成 (PP設備から)	技術基準要求の達成 (SG設備から)	PP設備による監視への影響 (申請対象設備から)	SG設備による監視への影響 (申請対象設備から)	申請対象設備の運転時の動作範囲における他設備の干渉 (SG設備から)	検認作業で他設備の干渉 (申請対象設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響 (PP設備から)		申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響 (SG設備から)	他設備の点検時の電源確保 (申請対象設備から)	SG設備の保守、点検のスペース確保への影響 (申請対象設備から)		
787	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	質量分析装置Eグループボックス	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	・SG：監視装置等	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	当該申請対象設備は静的機器であり、核燃料物質の移動等の動作はないため、対象外	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・PP設備は監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—
788	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	取去試料受払装置グループボックス	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	・SG：査察機器 (AVIS 測定装置) ・SG：査察現場キャビネット (LC-20A) ・SG：監視装置等 ※AVIS (Advanced Verification For Inventory Samples system)：査察試料測定装置	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・AVISについては、当該測定装置は当該GBの下部に設置されるが、メンテナンス時はAVISを分割してGB下部から移動させることができるとして、相互の保守性に影響はない。また、GBとAVISが干渉しないよう、クリアランスを確保した配置としている。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。 ・SG設備は申請対象設備の点検時に作業員がSG設備を不注意に破壊することがない配置とする。また、必要に応じて、破損しにくい構造 (封印カバー等) とする。(SG：AVIS 測定装置、LC-20A)	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。 なお、査察現場キャビネットは、検出器等がなく、SG設備による監視への影響を及ぼさないため対象外	・SG設備は、運転員により査察試料を設置し、計測することから、申請対象設備の核燃料物質の移動等における監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。 なお、キャビネットは、グループボックス外にあるため、核燃料物質の移動等による設備の動作、核燃料物質の運転上の監視に影響を及ぼさないため、対象外	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・PP設備は監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	・AVISは、AVISを分割してGB下部から移動させることができるため、申請対象設備がAVISの保守、点検に影響を及ぼすことはない。 また、GBとAVISが干渉しないよう、クリアランスを確保した配置としている。 ・申請対象設備は、査察現場キャビネットの保守、点検のスペースを確保できるように、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・SG設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—	
789	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	取去試料調製装置グループボックス	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	・SG：監視装置等	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・SG設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・SG設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・SG設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	・申請対象設備は、通常時において、SG設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	・PP設備は監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	・申請対象設備は、SG設備の保守、点検のスペースを確保できるよう、配置場所を考慮した設計とする。 ・SG設備は監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—		
790	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	分配装置グループボックス	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	・PP設備は監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—				
791	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	塩素・フッ素分析装置グループボックス	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	・PP設備は監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。 ・PP設備は申請対象設備の定期保守を考慮し、常用+運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。 ※電源供給に係る設備は、後次回申請	—				

第2回申請対象設備とPP設備及びSG設備の相互影響の考慮 (27/32)

番号	施設区分		設備区分			機器	DB区分	S A区分	耐震設計	PP設備設置状況		SG設備設置状況		設備の設置の観点				運転、検認等の観点		保守、点検の観点			補足								
	施設区分①	施設区分②	設備区分①	設備区分②	設備区分③					PP設備設置状況	SG設備設置状況	申請対象設備への影響		申請対象設備の運転時の動作範囲における他設備の干渉 (SG設備から)	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響		申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響					
792	その他の加工施設		核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	0/M比測定装置グループボックス	非安重		B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、離熱ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。									— (設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	—	
793	その他の加工施設		核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	水分分析装置グループボックス	非安重		B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、離熱ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。										— (設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	
794	その他の加工施設		核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	炭素・硫黄・窒素分析装置グループボックス-1	非安重		B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、離熱ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。										— (設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	
795	その他の加工施設		核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	炭素・硫黄・窒素分析装置グループボックス-2	非安重		B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、離熱ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。										— (設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	
796	その他の加工施設		核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	EPMA分析装置グループボックス	非安重		B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、離熱ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。										— (設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	
797	その他の加工施設		核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	ICP-発光分光分析装置グループボックス	非安重		B/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、離熱ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。										— (設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	

番号	施設区分		設備区分			機器	DB区分	SA区分	耐震設計	PP設備設置状況	SG設備設置状況		設備の設置の観点				運転、検認等の観点		保守、点検の観点				補足									
	番号	施設区分①	施設区分②	設備区分①	設備区分②						設備区分③	機器	DB区分	SA区分	耐震設計	申請対象設備と一体となつて設置されるPP設備	申請対象設備と一体となつて設置されるSG設備	申請対象設備への影響		PP設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備の運転時の動作範囲における他設備の干渉		SG設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響			
																		技術基準要求の達成 (PP設備から)	技術基準要求の達成 (SG設備から)	PP設備による監視への影響 (申請対象設備から)	SG設備による監視への影響 (申請対象設備から)	申請対象設備の運転時の動作範囲における他設備の干渉 (SG設備から)		申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響	申請対象設備への影響			
798	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	ICP-質量分析装置グループボックス	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
799	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	元素分析装置グループボックス	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
800	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	蒸発性不純物測定装置Aグループボックス	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
801	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	粉末物性測定装置グループボックス	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
802	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	金相試験装置グループボックス-1	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
803	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	金相試験装置グループボックス-2	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	・申請対象設備は、通常時において、PP設備の監視装置等の監視範囲に干渉しないよう、設置場所を考慮した設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分			機器	DB区分	SA区分	耐震設計	PP設備設置状況	SG設備設置状況		設備の設置の観点				運転、検認等の観点		保守、点検の観点			補足																					
			申請対象設備と一体となるSG設備	周辺に設置されるSG設備	申請対象設備への影響						PP設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備の運転時の動作範囲における他設備の干渉 (SG設備から)	申請対象設備の監視・検認等 (申請対象設備から)	申請対象設備の保守・点検のスペース確保への影響 (PP設備から)	申請対象設備の監視・検認等 (申請対象設備から)	申請対象設備の保守・点検のスペース確保への影響 (SG設備から)	他設備の点検時の電源確保 (申請対象設備から)	SG設備の保守・点検のスペース確保への影響 (申請対象設備から)																								
804	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	プルトニウムスロット検査装置グループボックス	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
805	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	液浸密度測定装置グループボックス	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
806	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	熱分析装置グループボックス	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
807	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	ペレット溶解性試験装置グループボックス-1	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
808	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	ペレット溶解性試験装置グループボックス-2	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
809	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	X線回折測定装置グループボックス	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



番号	施設区分		設備区分			機器	DB区分	S A区分	耐震設計	PP設備設置状況	SG設備設置状況		設備の設置の観点				運転、検証等の観点		保守、点検の観点				補足										
			申請対象設備 と一体化とな って設置される SG設備	周辺に設置さ れるPP設備	申請対象設備への影響						PP設備への影響		SG設備への影響		申請対象設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響		PP設備への影響														
					技術基準要求の達成 (PP設備から)						技術基準要求の達成 (SG設備から)	申請対象設備による監視への影響 (申請対象設備から)	SG設備による監視への影響 (申請対象設備から)	申請対象設備の運転時の動 作範囲における他設備の干 渉 (SG設備から)	検査作業での他設備の干渉 (申請対象設備から)	申請対象設備の保守、点検 のスペース確保への影響 (PP設備から)	申請対象設備の保守、点検 のスペース確保への影響 (SG設備から)	他設備の点検時の電源確保 (申請対象設備から)	SG設備の保守、点検のスペース確保への影響、他設 備の点検時の電源確保 (申請対象設備から)														
816	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	搬送装置-3グローブボックス-1	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートとの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—				
817	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	搬送装置-3グローブボックス-2	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートとの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—		
818	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	搬送装置-3グローブボックス-3	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートとの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—		
819	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	搬送装置-3グローブボックス-4	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートとの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	—	
821	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	分析済液中和固液分離グローブボックス	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートとの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	—	
822	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	放射能濃度分析グローブボックス-1	非安重	—	B-1/—	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートとの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(設備の設置の観点の技術基準規則第14条に示す。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

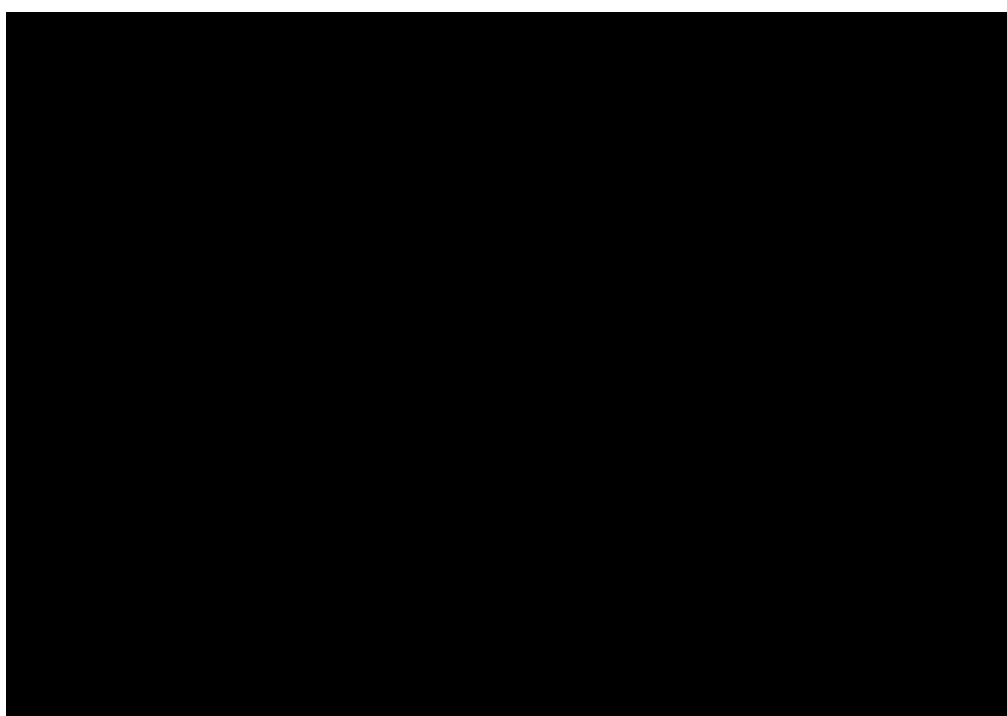
第2回申請対象設備とPP設備及びSG設備の相互影響の考慮 (32/32)

番号	施設区分		設備区分			機器	DB区分	SA区分	耐震設計	PP設備 設置状況	SG設備設置状況	設備の設置の観点				運転、検認等の観点		保守、点検の観点				補足																	
												申請対象設備への影響		PP設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響	SG設備への影響	申請対象設備への影響		PP設備への影響	SG設備への影響																		
												申請対象設備と一体となって設置されるSG設備	周りに設置されるSG設備	技術基準要求の達成 (PP設備から)	技術基準要求の達成 (SG設備から)	PP設備による監視への影響 (申請対象設備から)	SG設備による監視への影響 (申請対象設備から)	申請対象設備の運転時の動作範囲における他設備の干渉 (SG設備から)	検認作業での他設備の干渉 (申請対象設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響 (PP設備から)	申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響 (SG設備から)		他設備の点検時の電源確保 (申請対象設備から)	SG設備の保守、点検のスペース確保への影響、他設備の点検時の電源確保 (申請対象設備から)															
823	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	放射能濃度分析グループボックス-2	非安重	—	B-1/-	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
824	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	ろ過・第1活性炭処理グ ローブボックス	非安重	—	B-1、B-2/-	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
825	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	第2活性炭・吸着処理グ ローブボックス	非安重	—	B-1、B-2/-	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
854	その他の加工施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	払出前希釈槽	非安重	—	C/-	・PP：監視装置等	—	—	(11条29条) ・周囲の設備へ波及的影響を及ぼさないよう、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とする。 (14条) ・PP設備は申請対象設備の運転に影響しないように、申請対象設備との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。 ・PP設備は申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする。配置上スペース確保が困難な場合は、機器を移動できる構造とし、申請対象設備のメンテナンススペースを確保する。 ・PP設備は申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	アクセラート (PA建屋内)	—	—	—/-	・PP：監視装置等	—	—	(30条) ・アクセラート近傍に監視装置等が設置されるが、転倒したとしてもアクセラートに必要な幅が確保できるため、阻害しない。また、軽量物となる監視装置等は、除外が可能であることから、対象外。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	⑬					

スタック編成設備グローブボックス等周辺のSG設備  
(査察現場キャビネット (LC-15A, LC-15B) )

スタック編成設備グローブボックス及びペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8の周辺に査察現場キャビネット (LC-15A, LC-15B) を設置する。配置関係を第1図に示す。

申請対象設備であるスタック編成設備グローブボックス及びペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8とSG設備である査察現場キャビネット (LC-15A, LC-15B) との相互影響について、補足する。



ペレット保管容器搬送装置  
グローブボックス-8

スタック編成設備グローブボックス

第1図 LC-15A及びLC-15B 設置場所



## 1. 設備の設置の観点

## (1) 申請対象設備への影響（技術基準要求の達成）

## a. 11条29条 火災

査察現場キャビネット（LC-15A, LC-15B）は、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とすることで、周辺の申請対象設備への影響を及ぼさない設計とする。

## b. 14条 安全機能を有する施設

査察現場キャビネット（LC-15A, LC-15B）は、申請対象設備の運転、点検等に影響を及ぼさないよう、距離を確保した設計とする。

査察現場キャビネット（LC-15A, LC-15B）と申請対象設備は、約1mのスペースを確保しており、スタック編成設備グローブボックス及びペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8のグローブポートへのアクセスが可能であることから、査察現場キャビネット（LC-15A, LC-15B）が申請対象設備の運転、点検等に影響を及ぼすことはない。

また、申請対象設備の運転、点検等に査察現場キャビネット（LC-15A, LC-15B）の封印をき損させないように、スペースを確保し、封印カバーを設置する設計とする。

## (2) SG設備への影響（SG設備による監視への影響）

査察現場キャビネット（LC-15A, LC-15B）は、他のSG設備への給電、測定データ等の収集、保存、伝送を目的に設置する設備であり、検出器等はないことから、申請対象設備が査察現場キャビネット（LC-15A, LC-15B）の監視範囲を干渉することはない。

## 2. 運転、検認等の観点

## (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の運転時の作業範囲における他設備の干渉）

査察現場キャビネット（LC-15A, LC-15B）はキャビネットであり、グローブボックス外にあるため、核燃料物質の移動等による設備の動作、核燃料物質の運転上の監視に影響を及ぼすことはない。

## (2) SG設備への影響（検認作業への干渉）

査察現場キャビネット（LC-15A, LC-15B）はキャビネットであり、検出器等はないことから、検認作業への干渉はない。

## 3. 保守、点検の観点

## (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響）

1. (1)b. 項にて示す。

## (2) SG設備への影響（SG設備の保守、点検のスペース確保への影響、他設備の点検時の

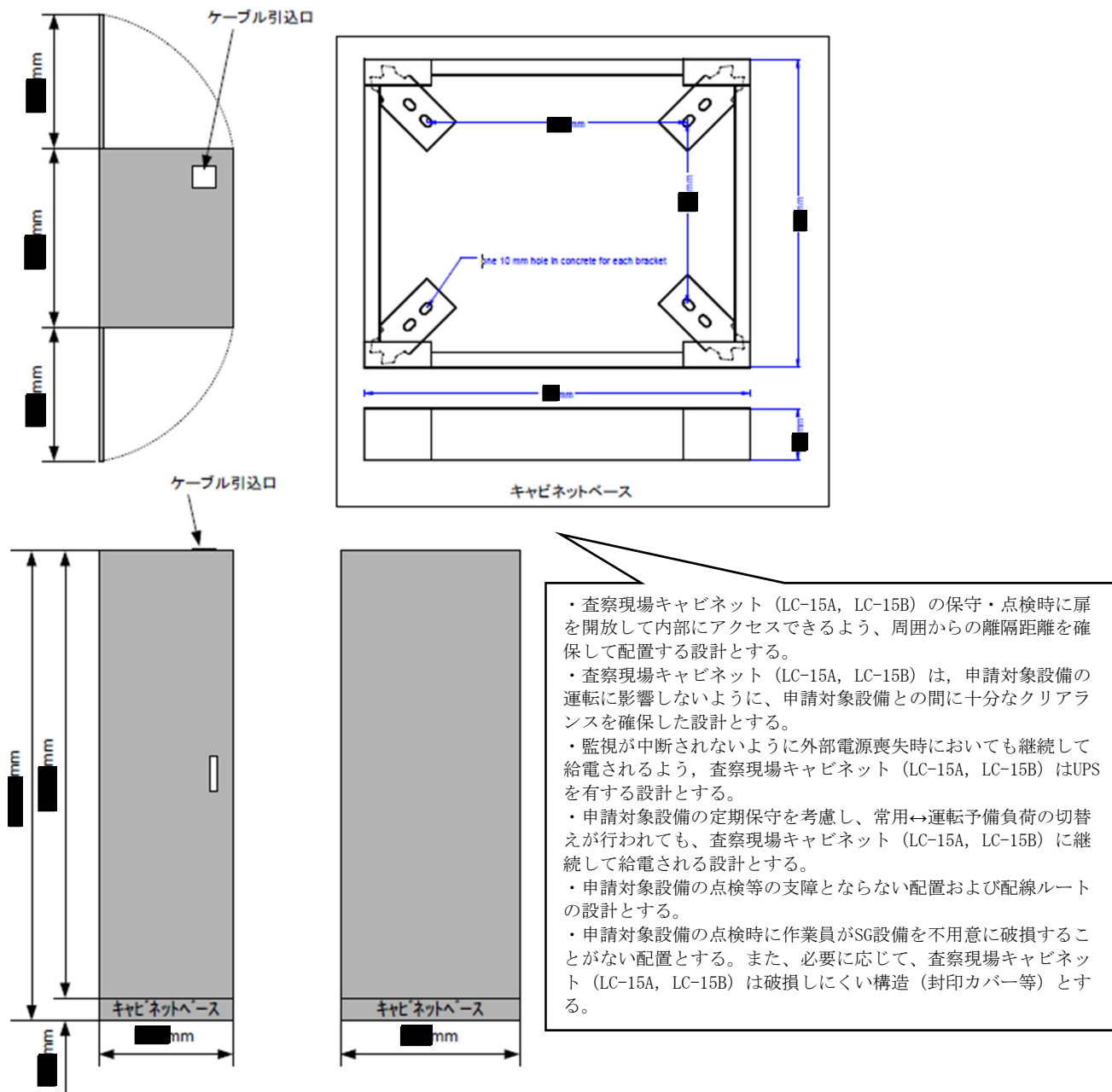
## 電源確保)

査察現場キャビネット (LC-15A, LC-15B) と申請対象設備は、約 1 m のスペースを確保しており、査察現場キャビネット (LC-15A, LC-15B) の扉の開閉するためのスペースを確保することで、査察現場キャビネット (LC-15A, LC-15B) の保守、点検に影響を及ぼさない設計とする。査察現場キャビネットの構造を第 2 図に示す。

査察現場キャビネットは、監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続的に給電される設計とする。

また、申請対象設備の定期保守を考慮し、電源の常用と運転予備負荷の切り替えが行われても、査察現場キャビネットに継続して給電される設計とする。

査察現場キャビネットへの給電するための設備については、後次回申請のため、後次回に説明する。

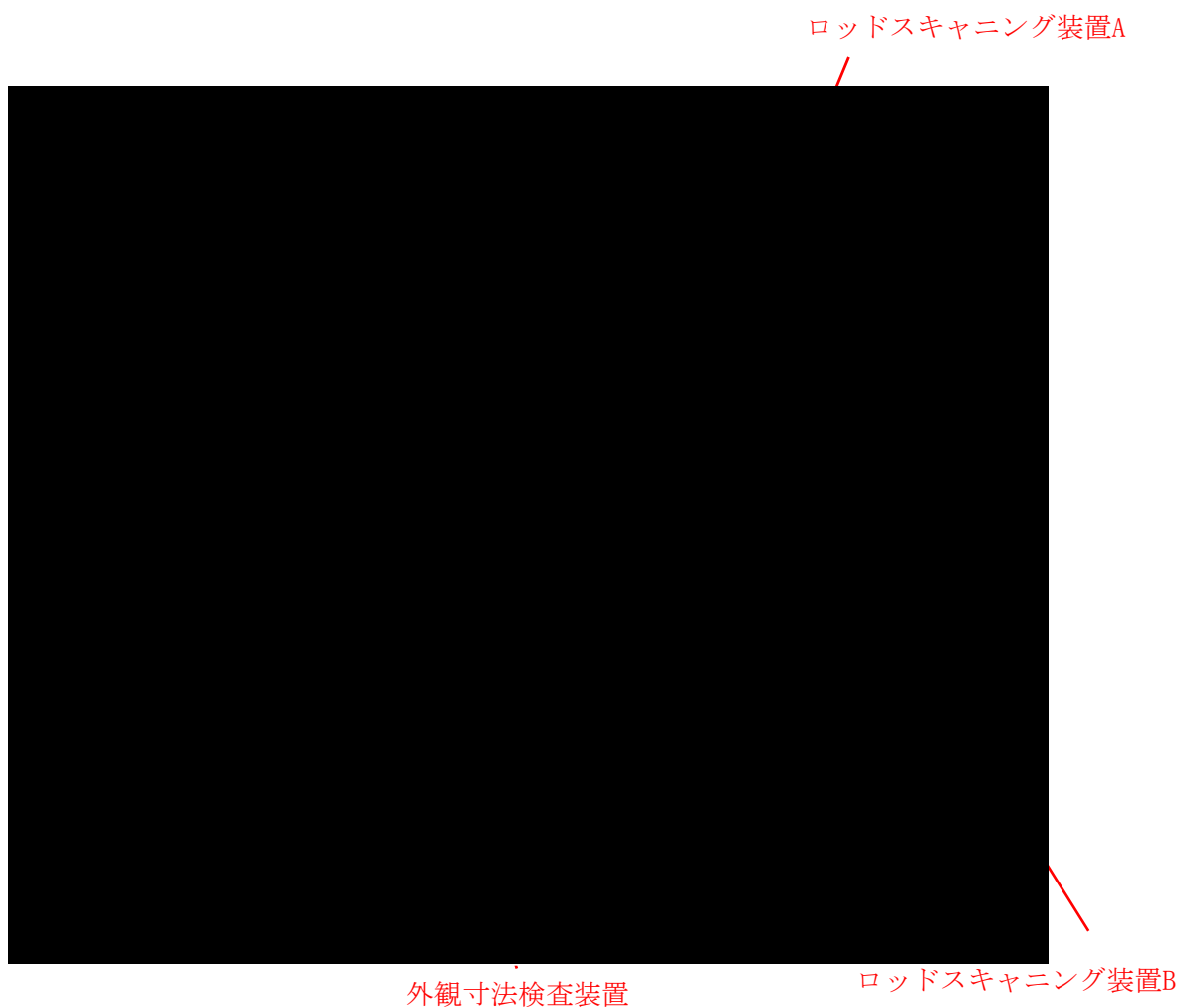


第2図 査察監視キャビネット外形図

ロッドスキャン装置等周辺のSG設備  
(燃料棒スキャン装置 (FRSS-1, FRSS-2) )

ロッドスキャン装置及び外観寸法検査装置の周辺に燃料棒スキャン装置 (FRSS-1, FRSS-2) を設置する。配置関係を第1図に示す。

申請対象設備であるロッドスキャン装置及び外観寸法検査装置とSG設備である燃料棒スキャン装置 (FRSS-1, FRSS-2) との相互影響について、補足する。



第1図 FRSS-1及びFRSS-2の設置場所

## 1. 設備の設置の観点

## (1) 申請対象設備への影響（技術基準要求の達成）

## a. 11条29条 火災

燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）は、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とすることで、周辺の申請対象設備へ影響を及ぼさない設計とする。

## b. 14条 安全機能を有する施設

燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）は、申請対象設備の運転、点検等に影響を及ぼさないよう、距離を確保した設計とする。

ロッドスキャニング装置の点検等により燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）へ影響がない設計とする。燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）の至近にはロッドスキャニング装置のローラコンベアがあるが、ローラコンベアは上側からアクセスすることで燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）の運転、点検等に影響を及ぼすことはない。燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）の概略図及び設置スペースを第2図、第3図に示す。

また、燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）は、ロッドスキャニング装置の運転、点検等に燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）を不用意に破損することがない配置とする。また、必要に応じて、燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）は破損しにくい構造（封印カバー等）とする。

## (2) SG設備への影響（SG設備による監視への影響）

ロッドスキャニング装置は、燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）の監視範囲を干渉しない配置とする。（第2図）

また、外観寸法検査装置は、燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）と距離を確保していることから、燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）の監視範囲を干渉することはない。（第1図）

## 2. 運転、検認等の観点

## (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の運転時の作業範囲における他設備の干渉）

燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）は、ロッドスキャニング装置の燃料棒の移動等による設備の動作、燃料棒の運転上の監視に影響を及ぼさない場所に設置する設計とする。（第2図、第3図）

また、燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）はロッドスキャニング装置の運転条件（搬送する核物質質量、搬送速度等）で、保障措置上要求される検出限界の放射線量を検出可能な設計とする。

なお、外観寸法検査装置への影響としては、燃料棒スキャニング装置（FRSS-2）は、外観寸法検査装置と距離を確保していることから、燃料棒の移動等による設備の

動作、燃料棒の運転上の監視に影響を及ぼすことはない。（第1図）

(2) SG設備への影響（検認作業での他設備の干渉）

ロッドスキャニング装置は、燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）の検認作業における検出方法、検出条件（検出時間）、検出場所を考慮した配置とし、搬送速度を制御可能な設計とする。

なお、燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）は、ロッドスキャニング装置の監視するためのSG設備であることから、外観寸法検査装置による検認作業への影響はない。

3. 保守、点検の観点

(1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響）

1. (1)b. 項にて示す。

(2) SG設備への影響（SG設備の保守、点検のスペース確保への影響、他設備の点検時の電源確保）

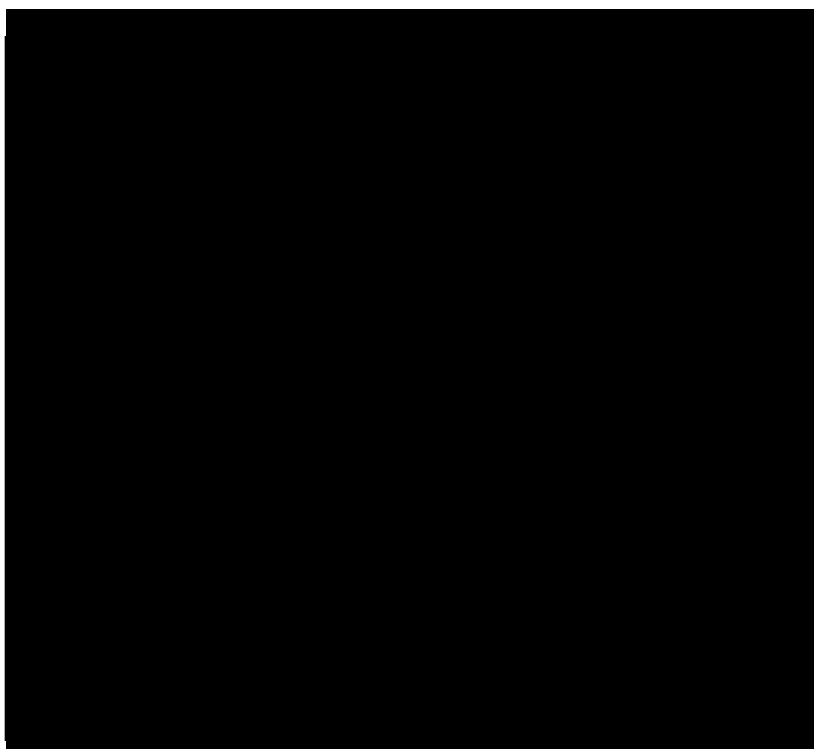
ロッドスキャニング装置は、燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）の保守、点検に影響がない設置スペースを確保する設計とする。

また、外観寸法検査装置と燃料棒スキャニング装置（FRSS-2）は距離が確保されていることから、外観寸法検査装置が燃料棒スキャニング装置（FRSS-2）の保守、点検に影響を及ぼすことはない。

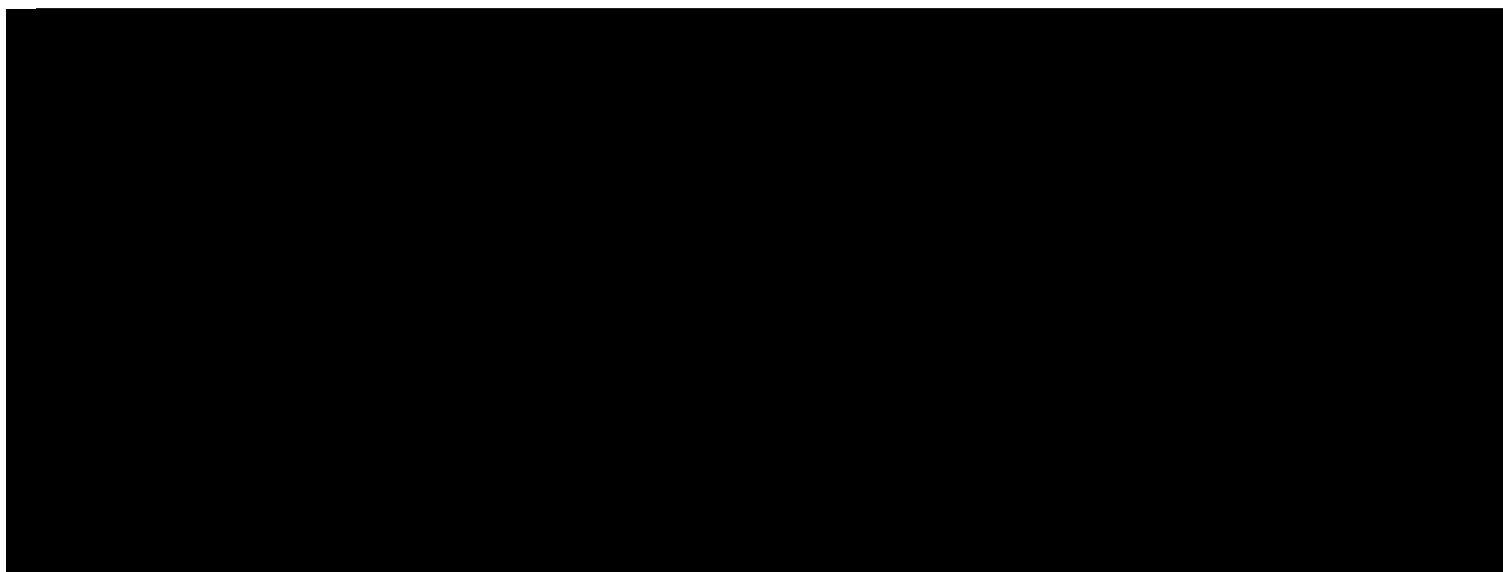
燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）は、監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。

また、申請対象設備の定期保守を考慮し、電源の常用と運転予備負荷の切り替えが行われても、燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）に継続して給電される設計とする。

燃料棒スキャニング装置（FRSS-1, FRSS-2）への給電するための設備については、後次回申請のため、後次回に説明する。

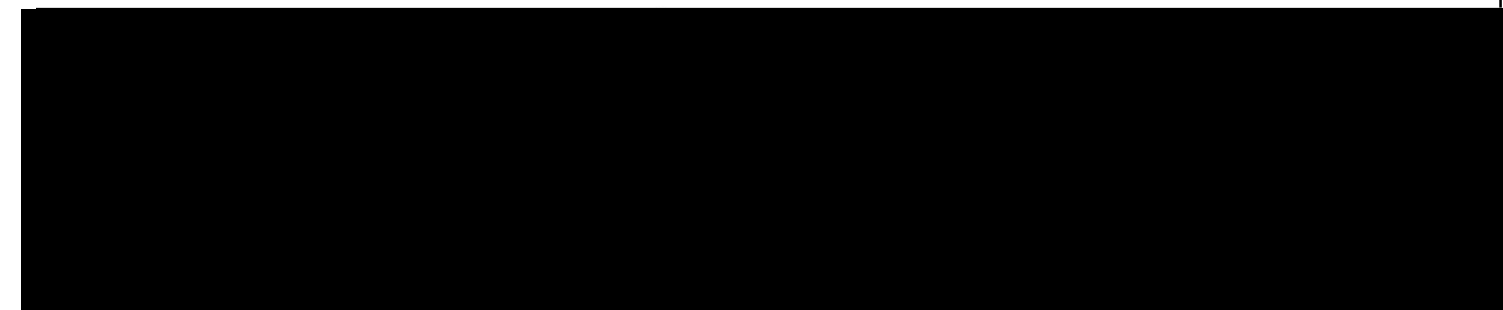


第2図 FRSS 概略図



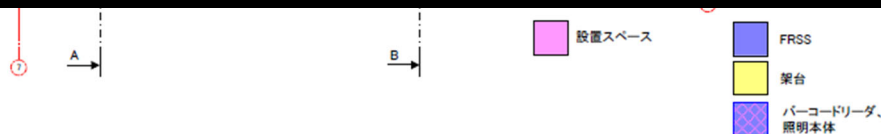
・ロッドスキャニング装置は、点検等によりFRSSへ影響がない設計とする。（FRSSの至近にはロッドスキャニング装置のローラコンベアがあるが、ローラコンベアは上側からアクセスすることでFRSSの運転、点検等に影響はない）FRSSは、ロッドスキャニング装置のメンテナンススペースを確保した設計とするとともに、ロッドスキャニング装置の点検時に作業員がFRSSを不用意に破損することがない配置とする。また、必要に応じて、FRSSは破損しにくい構造（封印カバー等）とする。

・FRSSは、ロッドスキャニング装置の運転条件（搬送する核物質量、搬送速度等）で、保障措置上要求される検出限界の放射線量を検出可能な設計とする。また、ロッドスキャニング装置の運転に影響しないように十分なクリアランスを確保する。FRSSは、外部電源喪失時においても監視が中断されないように、継続して給電されるように、UPSを有する設計とする。



【設置スペースについて】

図で示した設置スペースの範囲内に架台を含めてFRSSが設置されるものとする。



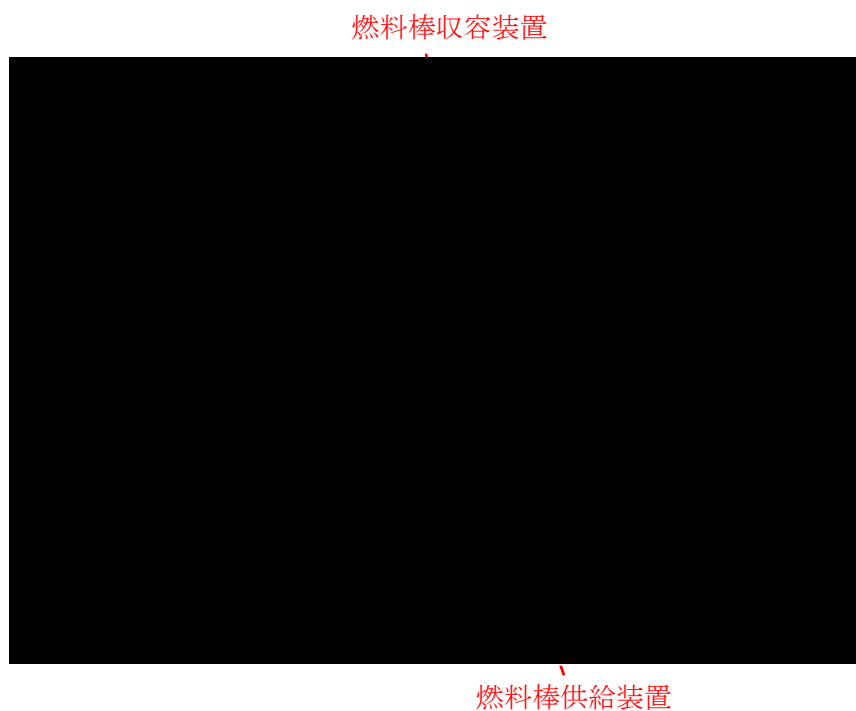
第3図 FRSS 設置スペース



燃料棒収容装置等周辺のSG設備  
(貯蔵用燃料棒本数測定装置 (FRCA) , 燃料棒検認装置 (FRIS) )

燃料棒収容装置の周辺に貯蔵用燃料棒本数測定装置 (FRCA) , 燃料棒供給装置の周辺に燃料棒検認装置 (FRIS) を設置する。配置関係を第1図に示す。

申請対象設備である燃料棒収容装置とSG設備である貯蔵用燃料棒本数測定装置 (FRCA) との相互影響及び申請対象設備である燃料棒供給装置とSG設備である燃料棒検認装置 (FRIS) の相互影響について、補足する。



第1図 FRCA及びFRISの設置場所

## 1. 設備の設置の観点

### (1) 申請対象設備への影響（技術基準要求の達成）

#### a. 11条29条 火災

貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）及び燃料棒検認装置（FRIS）は、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とすることで、周辺の申請対象設備への影響を及ぼさない設計とする。

#### b. 14条 安全機能を有する施設

貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）及び燃料棒検認装置（FRIS）は、申請対象設備の運転、点検等に影響を及ぼさないよう、距離を確保した設計とする。

貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）は、燃料棒収容装置の運転、点検に影響がないスペース（燃料棒収容装置のメンテナンスに使用しないスペース）に設置することで、影響を及ぼさない設計とする。貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）の概略図及び設置スペースを第2図、第3図に示す。

燃料棒検認装置（FRIS）も同様に、燃料棒供給装置の運転、点検が必要ないスペースに設置するスペースを確保することで、影響を及ぼさない設計とする。燃料棒検認装置（FRIS）の概略図及び設置スペースを第4図、第5図に示す。

また、申請対象設備の運転、点検等にSG設備の封印をき損させないように、貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）及び燃料棒検認装置（FRIS）は、封印カバーを設置する設計とする。

### (2) SG設備への影響（SG設備による監視への影響）

燃料棒収容装置は、貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）の監視範囲干渉しない配置とする。（第2図、第3図）

燃料棒供給装置は、燃料棒検認装置（FRIS）の監視範囲干渉しない配置とする。（第4図、第5図）

## 2. 運転、検認等の観点

### (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の運転時の作業範囲における他設備の干渉）

貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）は、燃料棒収容装置の燃料棒の移動等による設備の動作、燃料棒の運転上の監視に影響を及ぼさない場所に設置する設計とする。（第2図、第3図）

また、貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）は、燃料棒収容装置の運転条件（搬送する核物質質量、搬送速度等）で、保障措置上要求される検出限界の放射線量を検出可能な設計とする。

燃料棒検認装置（FRIS）は、燃料棒供給装置の燃料棒の移動等による設備の動作、燃料棒の運転上の監視に影響を及ぼさない場所に設置する設計とする。（第4図、第5図）

また、燃料棒検認装置（FRIS）は、燃料棒供給装置の運転条件（搬送する核物質  
量、搬送速度等）で、保障措置上要求される検出限界の放射線量を検出可能な設計と  
する。

(2) SG設備への影響（検認作業での他設備の干渉）

燃料棒収容装置は、貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）の検認作業における検出方  
法、検出条件（検出時間）、検出場所を考慮した配置とし、搬送速度を制御可能な設  
計とする。

燃料棒供給装置は、燃料棒検認装置（FRIS）の検認作業における検出方法、検出条  
件（検出時間）、検出場所を考慮した配置とし、搬送速度を制御可能な設計とする。

3. 保守、点検の観点

(1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響）

1. (1)b. 項にて示す。

(2) SG設備への影響（SG設備の保守、点検のスペース確保への影響、他設備の点検時の  
電源確保）

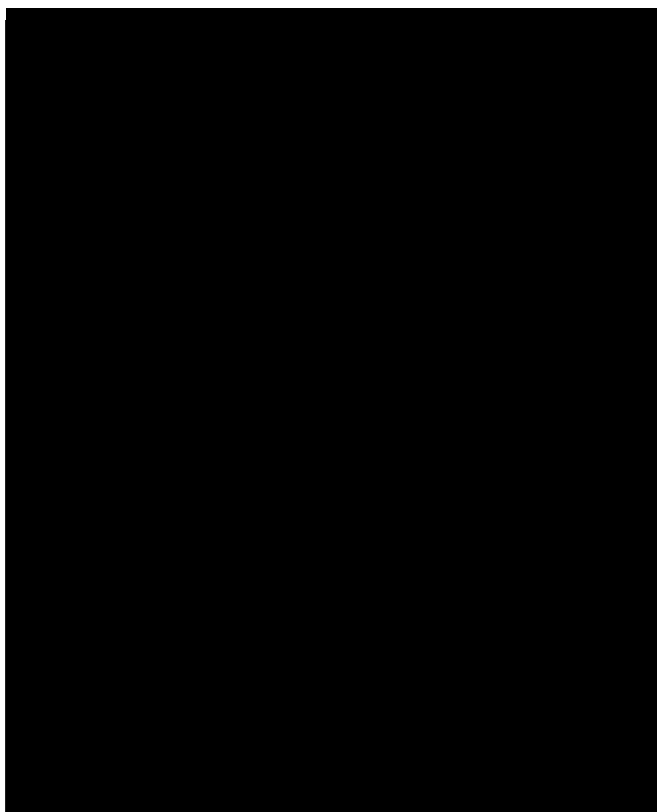
燃料棒収容装置は、貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）の保守、点検に影響がな  
い設置スペースを確保する設計とする。

燃料棒供給装置は、燃料棒検認装置（FRIS）の保守、点検に影響がない設置スペ  
ースを確保する設計とする。

貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）及び燃料棒検認装置（FRIS）は、監視が中断さ  
れないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。

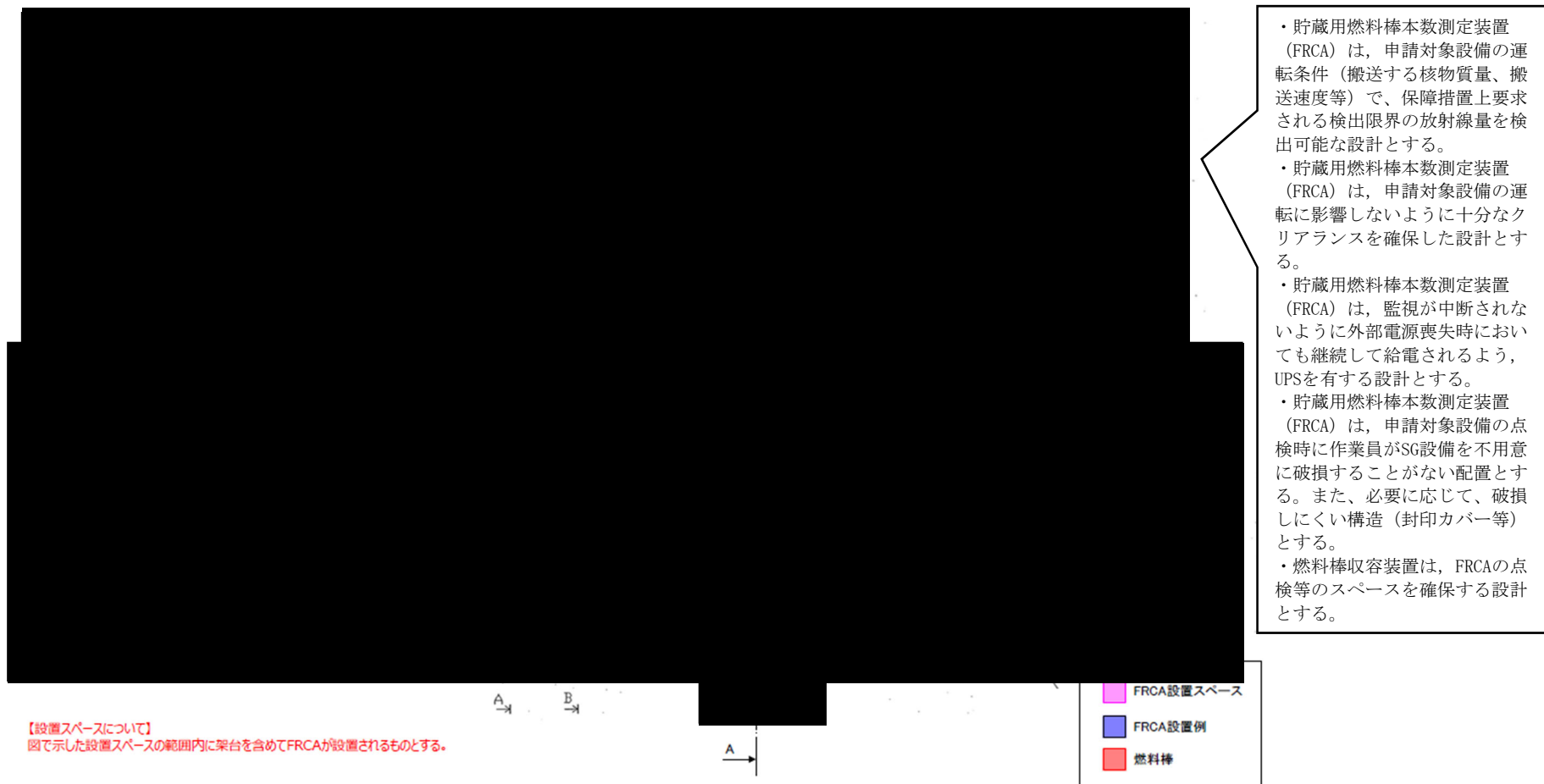
また、申請対象設備の定期保守を考慮し、電源の常用と運転予備負荷の切り替えが  
行われても、貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）及び燃料棒検認装置（FRIS）に継続  
して給電される設計とする。

貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）及び燃料棒検認装置（FRIS）への給電するた  
めの設備については、後次回申請のため、後次回に説明する。



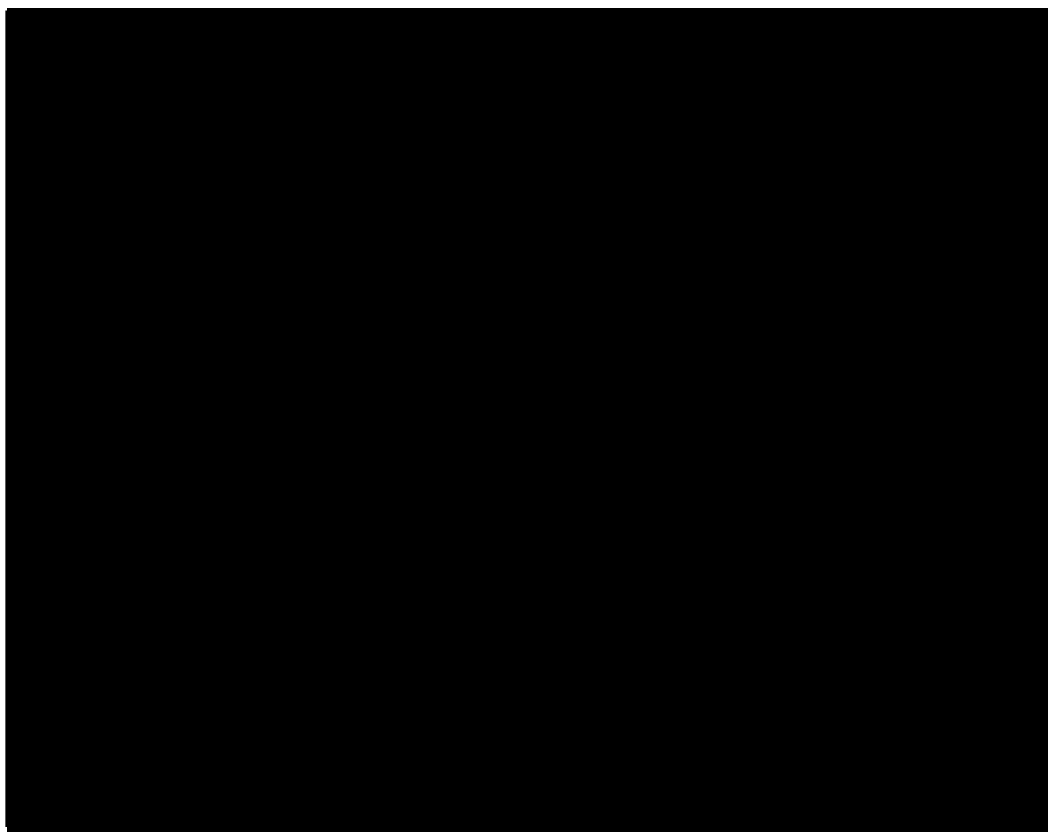
単位：mm

第2図 FRCA 概略図



- ・貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）は、申請対象設備の運転条件（搬送する核物質質量、搬送速度等）で、保障措置上要求される検出限界の放射線量を検出可能な設計とする。
- ・貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）は、申請対象設備の運転に影響しないように十分なクリアランスを確保した設計とする。
- ・貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）は、監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電されるよう、UPSを有する設計とする。
- ・貯蔵用燃料棒本数測定装置（FRCA）は、申請対象設備の点検時に作業員がSG設備を不用意に破損することがない配置とする。また、必要に応じて、破損しにくい構造（封印カバー等）とする。
- ・燃料棒収容装置は、FRCAの点検等のスペースを確保する設計とする。

第3図 FRCA 設置スペース



第4図 FRIS 概略図

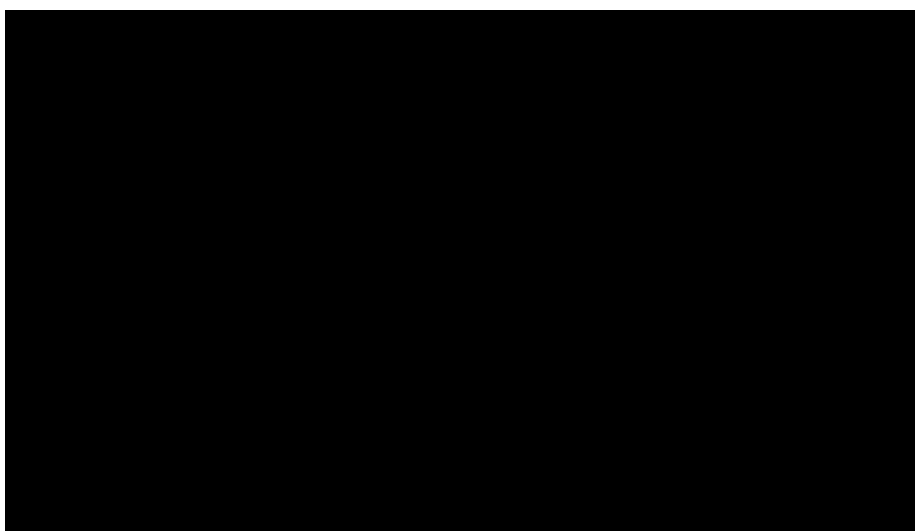


第5図 FRIS 設置スペース

ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1等周辺のSG設備  
 (搬送容器測定装置 (AMGB-7) )

ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1, ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2及びペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7の周辺に搬送容器測定装置 (AMGB-7) を設置する。配置関係を第1図に示す。

申請対象設備であるペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1, ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2及びペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7とSG設備である搬送容器測定装置 (AMGB-7) との相互影響について, 補足する。



ペレット保管容器搬送装置 グローブボックス-2      ペレット保管容器搬送装置 グローブボックス-1      ペレット保管容器搬送装置 グローブボックス-7

第1図 AMGB-7, ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1, -2, -7の設置場所



## 1. 設備の設置の観点

## (1) 申請対象設備への影響（技術基準要求の達成）

## a. 11条29条 火災

搬送容器測定装置（AMGB-7）は、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とすることで、周辺の申請対象設備へ影響を及ぼさない設計とする。

## b. 14条 安全機能を有する施設

搬送容器測定装置（AMGB-7）は、申請対象設備の運転、点検等に影響を及ぼさないよう、距離を確保した設計とする。

搬送容器測定装置（AMGB-7）は、ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1、ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2及びペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7のグローブポートにアクセスが可能な配置とすることで運転、点検等に影響を及ぼさない設計とする。

搬送容器測定装置（AMGB-7）の設置スペースを第2図に、ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1、ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2及びペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7の構造を第3図に示す。

また、申請対象設備の運転、点検等に搬送容器測定装置（AMGB-7）の封印をき損させないように、搬送容器測定装置（AMGB-7）は封印カバーを設置する設計とする。

## (2) SG設備への影響（SG設備による監視への影響）

搬送容器測定装置（AMGB-7）はペレット保管容器搬送装置GB-14における容器の搬送を監視するための装置であり、ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1、ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2及びペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7と距離を確保していることから、申請対象設備が搬送容器測定装置（AMGB-7）の監視範囲を干渉することはない。

## 2. 運転、検認等の観点

## (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の運転時の作業範囲における他設備の干渉）

搬送容器測定装置（AMGB-7）は、ペレット保管容器搬送装置GB-14内における容器の搬送を監視するためのSG設備であり、グローブボックス外にあるため、ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1、ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2及びペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7内の核燃料物質の移動等による設備の動作、核燃料物質の運転上の監視に影響を及ぼさない。（第1図）

## (2) SG設備への影響（検認作業での他設備の干渉）

搬送容器測定装置（AMGB-7）は、ペレット保管容器搬送装置GB-14内における容器の搬送を監視することから、ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1、ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2及びペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7が搬送容器測定装置（AMGB-7）による検認作業へ影響を及ぼさない。

## 3. 保守, 点検の観点

## (1) 申請対象設備への影響 (申請対象設備の保守, 点検のスペース確保への影響)

1. (1)b. 項にて示す。

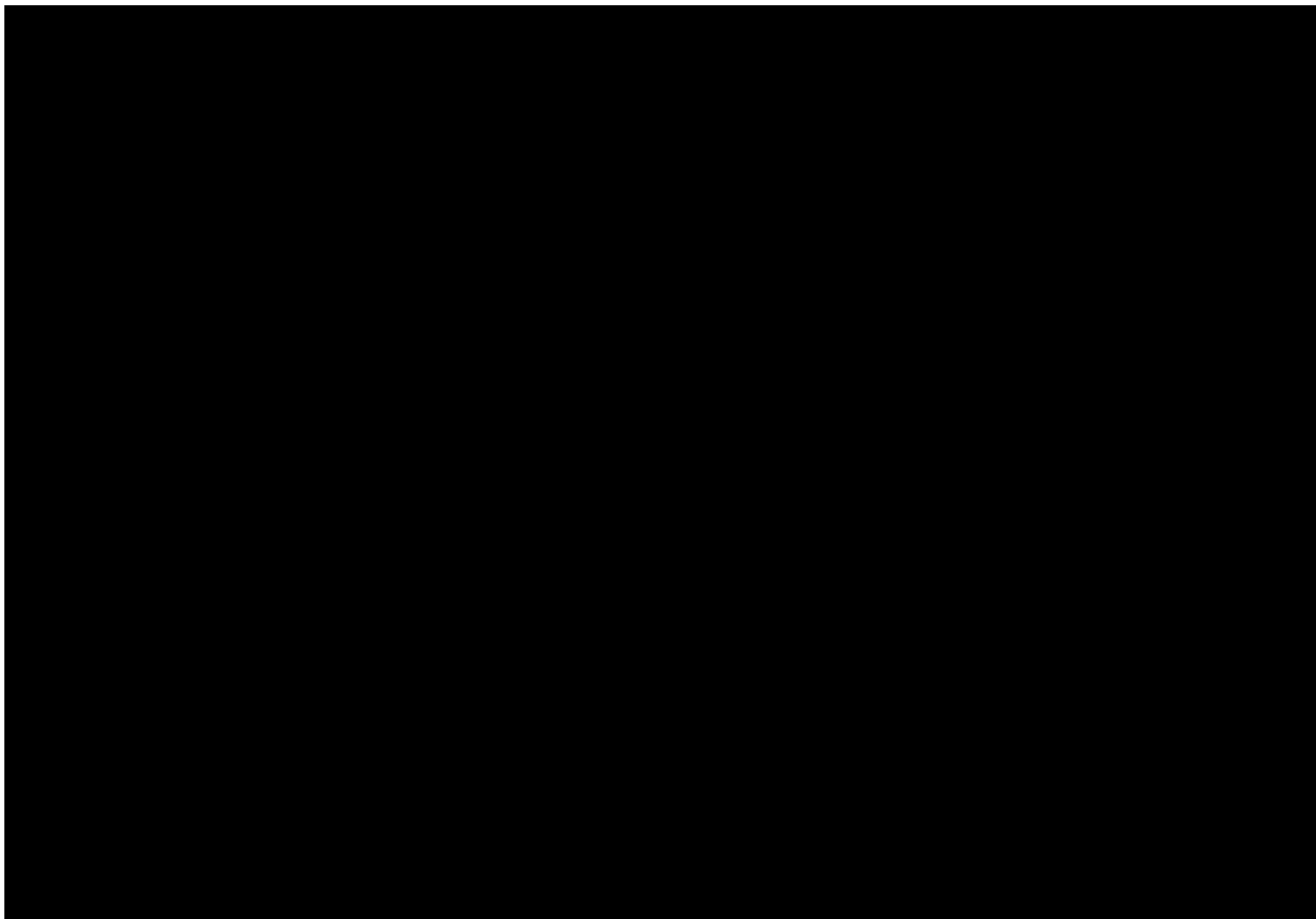
## (2) SG設備への影響 (SG設備の保守, 点検のスペース確保への影響, 他設備の点検時の電源確保)

ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1, ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2及びペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7と搬送容器測定装置 (AMGB-7) は距離が確保されていることから, ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1, ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2及びペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7が搬送容器測定装置 (AMGB-7) の保守, 点検に影響を及ぼすことはない。

搬送容器測定装置 (AMGB-7) は, 監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。

また, 申請対象設備の定期保守を考慮し, 電源の常用と運転予備負荷の切り替えが行われても, 搬送容器測定装置 (AMGB-7) に継続して給電される設計とする。

搬送容器測定装置 (AMGB-7) への給電するための設備については, 後次回申請のため, 後次回に説明する。

**【通常時】**

・搬送容器測定装置（AMGB-7）が申請対象設備の運転に影響しないように十分なクリアランスを確保した設計とする。

・監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して搬送容器測定装置（AMGB-7）に給電される設計とする。

**【メンテナンス時】**

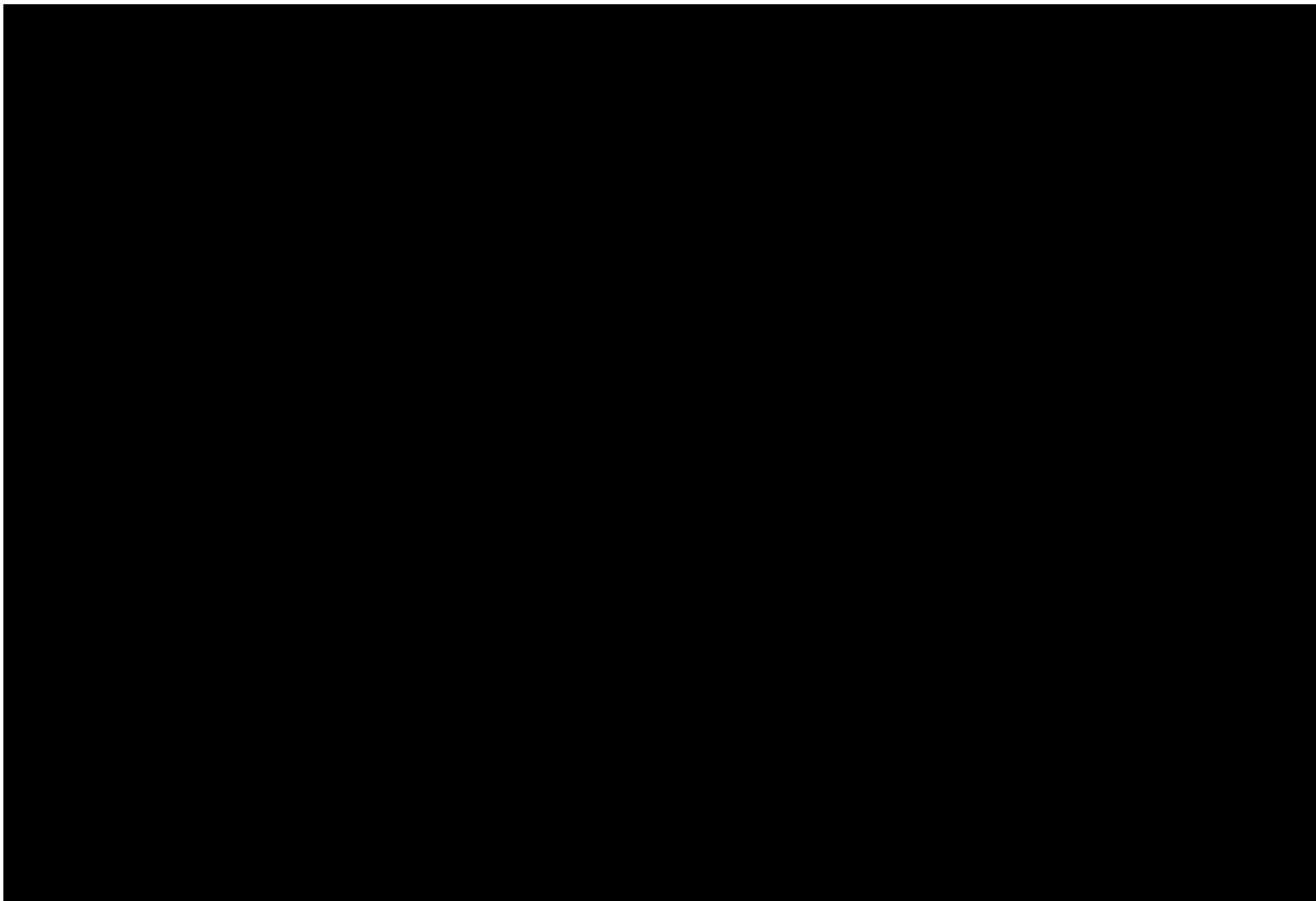
・搬送容器測定装置（AMGB-7）は、申請対象設備のメンテナンススペースが確保できる設計とする（架台にチェーンブロックを設置し、AMGB-7を後方にスライドできる設計とすることで、ペレット保管容器搬送装置グループボックス-14のメンテナンスができる設計とする）。

・申請対象設備の定期保守を考慮し、常用⇔運転予備負荷の切替えが行われても、搬送容器測定装置（AMGB-7）に継続して給電される設計とする。

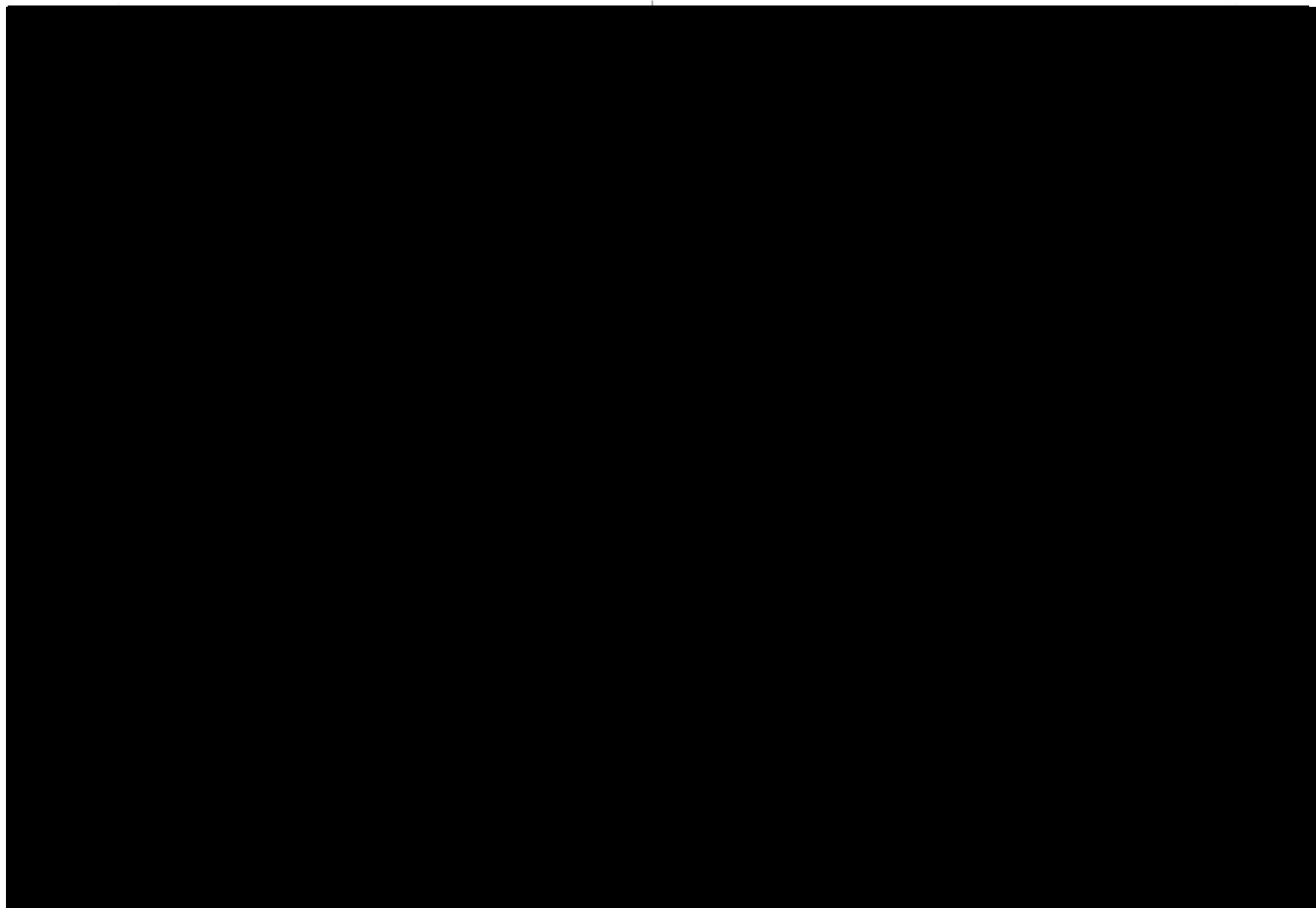
・搬送容器測定装置（AMGB-7）は、申請対象設備の点検等の支障とならない配置および配線ルートの設計とする。

・申請対象設備の点検時に作業員が搬送容器測定装置（AMGB-7）を不用意に破損することがない配置とする。また、必要に応じて、搬送容器測定装置（AMGB-7）を破損しにくい構造（封印カバー等）とする。

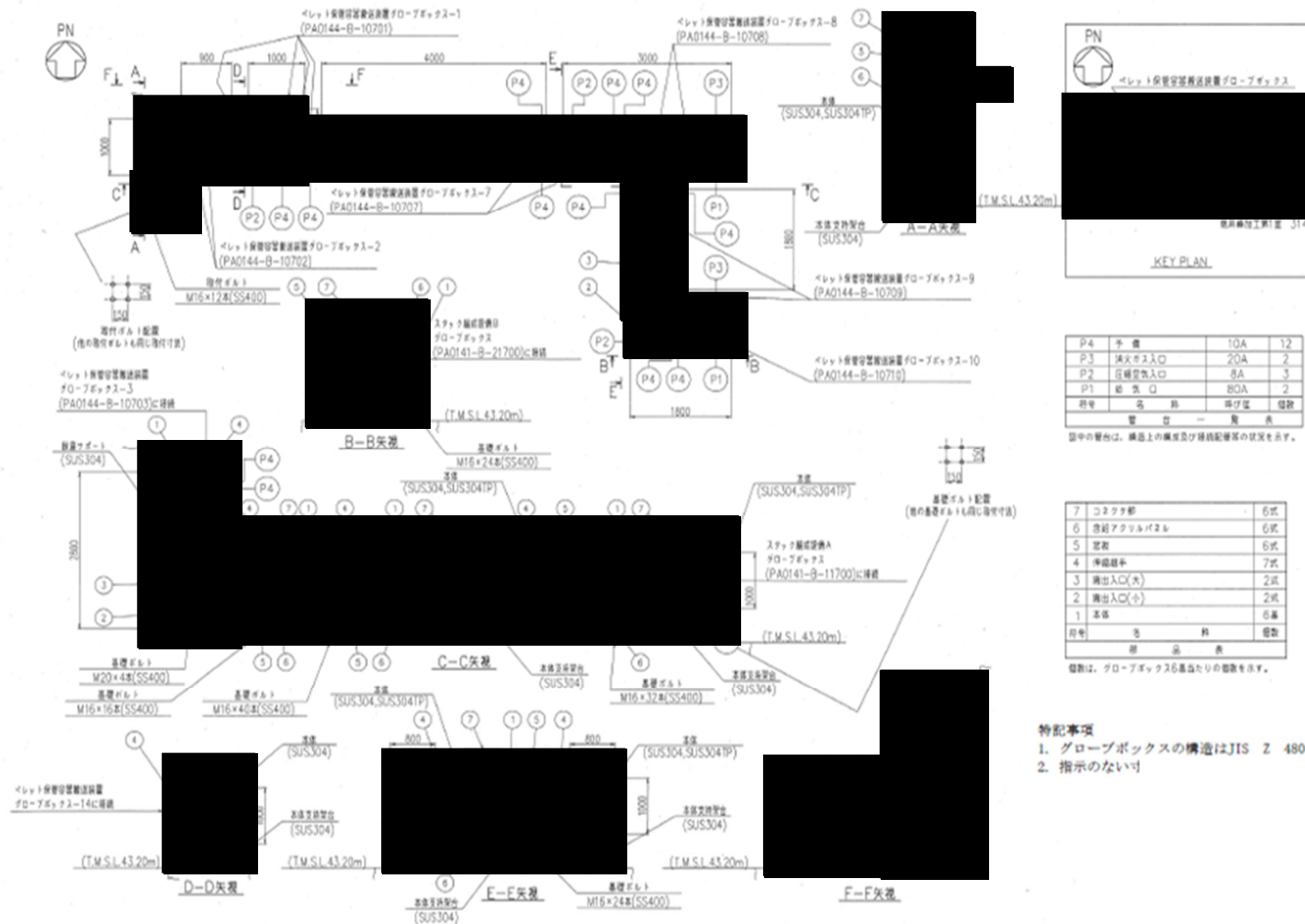
第2図(1) AMGB-7 設置スペース



第2図(2) AMGB-7 設置スペース



第2図(3) AMGB-7 設置スペース



符号	名称	呼び径	個数
P4	手摺	10A	12
P3	溝穴スリ入口	20A	2
P2	圧縮空気入口	8A	3
P1	給気口	80A	2

図中の符号は、構造上の構成及び接続配管等の状況を示す。

7	コネクタ部	6式
6	滑りアクセルパドル	6式
5	芯軸	6式
4	伸縮棒	7式
3	換出入口(大)	2式
2	換出入口(小)	2式
1	本体	6基

符号 名 称 材 質 個数

部 品 表

個数は、グローブボックス6基当たりの個数を示す。

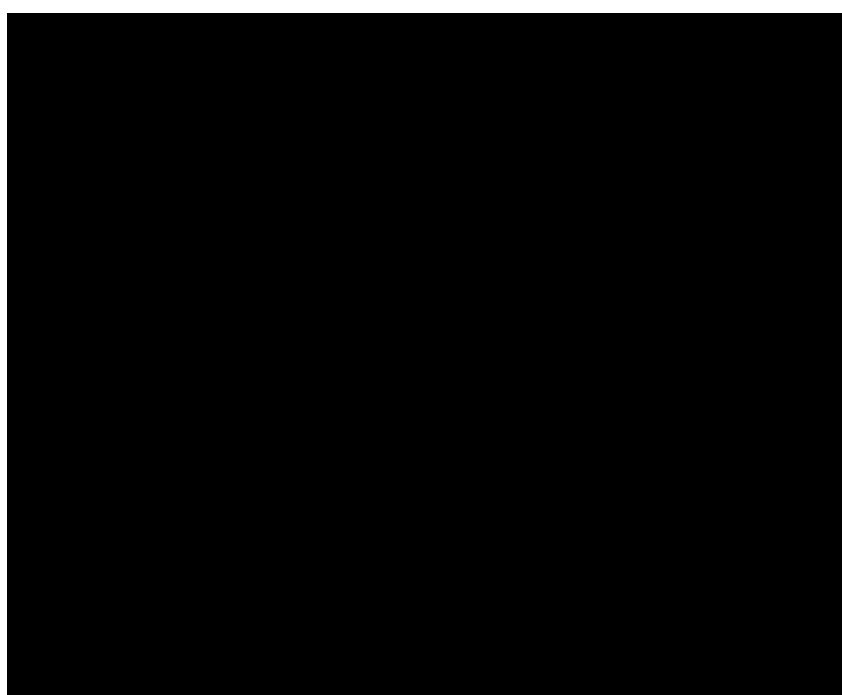
- 特記事項
1. グローブボックスの構造はJIS Z 4808(2002)による。
  2. 指示のない寸

第3図 ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1, -2, 7の構造図

乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6周辺のSG設備  
(搬送容器測定装置 (AMGB-6) )

乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6周辺に搬送容器測定装置(AMGB-6)を設置する。  
配置関係を第1図に示す。

申請対象設備である乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6とSG設備である搬送容器測定装置 (AMGB-6) との相互影響について、補足する。



乾燥ボート搬送装置  
グローブボックス-6

第1図 AMGB-6及び乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6の設置場所

## 1. 設備の設置の観点

## (1) 申請対象設備への影響（技術基準要求の達成）

## a. 11条29条 火災

搬送容器測定装置（AMGB-6）は、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とすることで、周辺の申請対象設備への影響を及ぼさない設計とする。

## b. 14条 安全機能を有する施設

搬送容器測定装置（AMGB-6）は、申請対象設備の運転、点検等に影響を及ぼさないよう、距離を確保した設計とする。

搬送容器測定装置（AMGB-6）は、架台にローラユニットを設置し、スライドできる設計とすることで、乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6の運転、点検等に影響を与えない設計とする。搬送容器測定装置（AMGB-6）の設置スペースを第2図に示す。

また、申請対象設備の運転、点検等にSG設備の封印をき損させないように、封印カバーを設置する設計とする。

## (2) SG設備への影響（SG設備による監視への影響）

乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6は、搬送容器測定装置（AMGB-6）の監視範囲干渉しない配置とする。（第2図）

## 2. 運転、検認等の観点

## (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の運転時の作業範囲における他設備の干渉）

搬送容器測定装置（AMGB-6）は、乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6内における容器の移動等による設備の動作、容器の運転上の監視に影響を及ぼさない場所に設置する設計とする。（第2図）

また、搬送容器測定装置（AMGB-6）は乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6内の内装機器の運転条件（搬送する核物質質量、搬送速度等）で、保障措置上要求される検出限界の放射線量を検出可能な設計とする。

## (2) SG設備への影響（検認作業での他設備の干渉）

乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6内の内装機器は、搬送容器測定装置（AMGB-6）の検認作業における検出方法、検出条件（検出時間）、検出場所を考慮した配置とし、搬送速度を制御可能な設計とする。

## 3. 保守、点検の観点

## (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響）

1. (1)b. 項にて示す。



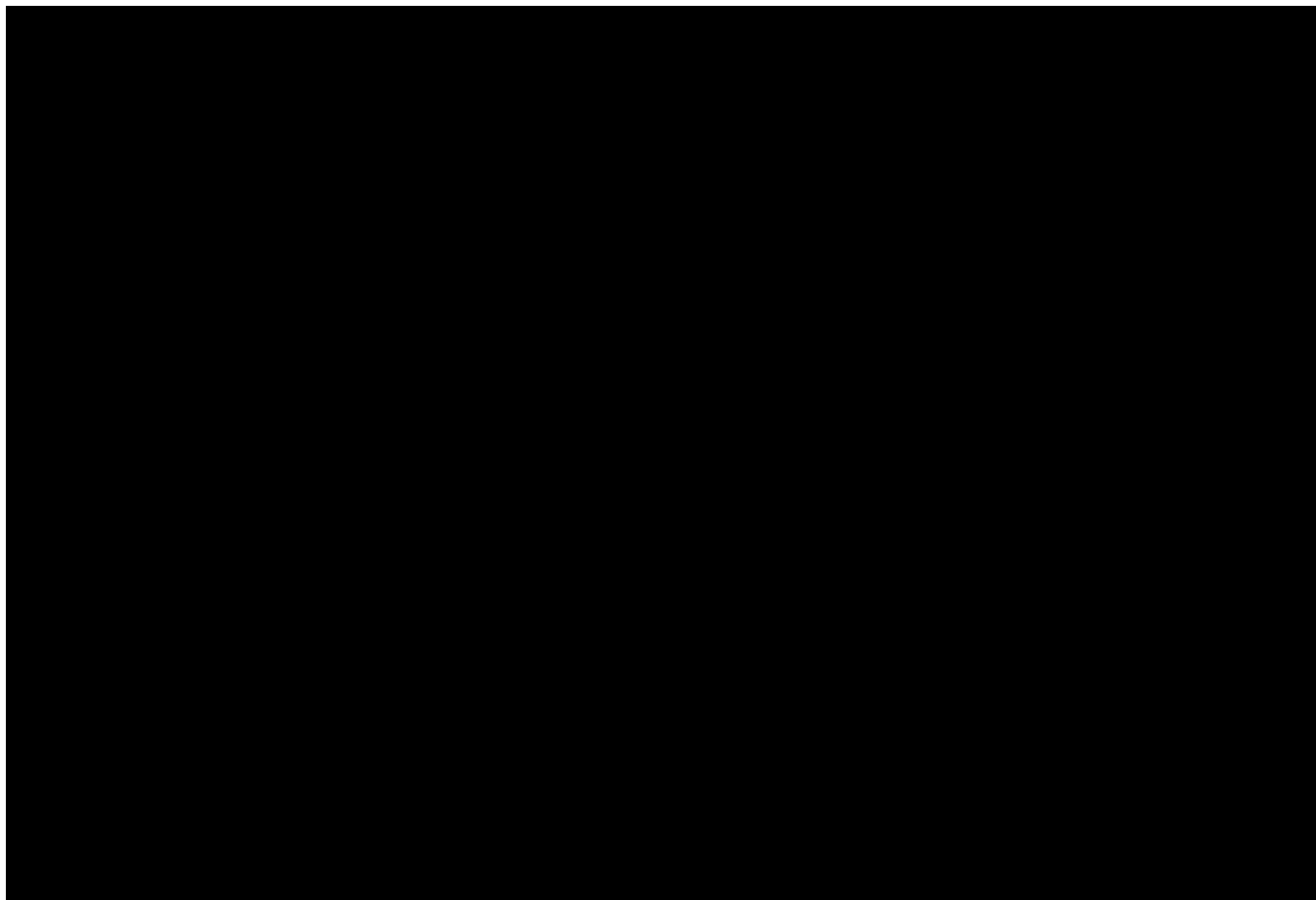
- (2) SG設備への影響（SG設備の保守，点検のスペース確保への影響，他設備の点検時の電源確保）

乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6は搬送容器測定装置（AMGB-6）の保守，点検に影響がない設置スペースを確保する設計とする。

搬送容器測定装置（AMGB-6）は，監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。

また，申請対象設備の定期保守を考慮し，電源の常用と運転予備負荷の切り替えが行われても，搬送容器測定装置（AMGB-6）に継続して給電される設計とする。

搬送容器測定装置（AMGB-6）への給電するための設備については，後次回申請のため，後次回に説明する。



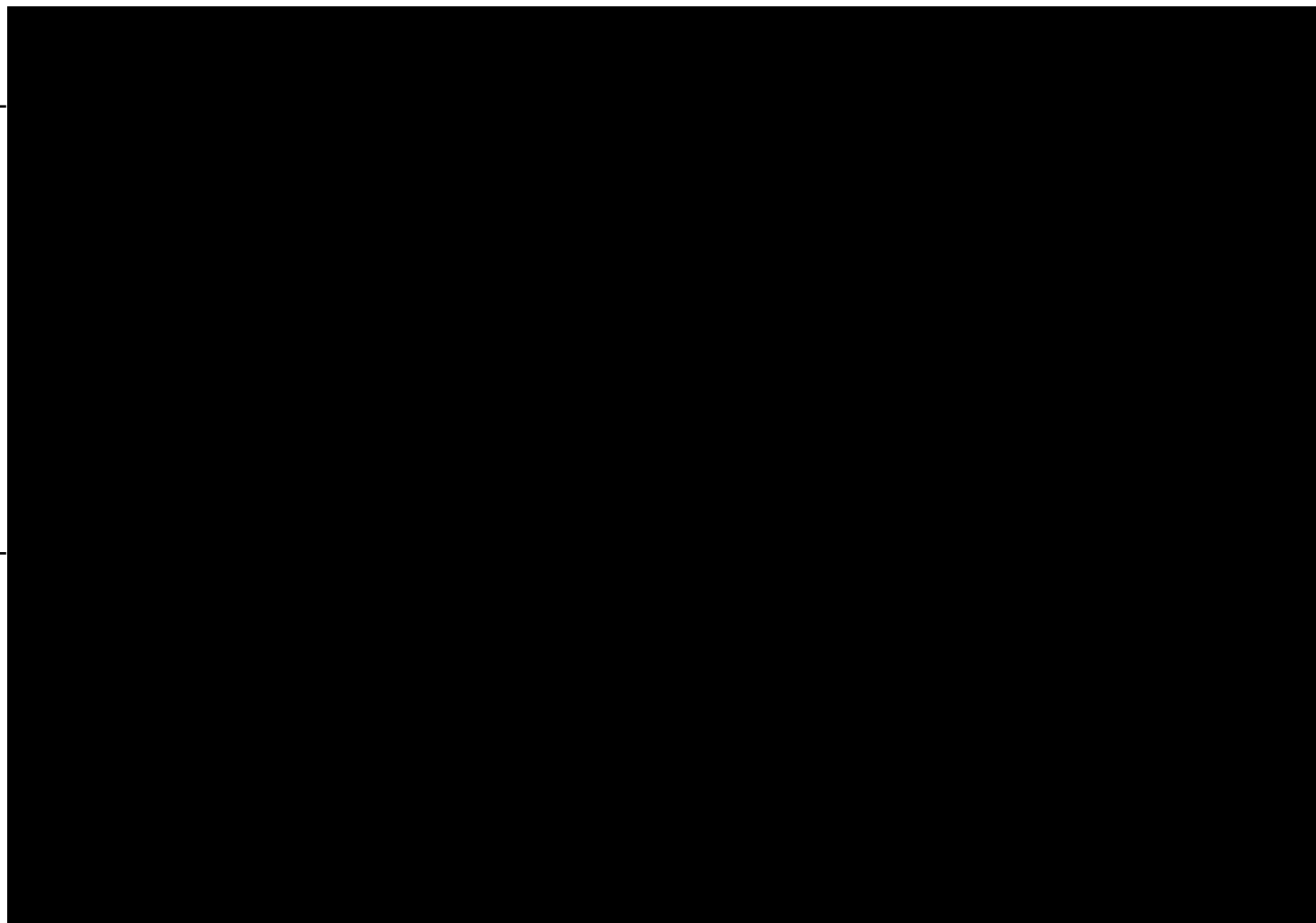
- ・搬送容器測定装置（AMGB-6）は、申請対象設備である乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6の運転条件（搬送する核物質質量、搬送速度等）で、保障措置上要求される検出限界の放射線量を検出可能な設計とする。
- ・搬送容器測定装置（AMGB-6）は、申請対象設備の運転に影響しないように、安全機能を有する施設との間に十分なクリアランスを確保した設計とする。
- ・監視が中断されないように外部電源喪失時においても搬送容器測定装置（AMGB-6）へ継続して給電される設計とする。
- ・申請対象設備は、搬送容器測定装置（AMGB-6）に干渉しないスペースを確保した設計とする。

第2図(1) AMGB-6 設置スペース

・搬送容器測定装置（AMGB-6）は、架台にローラユニットを設置し、スライドできる設計とすることで、申請対象設備の点検等に影響を与えない設計とする。

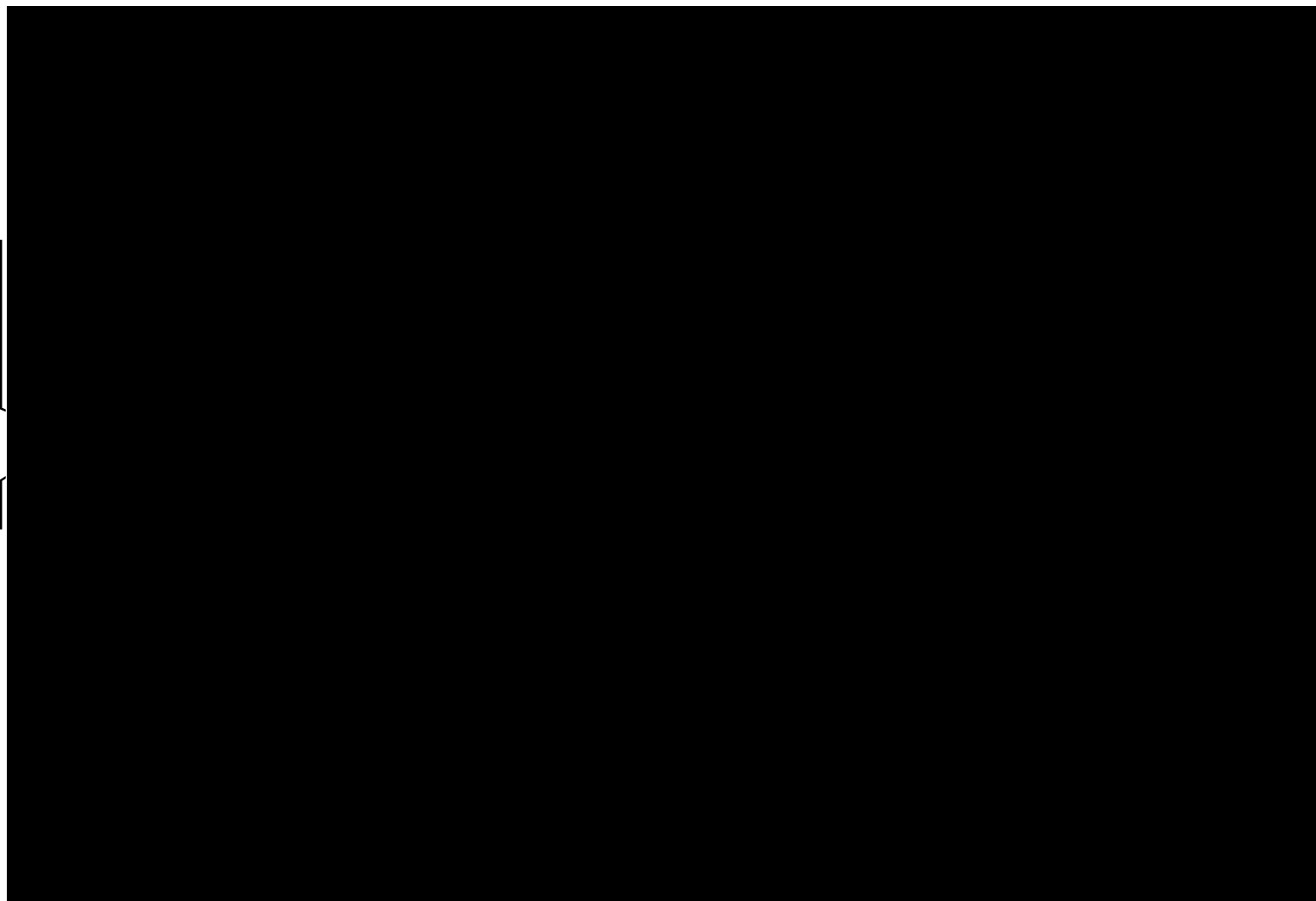
・申請対象設備の定期保守を考慮し、常用↔運転予備負荷の切替えが行われても、搬送容器測定装置（AMGB-6）に継続して給電される設計とする。

・申請対象設備の点検時に、作業員が搬送容器測定装置（AMGB-6）を不用意に破損することがない配置とする。また、必要に応じて、搬送容器測定装置（AMGB-6）を破損しにくい構造（封印カバー等）とする。



第2図(2) AMGB-6 設置スペース

搬送容器測定装置  
(AMGB-6) の架台  
にローラを設置  
し、AMGB-6をスラ  
イドできる設計と  
することで、乾燥  
ボート搬送装置グ  
ローブボックス-6  
のメンテナンスが  
できる設計とす  
る。

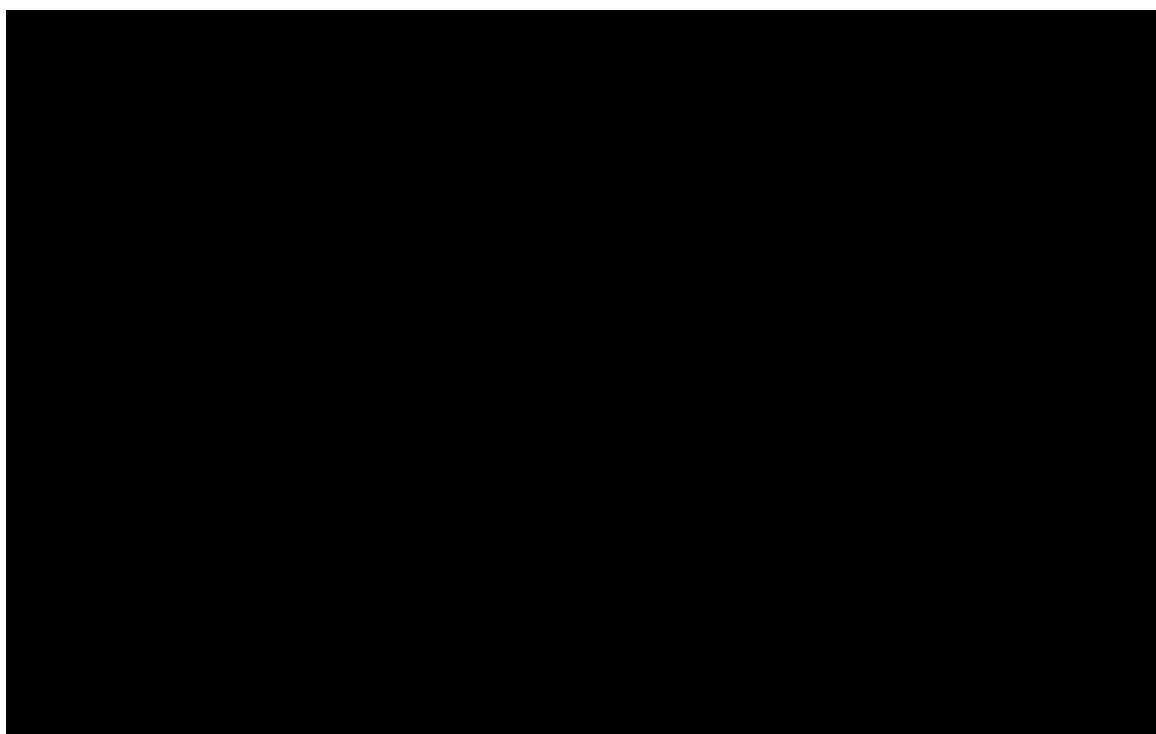


第2図(3) AMGB-6 設置スペース

マガジン編成装置と一体となって設置するSG設備  
(組立用燃料棒本数測定装置 (FRCS) )

マガジン編成装置と一体となって組立用燃料棒本数測定装置 (FRCS) を設置する。配置関係を第1図に示す。

申請対象設備であるマガジン編成装置とSG設備である組立用燃料棒本数測定装置 (FRCS) との相互影響について、補足する。



第1図 FRCS及びマガジン編成装置の設置場所

## 1. 設備の設置の観点

## (1) 申請対象設備への影響（技術基準要求の達成）

## a. 6条27条 地震

組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）は、マガジン編成装置の耐震設計上で考慮する負荷条件を逸脱しない設計とする

組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）の設置するマガジン編成装置は、組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）を設置できる強度を有する設計とする。

## b. 11条29条 火災

組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）は、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とすることで、周辺の申請対象設備へ影響を及ぼさない設計とする。

## c. 14条 安全機能を有する施設

組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）は、申請対象設備の運転、点検等に影響を及ぼさないよう、距離を確保した設計とする。

組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）は、マガジン編成装置から取り外し可能な構造とし、マガジン編成装置のメンテナンスに影響を及ぼさない設計とする。組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）の概略図を第2図に設置スペースを第3図に、FRCSを設置するマガジン編成装置の構造を第4図に示す。

また、申請対象設備の運転、点検等にSG設備の封印をき損させないように、封印カバーを設置する設計とする。

## (2) SG設備への影響（SG設備による監視への影響）

マガジン編成装置は、組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）の監視範囲干渉しない配置とする。（第2図）

## 2. 運転、検認等の観点

## (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の運転時の作業範囲における他設備の干渉）

組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）は、マガジン編成装置における燃料棒の移動等による設備の動作、燃料棒の運転上の監視に影響を及ぼさない場所に設置する設計とする。（第3図、第4図）

また、組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）はマガジン編成装置の運転条件（搬送する核物質質量、搬送速度等）で、保障措置上要求される検出限界の放射線量を検出可能な設計とする。

## (2) SG設備への影響（検認作業での他設備の干渉）

マガジン編成装置は、組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）の検認作業における検出方法、検出条件（検出時間）、検出場所を考慮した配置とし、搬送速度を制御可能な設計とする。

## 3. 保守，点検の観点

- (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の保守，点検のスペース確保への影響）

1. (1)b. 項にて示す。

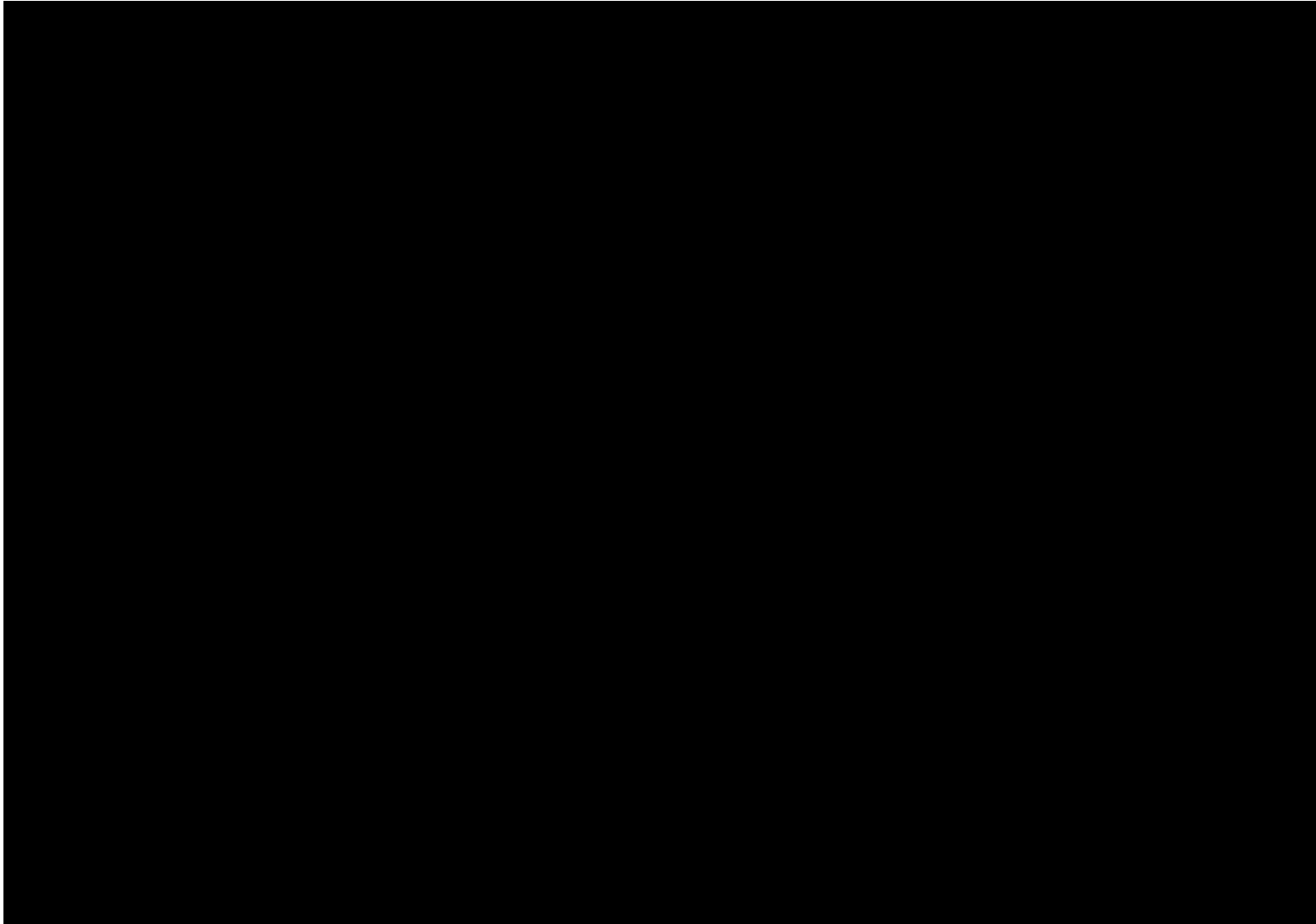
- (2) SG設備への影響（SG設備の保守，点検のスペース確保への影響，他設備の点検時の電源確保）

マガジン編成装置は組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）の保守，点検に影響がない設置スペースを確保する設計とする。

組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）は，監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。

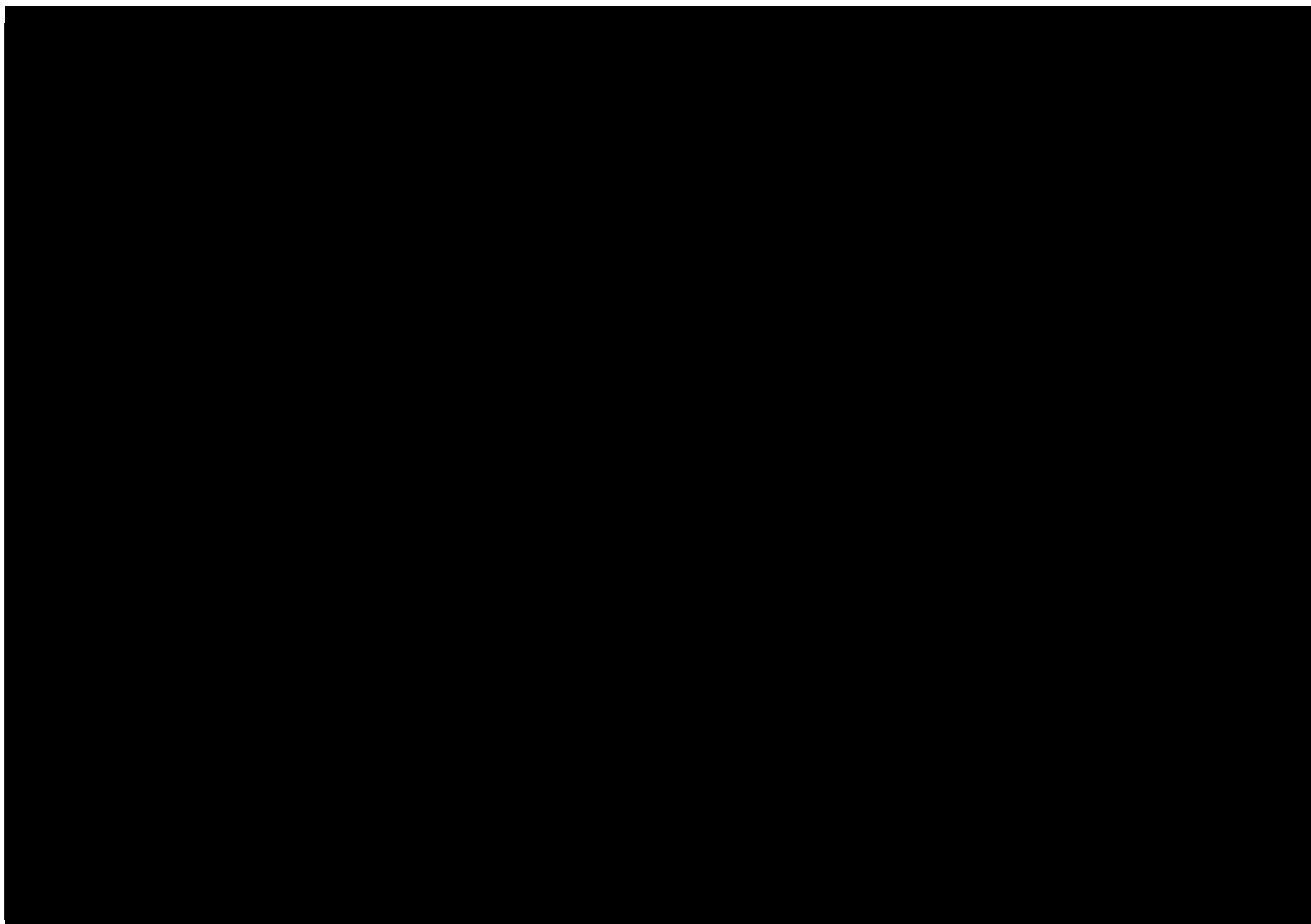
また，申請対象設備の定期保守を考慮し，電源の常用と運転予備負荷の切り替えが行われても組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）に継続して給電される設計とする。

組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）への給電するための設備については，後次回申請のため，後次回に説明する。



第2図 FRCS 概略図



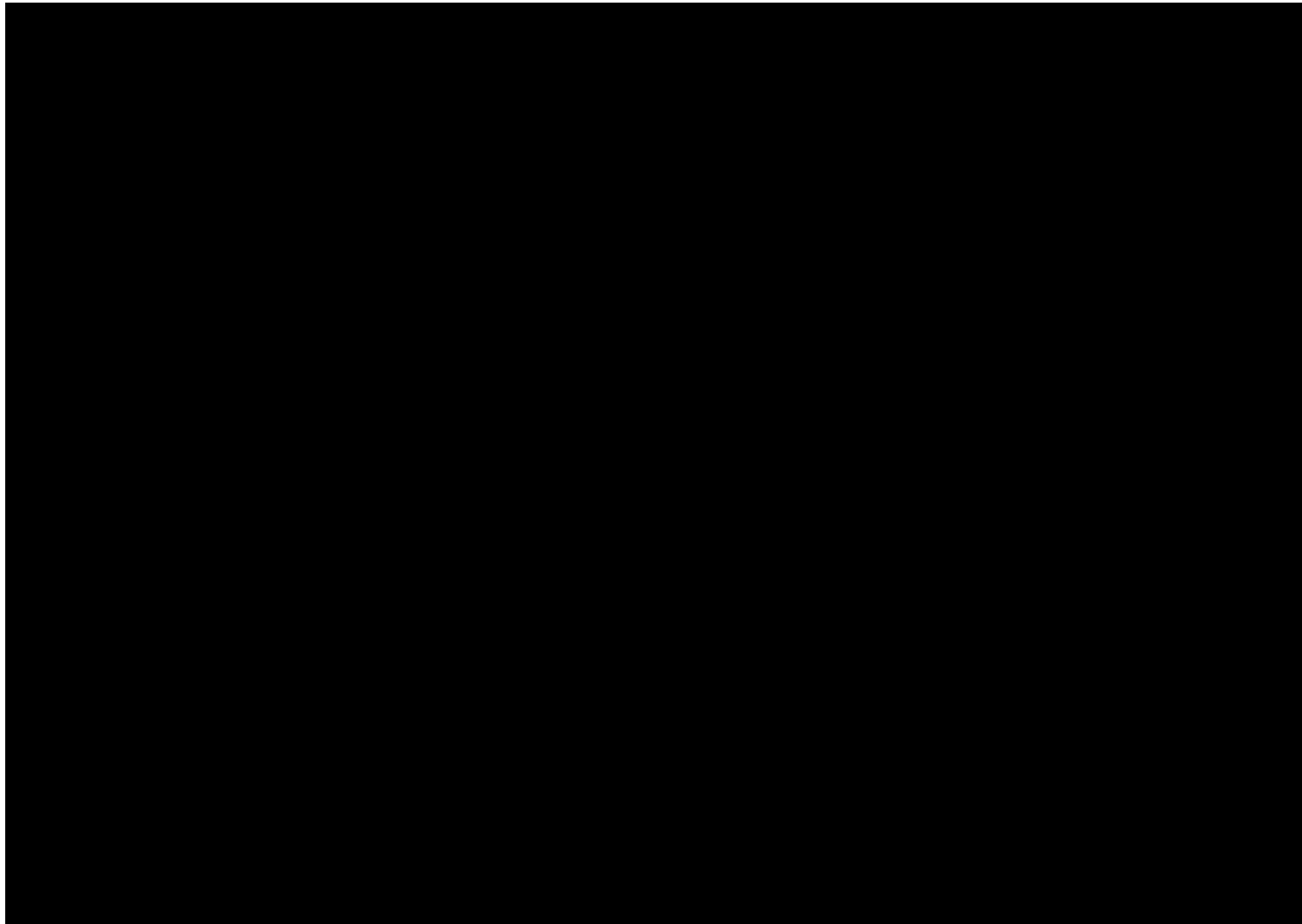


- ・組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）は、マガジン編成装置の運転に影響しないように、十分なクリアランスを確保した設計とする。
- ・組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）の監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。
- ・組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）は、マガジン編成装置における燃料棒の移動等による設備の動作、燃料棒の運転上の監視に影響を及ぼさない場所に設置する設計とする。
- ・組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）は、マガジン編成装置の運転条件（搬送する核物質質量、搬送速度等）で、保障措置上要求される検出限界の放射線量を検出可能な設計とする。
- ・マガジン編成装置は、組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）の検認作業における検出方法、検出条件（検出時間）、検出場所を考慮した配置とし、搬送速度を制御可能な設計とする。
- ・マガジン編成装置の定期保守を考慮し、常用↔運転予備負荷の切替えが行われても、組立用燃料棒本数測定装置（FRCS）に継続して給電される設計する。

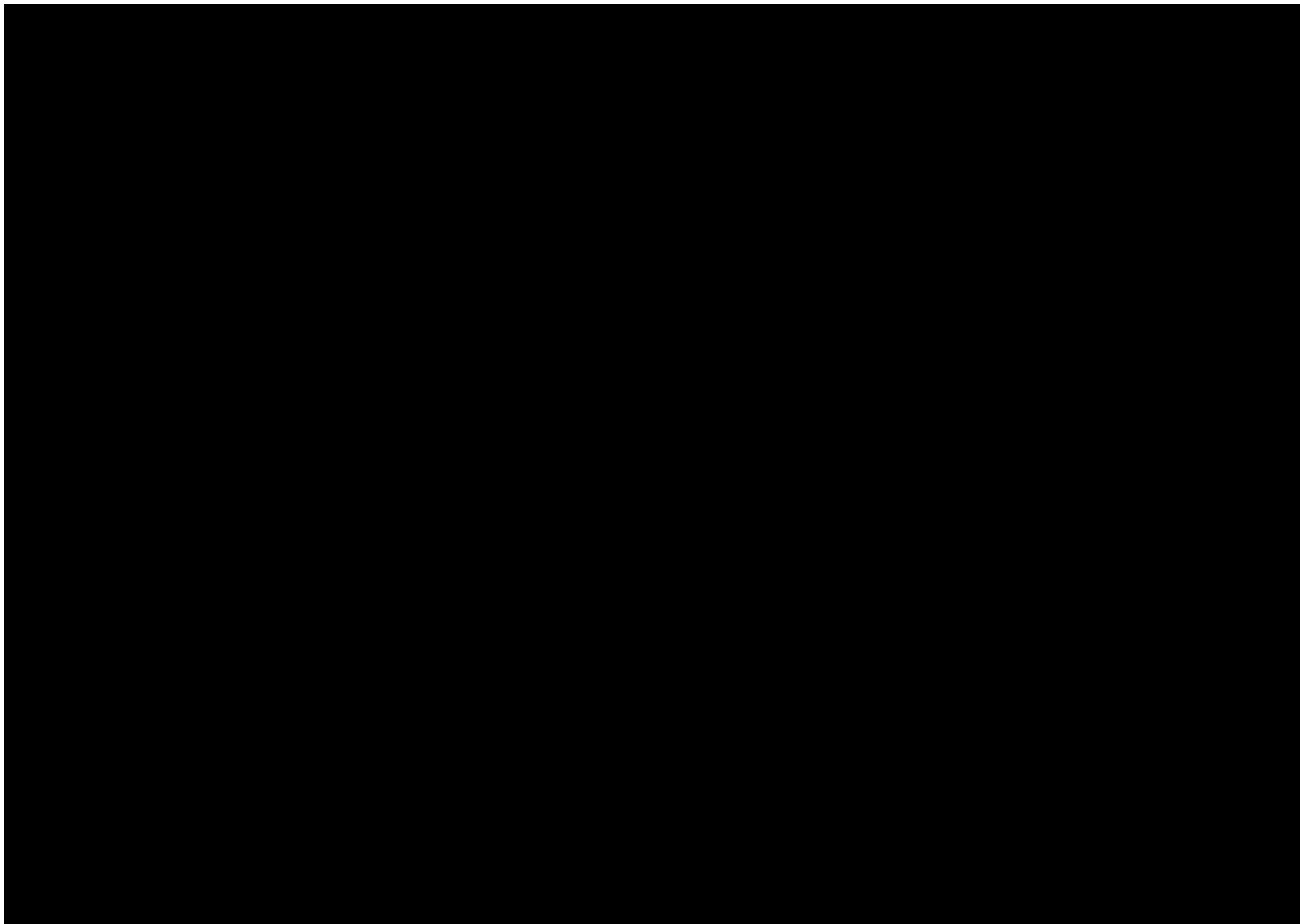
第3図 FRCS 設置スペース



第4図 (1) マガジン編成装置 構造図



第4図 (2) マガジン編成装置 構造図 (洗浄機周辺)



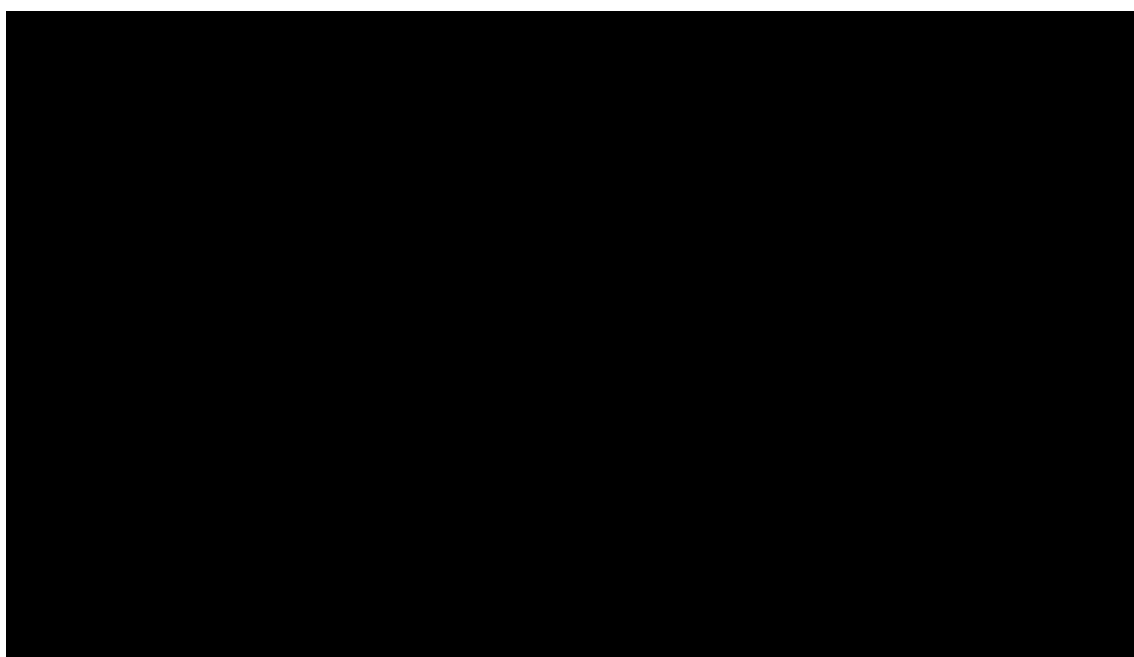
第4図 (3) マガジン編成装置 構造図 (洗浄機周辺)

リフト周辺のSG設備

(PWR燃料集合体測定装置 (AFAS-P) , BWR燃料集合体測定装置 (AFAS-B) , 査察現場キャビネット (LC-21A, LC-21B) )

リフト周辺にPWR燃料集合体測定装置 (AFAS-P) , BWR燃料集合体測定装置 (AFAS-B) 及び査察現場キャビネット (LC-21A, LC-21B) を設置する。配置関係を第1図に示す。

申請対象設備であるリフトとSG設備であるPWR燃料集合体測定装置 (AFAS-P) , BWR燃料集合体測定装置 (AFAS-B) 及び査察現場キャビネット (LC-21A, LC-21B) との相互影響について、補足する。



第1図 AFAS-P, AFAS-B, LC-21A, LC-21B及びリフトの設置場所

## 1. 設備の設置の観点

## (1) 申請対象設備への影響（技術基準要求の達成）

## a. 11条29条 火災

PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び査察現場キャビネット（LC-21A, LC-21B）は、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とすることで、周辺の申請対象設備へ影響を及ぼさない設計とする。

## b. 14条 安全機能を有する施設

PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び査察現場キャビネット（LC-21A, LC-21B）は、申請対象設備の運転、点検等に影響を及ぼさないよう、距離を確保した設計とする。

PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）及びBWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）は、リフタのメンテナンスに影響を及ぼさないよう、距離を確保した設計とする。

また、査察現場キャビネット（LC-21A, LC-21B）と申請対象設備は、スペースを確保しており、リフタへのアクセスが可能であることから、運転、点検等に影響を及ぼすことはない。

PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び査察現場キャビネット（LC-21A, LC-21B）の設置スペースを第2図に示す。

申請対象設備の運転、点検等にSG設備の封印をき損させないように、PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び査察現場キャビネット（LC-21A, LC-21B）は、封印カバーを設置する設計とする。

## (2) SG設備への影響（SG設備による監視への影響）

リフタは、PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）及びBWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）の監視範囲を干渉しない配置とする。（第2図）

また、査察現場キャビネット（LC-21A, LC-21B）は、SG設備への給電、測定データ等の収集、保存、伝送を目的に設置する設備であり、検出器等はないことから、申請対象設備がSG設備の監視範囲を干渉することはない。

## 2. 運転、検認等の観点

## (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の運転時の作業範囲への干渉）

PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）及びBWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）は、リフタの燃料集合体の移動等による設備の動作、燃料集合体の運転上の監視に影響を及ぼさない場所に設置する設計とする。

なお、リフタへの影響としては、PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び査察現場キャビネット（LC-21A, LC-21B）は、リフタと距

離を確保していることから、燃料集合体の移動等による設備の動作、燃料集合体の運転上の監視に影響を及ぼすことはない。

(2) SG設備への影響（検認作業への干渉）

リフタは、PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）及びBWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）の検認作業における検出方法、検出条件（検出時間）、検出場所を考慮した配置とする。

また、査察現場キャビネット（LC-21A, LC-21B）は、検出部はないことから、申請対象設備が検認作業へ干渉することはない。

3. 保守、点検の観点

(1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響）

1. (1)b. 項にて示す。

(2) SG設備への影響（SG設備の保守、点検のスペース確保への影響、他設備の点検時の電源確保）

リフタは、PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）及びBWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）の保守、点検に影響がない設置スペースを確保する設計とする。

また、リフタと査察現場キャビネット（LC-21A, LC-21B）は距離が確保されていることから、リフタが査察現場キャビネット（LC-21A, LC-21B）の保守、点検に影響を及ぼすことはない。

PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び査察現場キャビネット（LC-21A, LC-21B）は、監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。

また、申請対象設備の定期保守を考慮し、電源の常用と運転予備負荷の切り替えが行われても、PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び査察現場キャビネット（LC-21A, LC-21B）に継続して給電される設計とする。

PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び査察現場キャビネット（LC-21A, LC-21B）への給電するための設備については、後次回申請のため、後次回に説明する。

- ・PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）及びBWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）は、申請対象設備のメンテナンスに影響を及ぼさないよう、距離を確保した設計とする。
- ・PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）及びBWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）は、申請対象設備の運転条件（搬送する核物質質量、搬送速度等）で、保障措置上要求される検出限界の放射線量を検出可能な設計とする。
- ・PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）及びBWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）は、申請対象設備の運転に影響しないように、十分なクリアランスを確保した設計とする。
- ・PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び査察現場キャビネット（LC-21A, LC-21B）は、外部電源喪失時においても監視が中断されないよう、継続して給電される設計とする。
- ・申請対象設備の定期保守を考慮し、常用⇔運転予備負荷の切替えが行われても、PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び査察現場キャビネット（LC-21A, LC-21B）に継続して給電される設計とする。
- ・申請対象設備の点検時に作業員がSG設備を不用意に破損することがない配置とする。また、必要に応じて、SG設備を破損しにくい構造（封印カバー等）とする。

第2図 AFAS-P, -B 設置スペース

査察現場キャビネットと申請対象設備は、スペースを確保しており、リフトへのアクセスが可能であることから、運転、点検等に影響を及ぼすことはない。



貯蔵梱包クレーン等周辺のSG設備

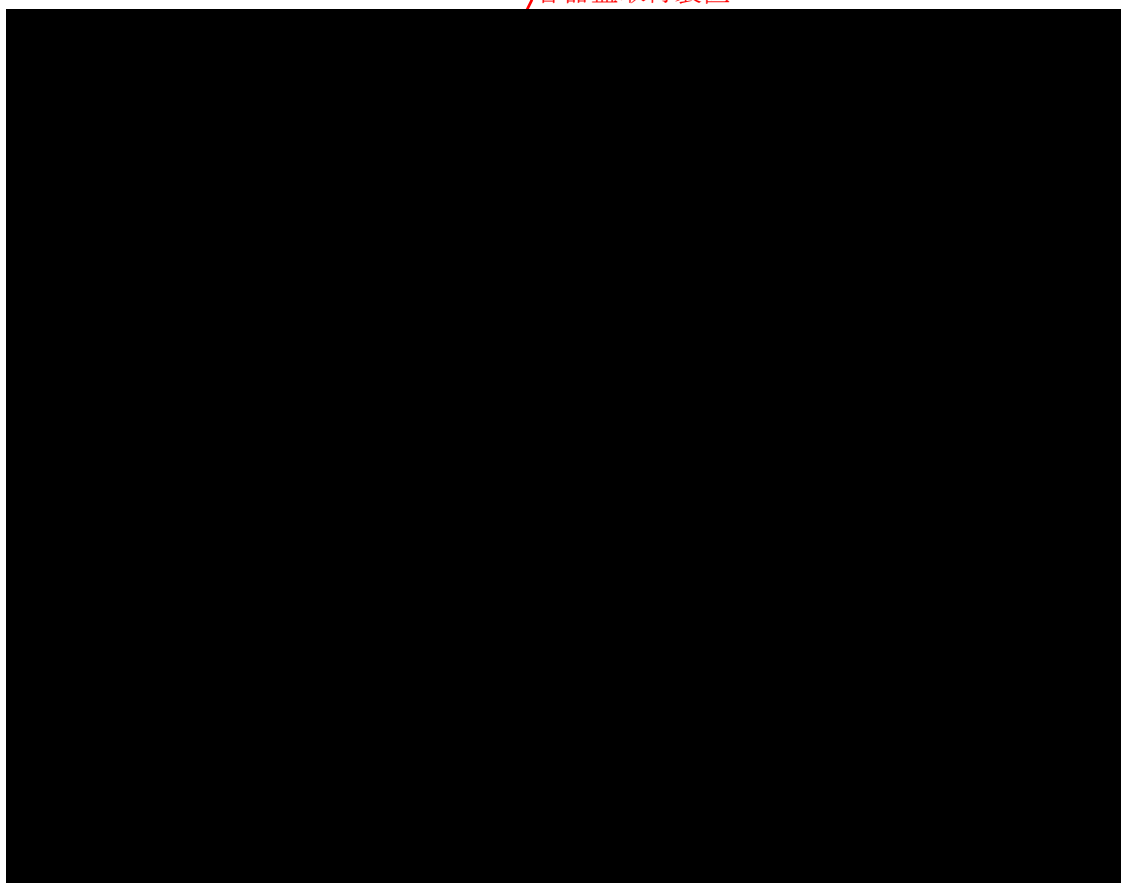
(PWR燃料集合体測定装置 (AFAS-P) , BWR燃料集合体測定装置 (AFAS-B) , 燃料集合体通過検知器 (DIPD) )

貯蔵梱包クレーン及び容器蓋取付装置の周辺にPWR燃料集合体測定装置 (AFAS-P) , BWR燃料集合体測定装置 (AFAS-B) 及び燃料集合体通過検知器 (DIPD) を設置する。配置関係を第1図及び第2図に示す。

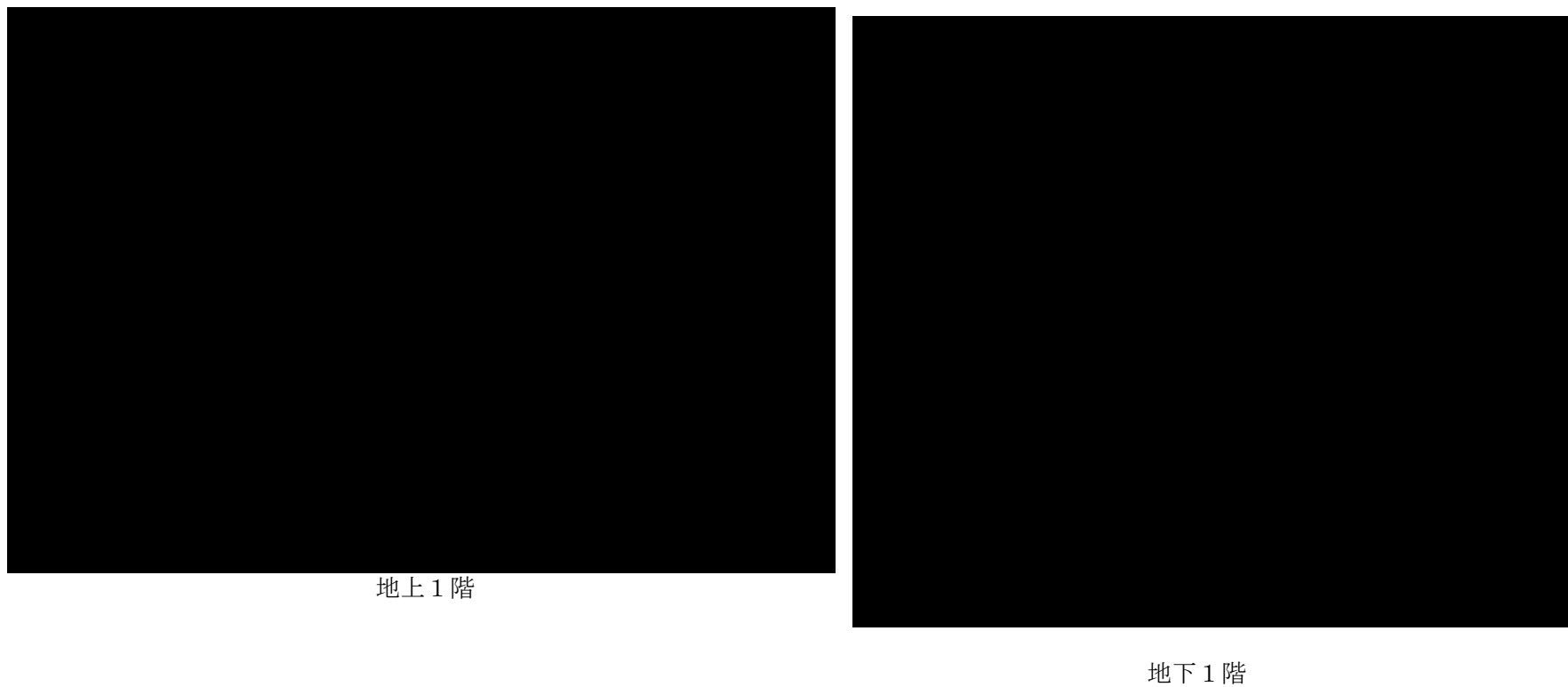
申請対象設備である貯蔵梱包クレーン及び容器蓋取付装置とSG設備であるPWR燃料集合体測定装置 (AFAS-P) , BWR燃料集合体測定装置 (AFAS-B) 及び燃料集合体通過検知器 (DIPD) との相互影響について、補足する。

容器蓋取付装置

貯蔵梱包クレーン



第1図 DIPD, 貯蔵梱包クレーン及び容器蓋取付装置の設置場所



第2図 貯蔵梱包クレーンとPWR燃料集合体測定装置（AFAS-P），BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）の配置関係

## 1. 設備の設置の観点

## (1) 申請対象設備への影響（技術基準要求の達成）

## a. 11条29条 火災

PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び燃料集合体通過検知器（DIPD）は、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とすることで、周辺の申請対象設備へ影響を及ぼさない設計とする。

## b. 14条 安全機能を有する施設

PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び燃料集合体通過検知器（DIPD）は、申請対象設備の運転、点検等に影響を及ぼさないよう、距離を確保した設計とする。燃料集合体通過検知器（DIPD）の設置スペースを第3図に示す。PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）及びBWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）の設置スペースは補足⑦第2図に示す。

また、申請対象設備の運転、点検等に作業員がPWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び燃料集合体通過検知器（DIPD）を不用意に破損することがない配置とする。また、PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び燃料集合体通過検知器（DIPD）の封印をき損させないように、封印カバーを設置する設計とする。

## (2) SG設備への影響（SG設備による監視への影響）

貯蔵梱包クレーン及び容器蓋取付装置は、PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び燃料集合体通過検知器（DIPD）の監視範囲を干渉しない配置とする。（第3図）

## 2. 運転、検認等の観点

## (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の運転時の作業への干渉）

PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び燃料集合体通過検知器（DIPD）は、貯蔵梱包クレーン及び容器蓋取付装置の燃料集合体の移動等による設備の動作、燃料集合体の運転上の監視に影響を及ぼさない場所に設置する設計とする。（第3図）

また、PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び燃料集合体通過検知器（DIPD）は、貯蔵梱包クレーン及び容器蓋取付装置の運転条件（搬送する核物質質量、搬送速度等）で、保障措置上要求される検出限界の放射線量を検出可能な設計とする。

## (2) SG設備への影響（検認作業への干渉）

貯蔵梱包クレーン及び容器蓋取付装置は、PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P）、BWR

燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び燃料集合体通過検知器（DIPD）の検認作業における検出方法，検出条件（検出時間），検出場所を考慮した配置とし，搬送速度を制御可能な設計とする。

### 3. 保守，点検の観点

#### (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の保守，点検への影響）

1. (1)b. 項にて示す。

#### (2) SG設備への影響（SG設備の保守，点検への影響，電源確保）

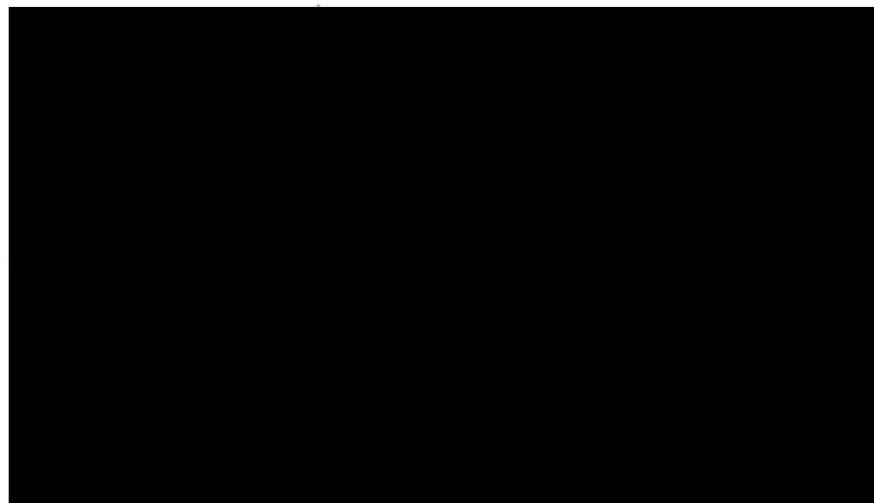
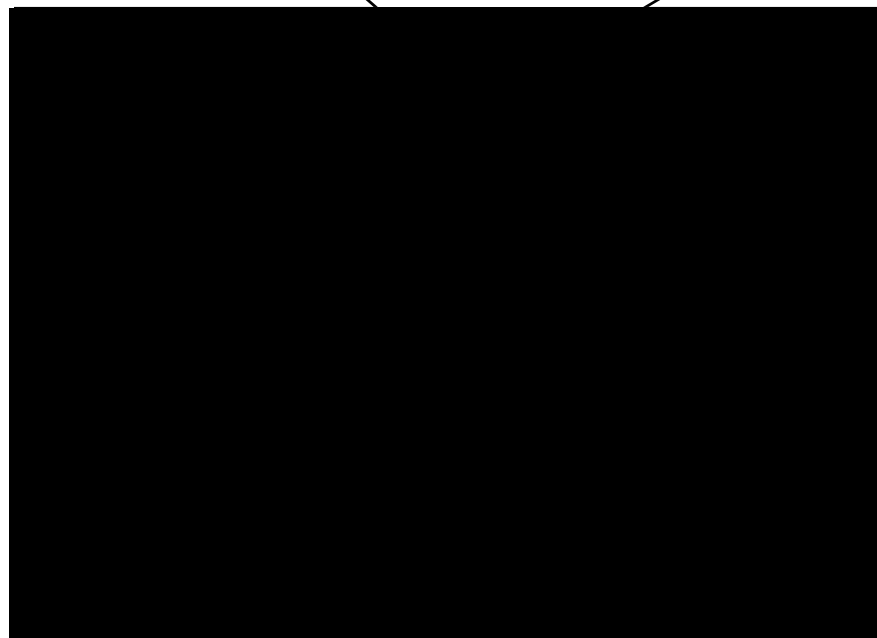
貯蔵梱包クレーン及び容器蓋取付装置は，PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P），BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び燃料集合体通過検知器（DIPD）の保守，点検に影響がない設置スペースを確保する設計とする。

PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P），BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び燃料集合体通過検知器（DIPD）は，監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。

また，申請対象設備の定期保守を考慮し，電源の常用と運転予備負荷の切り替えが行われても，PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P），BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び燃料集合体通過検知器（DIPD）に継続して給電される設計とする。

PWR燃料集合体測定装置（AFAS-P），BWR燃料集合体測定装置（AFAS-B）及び燃料集合体通過検知器（DIPD）への給電するための設備については，後次回申請のため，後次回に説明する。

- ・燃料集合体通過検知器（DIPD）は、貯蔵梱包クレーン及び容器蓋取付装置の燃料集合体の移動等による設備の動作，燃料集合体の運転上の監視に影響を及ぼさない場所に設置する設計とする。
- ・貯蔵梱包クレーン及び容器蓋取付装置は，燃料集合体通過検知器（DIPD）の監視範囲に干渉しないよう，設置場所を考慮した設計とする。
- ・燃料集合体通過検知器（DIPD）は，貯蔵梱包クレーン及び容器蓋取付装置の運転条件（搬送する核物質量、搬送速度等）で、保障措置上要求される検出限界の放射線量を検出可能な設計とする。
- ・貯蔵梱包クレーン及び容器蓋取付装置は，燃料集合体通過検知器（DIPD）の検認作業における検出方法，検出条件（検出時間），検出場所を考慮した配置とし，搬送速度を制御可能な設計とする。
- ・貯蔵梱包クレーン及び容器蓋取付装置は，燃料集合体通過検知器（DIPD）の保守，点検のスペースを確保できるように，配置場所を考慮した設計とする。
- ・燃料集合体通過検知器（DIPD）は，外部電源喪失時においても監視が中断されないように継続して給電される設計とする。
- ・燃料集合体通過検知器（DIPD）は，申請対象設備の定期保守を考慮し、常用↔運転予備負荷の切替えが行われても、機器に継続して給電される設計とする。



DIPD  
 (幅 ■■■■ mm × 高さ ■■■■ mm × 奥行き ■■■■ mm)

第3図 DIPD 設置スペース

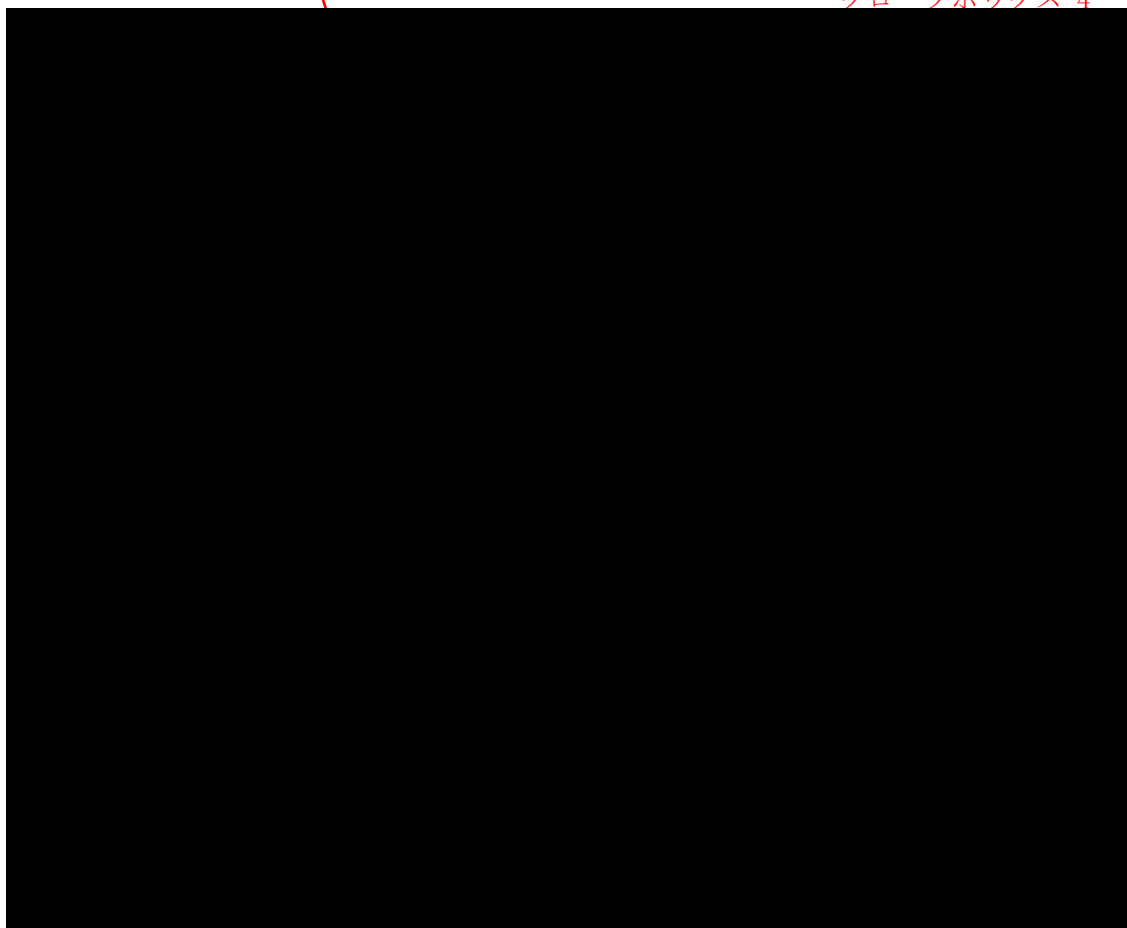
焼結ボート受渡装置グローブボックス-4周辺のSG設備  
(搬送容器測定装置 (AMGB-8) )

焼結ボート受渡装置グローブボックス-4の周辺に搬送容器測定装置 (AMGB-8) を設置する。配置関係を第1図に示す。

申請対象設備である焼結ボート受渡装置グローブボックス-4とSG設備である搬送容器測定装置 (AMGB-8) との相互影響について、補足する。

焼結ボート搬送装置  
グローブボックス-48

焼結ボート受渡装置  
グローブボックス-4



第1図 AMGB-8, 焼結ボート受渡装置グローブボックス-4の設置場所

## 1. 設備の設置の観点

## (1) 申請対象設備への影響（技術基準要求の達成）

## a. 6条27条 地震

搬送容器測定装置（AMGB-8）は、Sクラスである焼結ボート受渡装置グローブボックス-4に波及的影響を及ぼさないよう、基準地震動 $S_s$ の地震力にて、転倒、落下しない設計とすることにより、波及的影響を及ぼさない設計とする。

## b. 11条29条 火災

搬送容器測定装置（AMGB-8）は、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とすることで、周辺の申請対象設備への影響を及ぼさない設計とする。

## c. 14条 安全機能を有する施設

搬送容器測定装置（AMGB-8）は、申請対象設備の運転、点検等に影響を及ぼさないよう、距離を確保した設計とする。

搬送容器測定装置（AMGB-8）は、焼結ボート受渡装置グローブボックス-4のグローブポートにアクセスが可能な構造とすることで運転、点検等に影響を及ぼさない設計とする。搬送容器測定装置（AMGB-8）の設置スペースを第2図に示す。

また、申請対象設備の運転、点検等にSG設備の封印をき損させないように、封印カバーを設置する設計とする。

## (2) SG設備への影響（SG設備による監視への影響）

搬送容器測定装置（AMGB-8）は焼結ボート搬送装置グローブボックス-48における容器の搬送を監視するための装置であり焼結ボート受渡装置グローブボックス-4と距離を確保していることから、焼結ボート受渡装置グローブボックス-4が搬送容器測定装置（AMGB-8）の監視範囲を干渉することはない。

## 2. 運転、検認等の観点

## (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の運転時の作業範囲における他設備の干渉）

搬送容器測定装置（AMGB-8）は、焼結ボート搬送装置グローブボックス-48における容器の搬送を監視するためのSG設備であり、グローブボックス外にあるため、焼結ボート受渡装置グローブボックス-4内の核燃料物質の移動等による設備の動作、核燃料物質の運転上の監視に影響を及ぼさない。（第1図）

## (2) SG設備への影響（検認作業での他設備の干渉）

搬送容器測定装置（AMGB-8）は、焼結ボート搬送装置グローブボックス-48内における容器の搬送を監視することから、焼結ボート受渡装置グローブボックス-4が搬送容器測定装置（AMGB-8）による検認作業へ影響することはない。（第2図）

## 3. 保守, 点検の観点

- (1) 申請対象設備への影響 (申請対象設備の保守, 点検のスペース確保への影響)

1. (1)b. 項にて示す。

- (2) SG設備への影響 (SG設備の保守, 点検のスペース確保への影響, 他設備の点検時の電源確保)

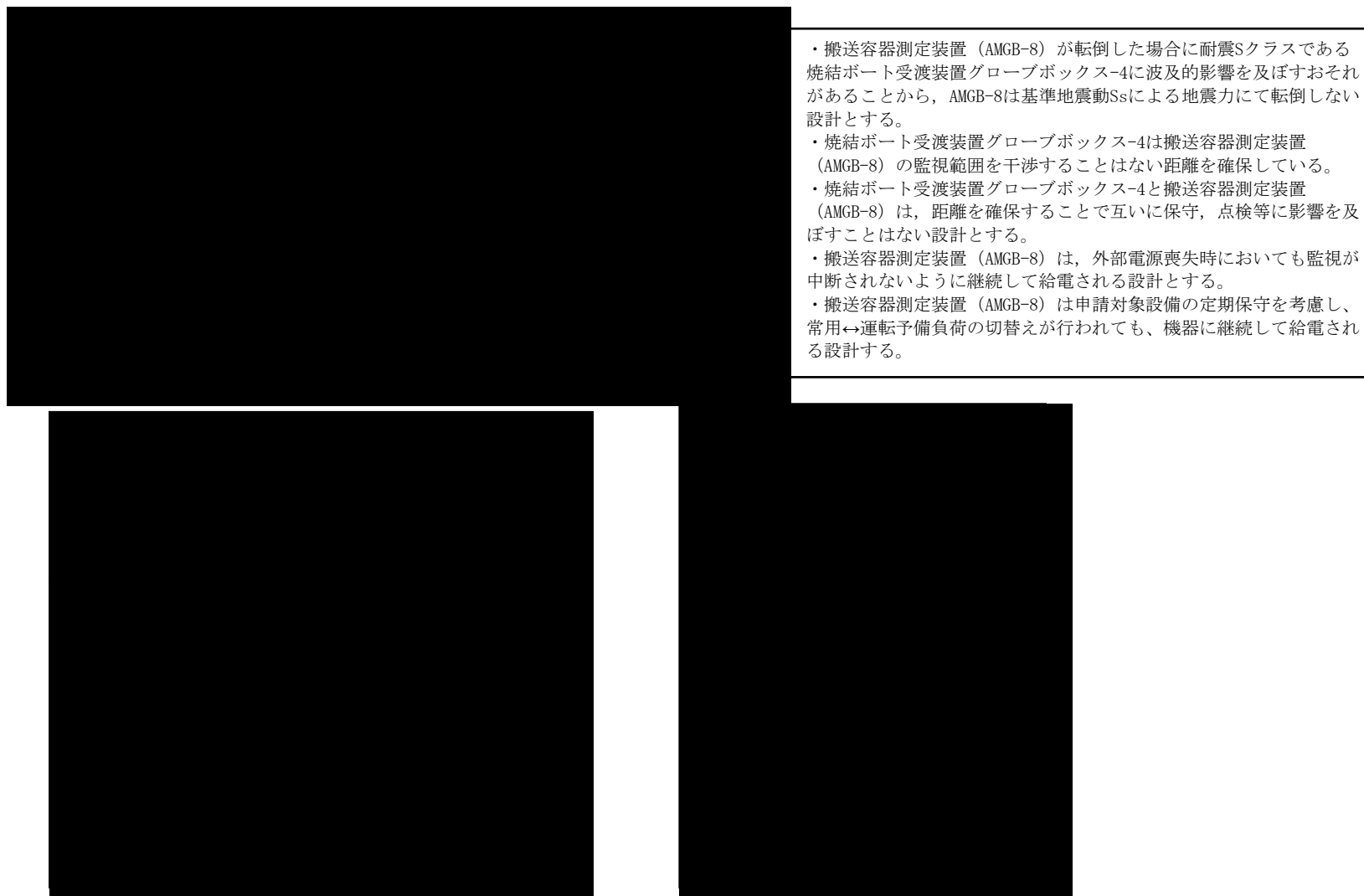
焼結ボート受渡装置グローブボックス-4と搬送容器測定装置 (AMGB-8) は距離が確保されていることから, 焼結ボート受渡装置グローブボックス-4が搬送容器測定装置 (AMGB-8) の保守, 点検に影響を及ぼすことはない。

搬送容器測定装置 (AMGB-8) は, 監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。

また, 申請対象設備の定期保守を考慮し, 電源の常用と運転予備負荷の切り替えが行われても, 搬送容器測定装置 (AMGB-8) に継続して給電される設計とする。

搬送容器測定装置 (AMGB-8) への給電するための設備については, 後次回申請のため, 後次回に説明する。





第2図 焼結ボート受渡装置グローブボックス-4とAMGB-8の設置場所の関係

スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1周辺のSG設備  
(AMGB-9)

スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1の周辺に搬送容器測定装置 (AMGB-9) を設置する。配置関係を第1図に示す。

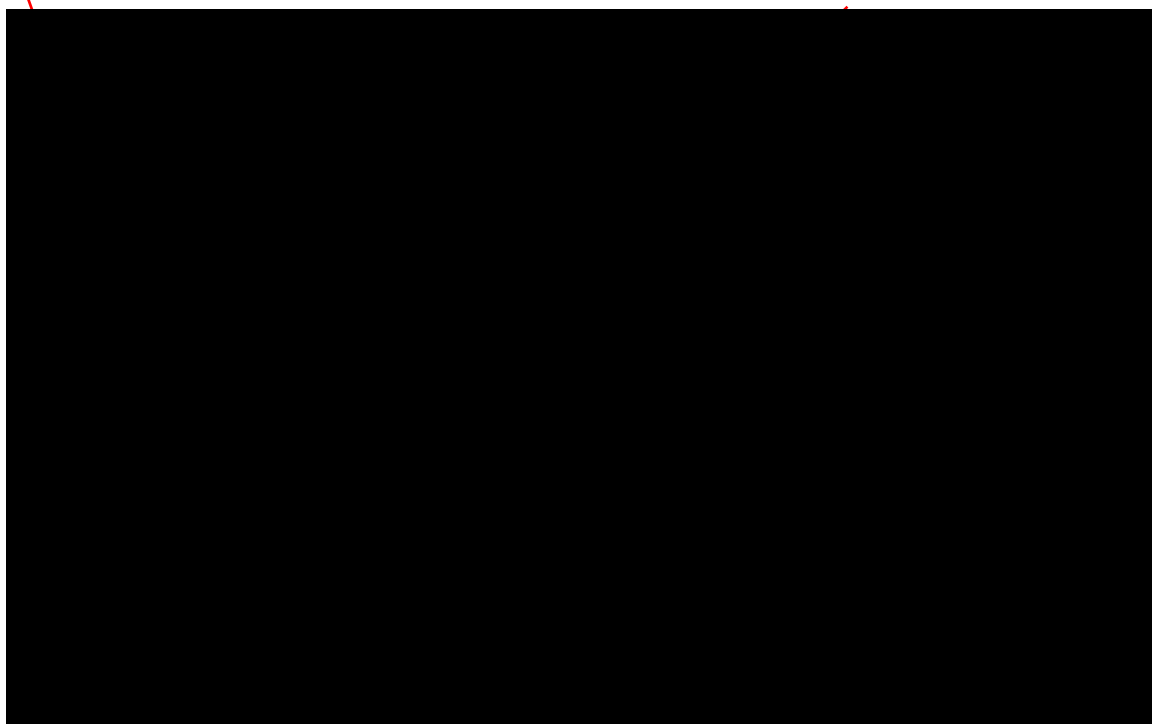
申請対象設備であるスクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1とSG設備である搬送容器測定装置 (AMGB-9) との相互影響について、補足する。

回収粉末容器搬送装置

グローブボックス-2

スクラップ保管容器受渡

装置グローブボックス-1



第1図 AMGB-9, 焼結ボート受渡装置グローブボックス-4の設置場所

## 1. 設備の設置の観点

## (1) 申請対象設備への影響（技術基準要求の達成）

## a. 6条27条 地震

搬送容器測定装置（AMGB-9）は、Sクラスであるスクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1に波及的影響を及ぼさないよう、基準地震動 $S_s$ の地震力にて、転倒、落下しない設計とすることにより、波及的影響を及ぼさない設計とする。

## b. 11条29条 火災

搬送容器測定装置（AMGB-9）は、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とすることで、周辺の申請対象設備への影響を及ぼさない設計とする。

## c. 14条 安全機能を有する施設

搬送容器測定装置（AMGB-9）は、申請対象設備の運転、点検等に影響を及ぼさないよう、距離を確保した設9とする。

搬送容器測定装置（AMGB-9）は、スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1のグローブポートにアクセスが可能な配置とすることで運転、点検等に影響を及ぼさない設計とする。搬送容器測定装置（AMGB-9）の設置スペースを第2図に示す。

また、申請対象設備の運転、点検等にSG設備の封印をき損させないように、封印カバーを設置する設計とする。

## (2) SG設備への影響（SG設備による監視への影響）

搬送容器測定装置（AMGB-9）は回収粉末容器搬送装置グローブボックス-2における容器の搬送を監視するための装置でありスクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1と距離を確保していることから、監視範囲を干渉することはない。

## 2. 運転、検認等の観点

## (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の運転時の作業範囲における他設備の干渉）

搬送容器測定装置（AMGB-9）は、回収粉末容器搬送装置グローブボックス-2における容器の搬送を監視するためのSG設備であり、グローブボックス外にあるため、スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1内の核燃料物質の移動等による設備の動作、核燃料物質の運転上の監視に影響を及ぼさない。（第1図）

## (2) SG設備への影響（検認作業での他設備の干渉）

搬送容器測定装置（AMGB-9）は、回収粉末容器搬送装置グローブボックス-2内における容器の搬送を監視することから、スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1による検認作業への影響はない。（第2図）

## 3. 保守，点検の観点

## (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の保守，点検のスペース確保への影響）

1. (1)b. 項にて示す。

## (2) SG設備への影響（SG設備の保守，点検のスペース確保への影響，他設備の点検時の電源確保）

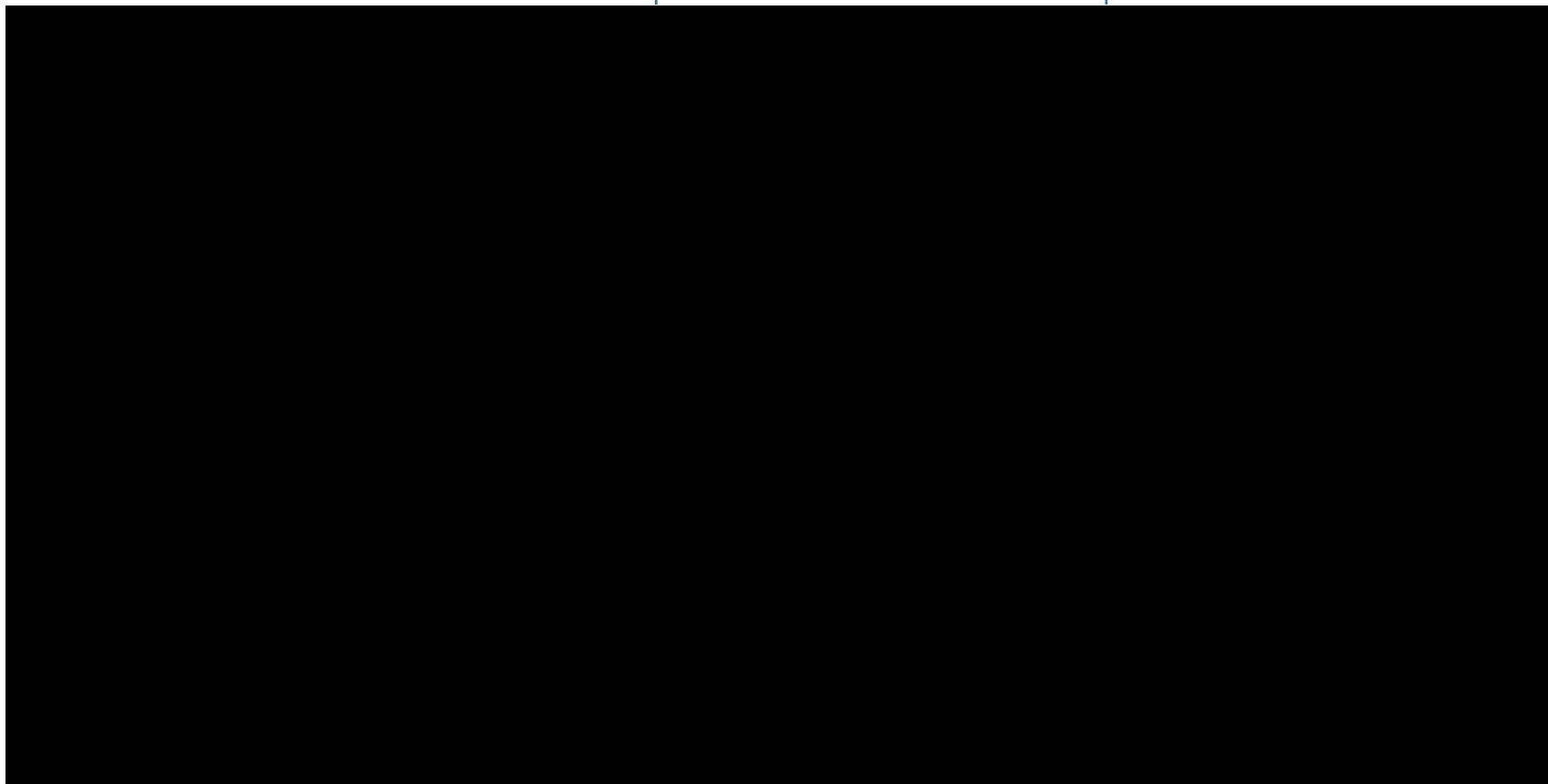
スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1と搬送容器測定装置（AMGB-9）は距離が確保されていることから，スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1が搬送容器測定装置（AMGB-9）の保守，点検に影響を及ぼすことはない。

搬送容器測定装置（AMGB-9）は，監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。

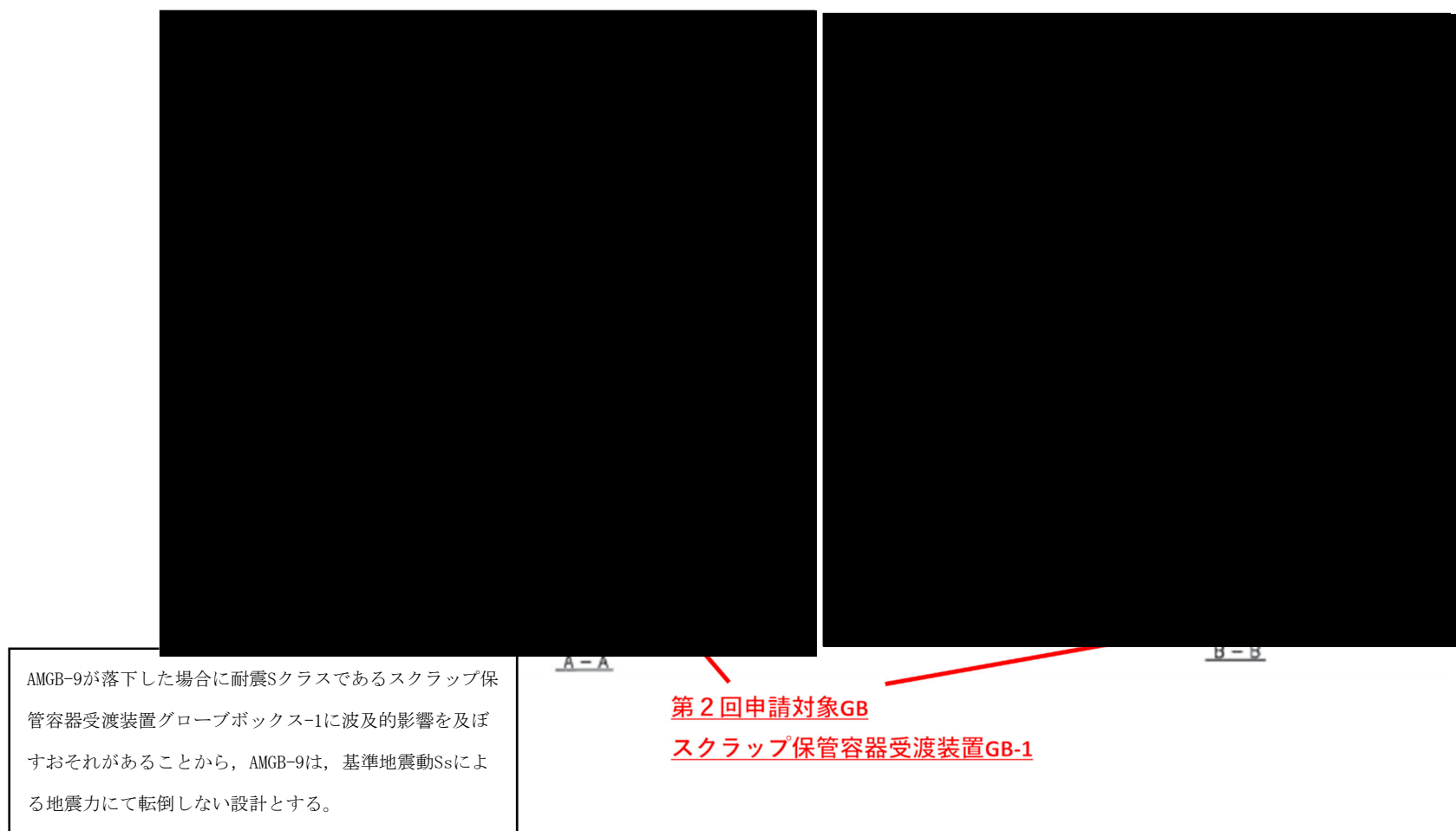
また，申請対象設備の定期保守を考慮し，電源の常用と運転予備負荷の切り替えが行われても，搬送容器測定装置（AMGB-9）に継続して給電される設計とする。

搬送容器測定装置（AMGB-9）への給電するための設備については，後次回申請のため，後次回に説明する。

搬送容器測定装置（AMGB-9）は、基準地震動Ssの地震力にて、転倒、落下しない設計とし、スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1に波及的影響を及ぼさない設計とする。スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1はAMGB-9の監視範囲を干渉しない距離を確保している。



第2図（1） スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1とAMGB-9の設置場所の関係



第2図 (2) スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1とAMGB-9の設置場所の関係

ウラン燃料棒収容装置等周辺のSG設備  
(燃料棒通過検知器 (NMGM-2) )

ウラン燃料棒収容装置及び遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備）の周辺に燃料棒通過検知器（NMGM-2）を設置する。配置関係を第1図に示す。

申請対象設備であるウラン燃料棒収容装置及び遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備）とSG設備である燃料棒通過検知器（NMGM-2）との相互影響について、補足する。



第1図 NMGM-2，ウラン燃料棒収容装置及び遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備）の設置場所

## 1. 設備の設置の観点

## (1) 申請対象設備への影響（技術基準要求の達成）

## a. 11条29条 火災

燃料棒通過検知器（NMGM-2）は、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とすることで、周辺の申請対象設備への影響を及ぼさない設計とする。

## b. 14条 安全機能を有する施設

燃料棒通過検知器（NMGM-2）は、申請対象設備の運転、点検等に影響を及ぼさないよう、距離を確保した設計とする。燃料棒通過検知器（NMGM-2）の設置スペースを第2図に示す。

また、申請対象設備の運転、点検等にSG設備の封印をき損させないように、封印カバーを設置する設計とする。

## (2) SG設備への影響（SG設備による監視への影響）

ウラン燃料棒収容装置及び遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備）は、燃料棒通過検知器（NMGM-2）の監視範囲干渉しない配置とする。（第2図）

## 2. 運転、検認等の観点

## (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の運転時の作業範囲における他設備の干渉）

燃料棒通過検知器（NMGM-2）はウラン燃料棒収容装置及び遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備）の燃料棒の移動等による設備の動作、燃料棒の運転上の監視に影響を及ぼさない場所に設置する設計とする。（第2図）

また、燃料棒通過検知器（NMGM-2）はウラン燃料棒収容装置及び遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備）の運転条件（搬送する核物質質量、搬送速度等）で、保障措置上要求される検出限界の放射線量を検出可能な設計とする。

## (2) SG設備への影響（検認作業での他設備の干渉）

ウラン燃料棒収容装置及び遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備）は、燃料棒通過検知器（NMGM-2）の検認作業における検出方法、検出条件（検出時間）、検出場所を考慮した配置とし、搬送速度を制御可能な設計とする。

## 3. 保守、点検の観点

## (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響）

1. (1)b. 項にて示す。

## (2) SG設備への影響（SG設備の保守、点検のスペース確保への影響、他設備の点検時の電源確保）

ウラン燃料棒収容装置及び遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備）は、燃料棒通過検知器（NMGM-2）の保守、点検に影響がない設置スペースを確保する設計とする。

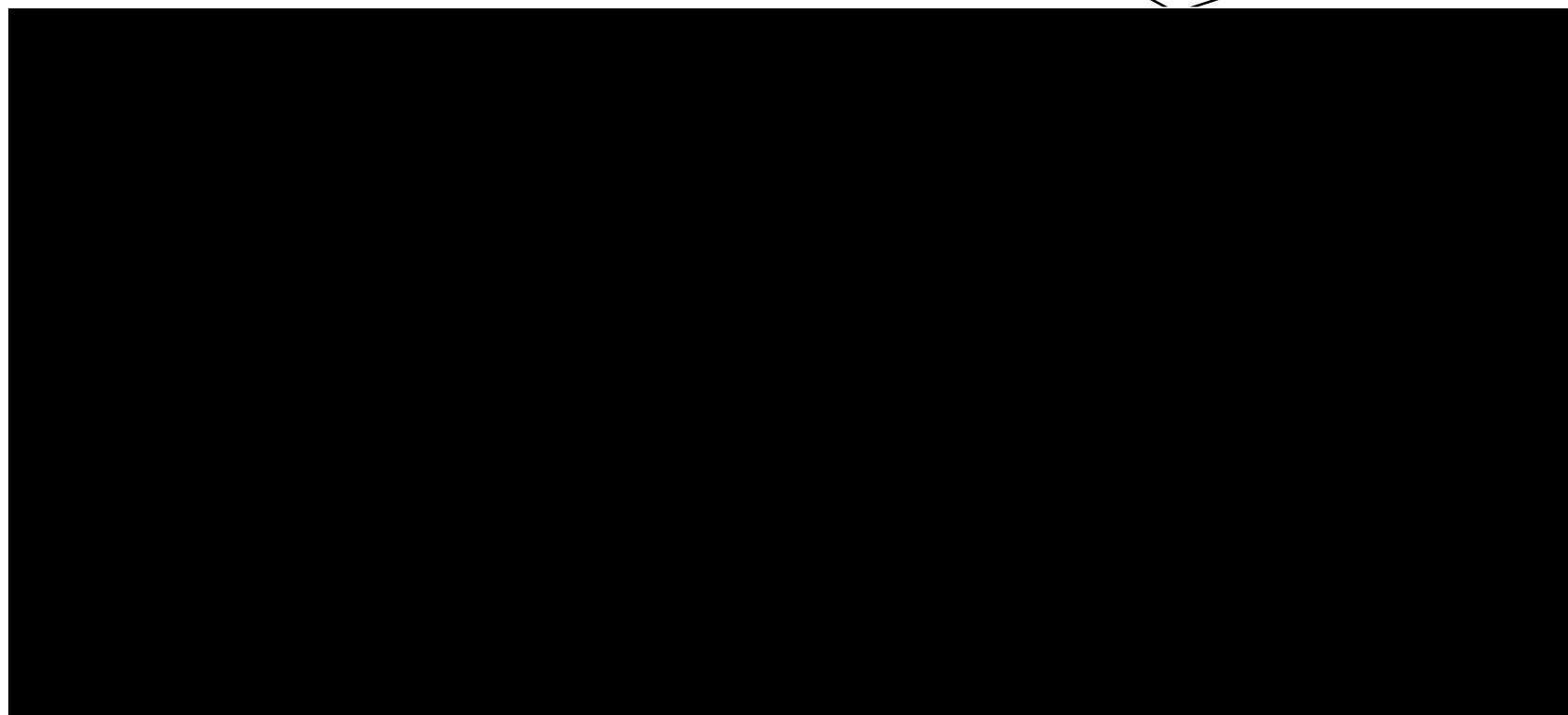




燃料棒通過検知器（NMGM-2）は、監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。

また、申請対象設備の定期保守を考慮し、電源の常用と運転予備負荷の切り替えが行われても、燃料棒通過検知器（NMGM-2）に継続して給電される設計とする。

燃料棒通過検知器（NMGM-2）への給電するための設備については、後次回申請のため、後次回に説明する。

NMGM-2は開口に対して，上下左右のスペースに1箇所ずつ計4か所に設置し、ウラン燃料棒収容装置及び遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備）と干渉しない配置としている。



-  NMGM-2設置想定スペース
-  開口

(立面図)

(断面図)

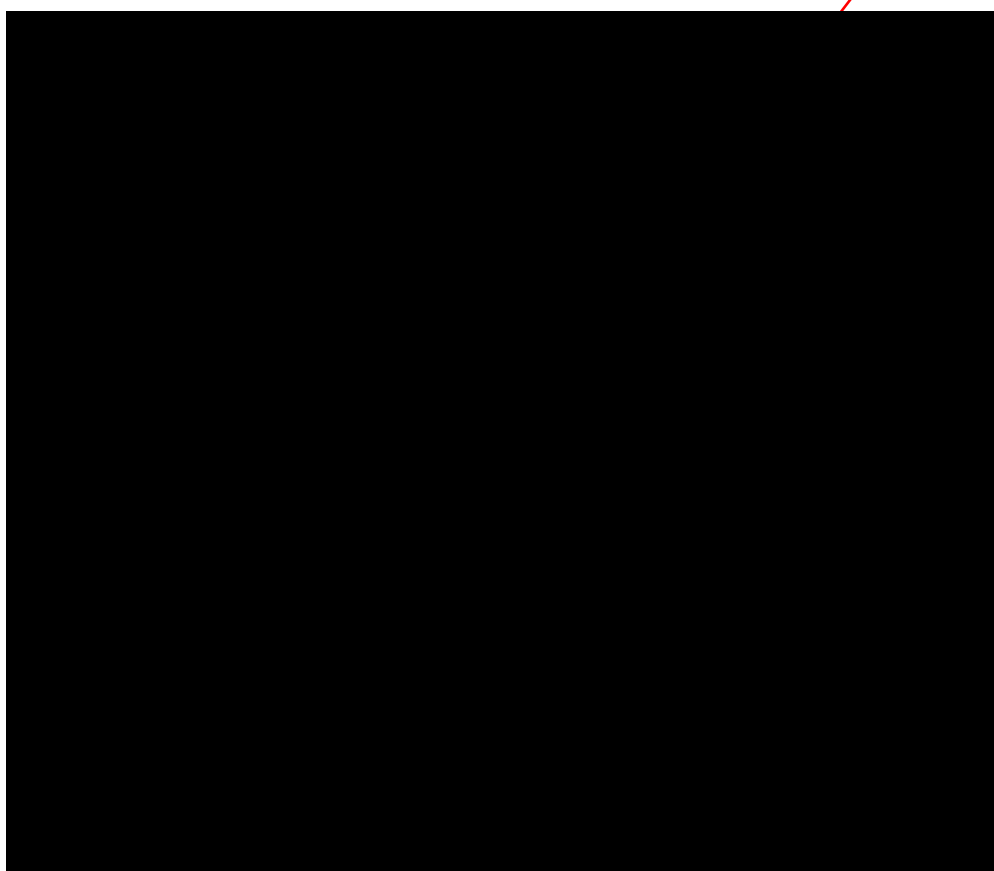
第2図 NMGM-2 設置スペース

収去試料受払装置グローブボックス周辺のSG設備  
(査察試料測定装置 (AVIS) , 査察現場キャビネット (LC-20A) )

収去試料受払装置グローブボックスの周辺に査察試料測定装置 (AVIS) 及び査察現場キャビネット (LC-20A) を設置する。配置関係を第 1 図に示す。

申請対象設備である収去試料受払装置グローブボックスとSG設備である査察試料測定装置 (AVIS) 及び査察現場キャビネット (LC-20A) との相互影響について、補足する。

収去試料受払装置  
グローブボックス



第 1 図 AVIS, LC-20A及び去試料受払装置グローブボックス 設置場所

## 1. 設備の設置の観点

## (1) 申請対象設備への影響（技術基準要求の達成）

## a. 11条29条 火災

査察試料測定装置（AVIS）及び査察現場キャビネット（LC-20A）は、原則、難燃ケーブルを採用し、可燃材は金属で覆う設計とすることで、周辺の申請対象設備への影響を及ぼさない設計とする。

## b. 14条 安全機能を有する施設

査察試料測定装置（AVIS）及び査察現場キャビネット（LC-20A）は、申請対象設備の運転、点検等に影響を及ぼさないよう、距離を確保した設計とする。

査察試料測定装置（AVIS）は、分割して取り外し可能な構造とし、収去試料受払装置グローブボックスのメンテナンスに影響を及ぼさない設計とする。

また、査察現場キャビネット（LC-20A）と申請対象設備は、スペースを確保しており、収去試料受払装置グローブボックスへのアクセスが可能であることから、運転、点検等に影響を及ぼすことはない。

査察試料測定装置（AVIS）及び査察現場キャビネット（LC-20A）の設置スペースを第2図に示す。

申請対象設備の運転、点検等にSG設備の封印をき損させないように、査察試料測定装置（AVIS）及び査察現場キャビネット（LC-20A）は、封印カバーを設置する設計とする。

## (2) SG設備への影響（SG設備による監視への影響）

収去試料受払装置グローブボックスは、査察試料測定装置（AVIS）の監視範囲干渉しない構造とする。（第2図）

また、査察現場キャビネット（LC-20A）は、SG設備への給電、測定データ等の収集、保存、伝送を目的に設置する設備であり、検出器等はないことから、申請対象設備からのSG設備による監視への影響を及ぼすことはない。

## 2. 運転、検認等の観点

## (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の運転時の作業範囲における他設備の干渉）

査察試料測定装置（AVIS）は、運転員により収去試料受払装置グローブボックスの底部の試料測定部に査察試料をおいて計測できる構造とすることから、核燃料物質の移動等における設備の動作、監視に影響を与えるものの対象ではない。設計とする。

## (2) SG設備への影響（検認作業での他設備の干渉）

査察試料測定装置（AVIS）は、運転員により査察試料を計測する設備であることから、収去試料受払装置グローブボックスから検認作業における他設備の干渉を受ける対象ではない。

また、査察現場キャビネット（LC-20A）は、検出部はないことから、検認作業での

他設備の干渉はない。

### 3. 保守、点検の観点

- (1) 申請対象設備への影響（申請対象設備の保守、点検のスペース確保への影響）

1. (1)b. 項にて示す。

- (2) SG設備への影響（SG設備の保守、点検のスペース確保への影響、他設備の点検時の電源確保）

査察試料測定装置（AVIS）は、分割して取り外せる構造のため、収去試料受払装置グローブボックスが査察試料測定装置（AVIS）の保守、点検に影響を及ぼすことはない。

また、収去試料受払装置グローブボックスと査察現場キャビネット（LC-20A）は距離が確保されていることから、収去試料受払装置グローブボックスが査察現場キャビネット（LC-20A）の保守、点検に影響を及ぼすことはない。

査察試料測定装置（AVIS）及び査察現場キャビネット（LC-20A）は、監視が中断されないように外部電源喪失時においても継続して給電される設計とする。

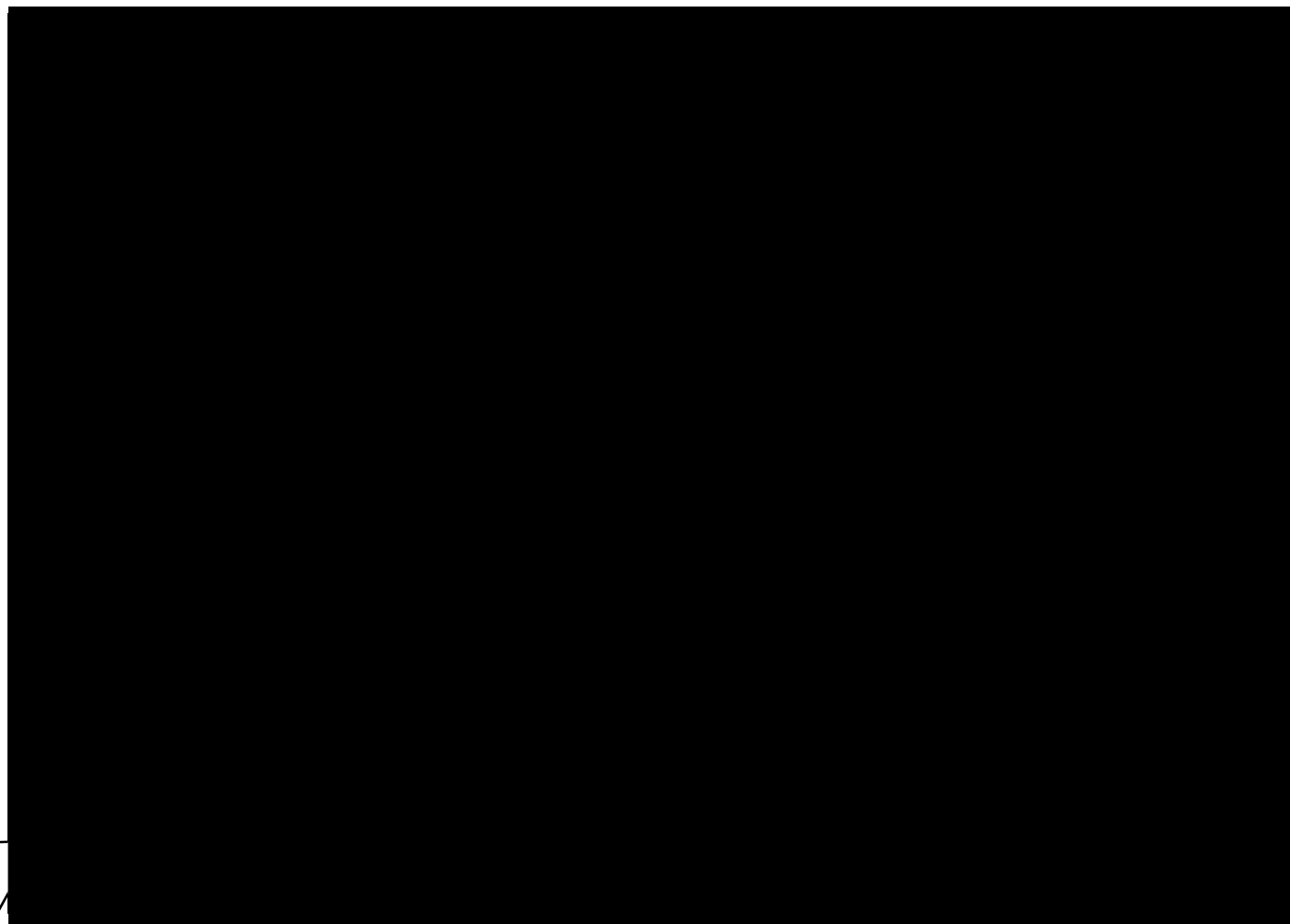
また、申請対象設備の定期保守を考慮し、電源の常用と運転予備負荷の切り替えが行われても、査察試料測定装置（AVIS）及び査察現場キャビネット（LC-20A）に継続して給電される設計とする。

査察試料測定装置（AVIS）及び査察現場キャビネット（LC-20A）への給電するための設備については、後次回申請のため、後次回に説明する。

検認作業時に査察試料をGB内に保持するために、GB缶体の一部が下方へ突き出す構造である。  
この試料測定部を囲むようにAVISをGB外に設置する。

AVISは左右半分に分割できる構造としてGB下部から取り外し可能である。  
(GB(安全機能を有する施設)とAVISのメンテナンス時に相互影響がない設計)

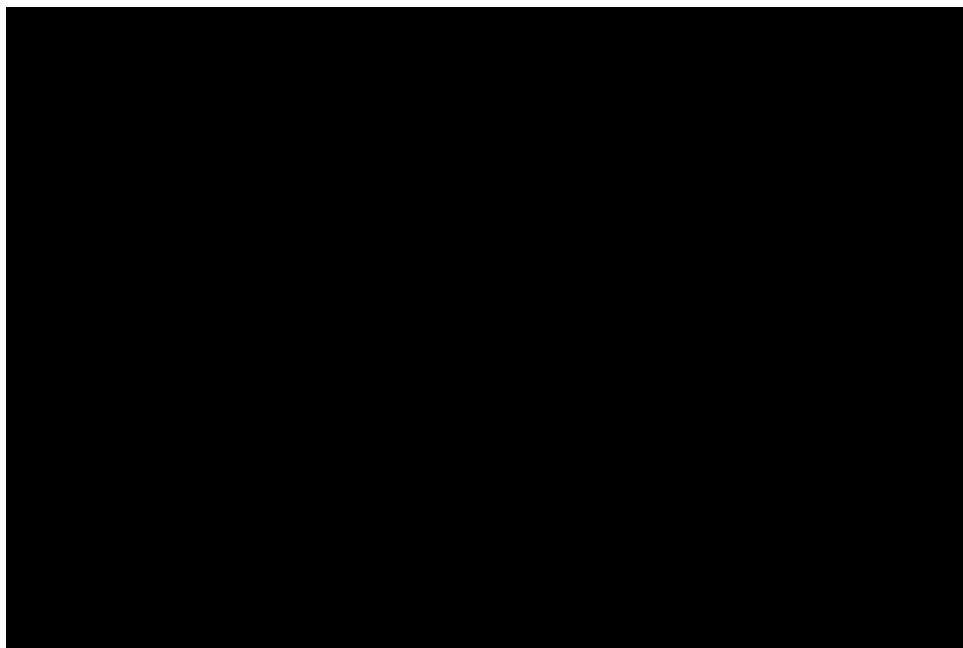
AVISとGB双方の揺れ幅を考慮してもGBとAVISは地震時も干渉しない配置としている。  
(GB(安全機能を有する施設)とのクリアランスの確保)



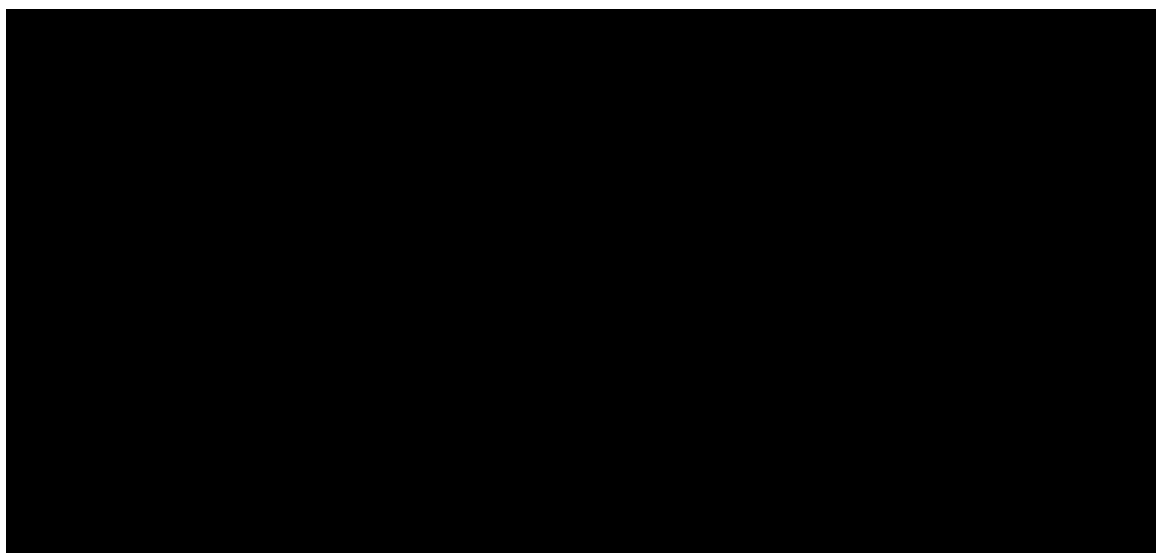
第2図 AVIS 設置スペース

### アクセスルート近傍のPP設備の監視装置等

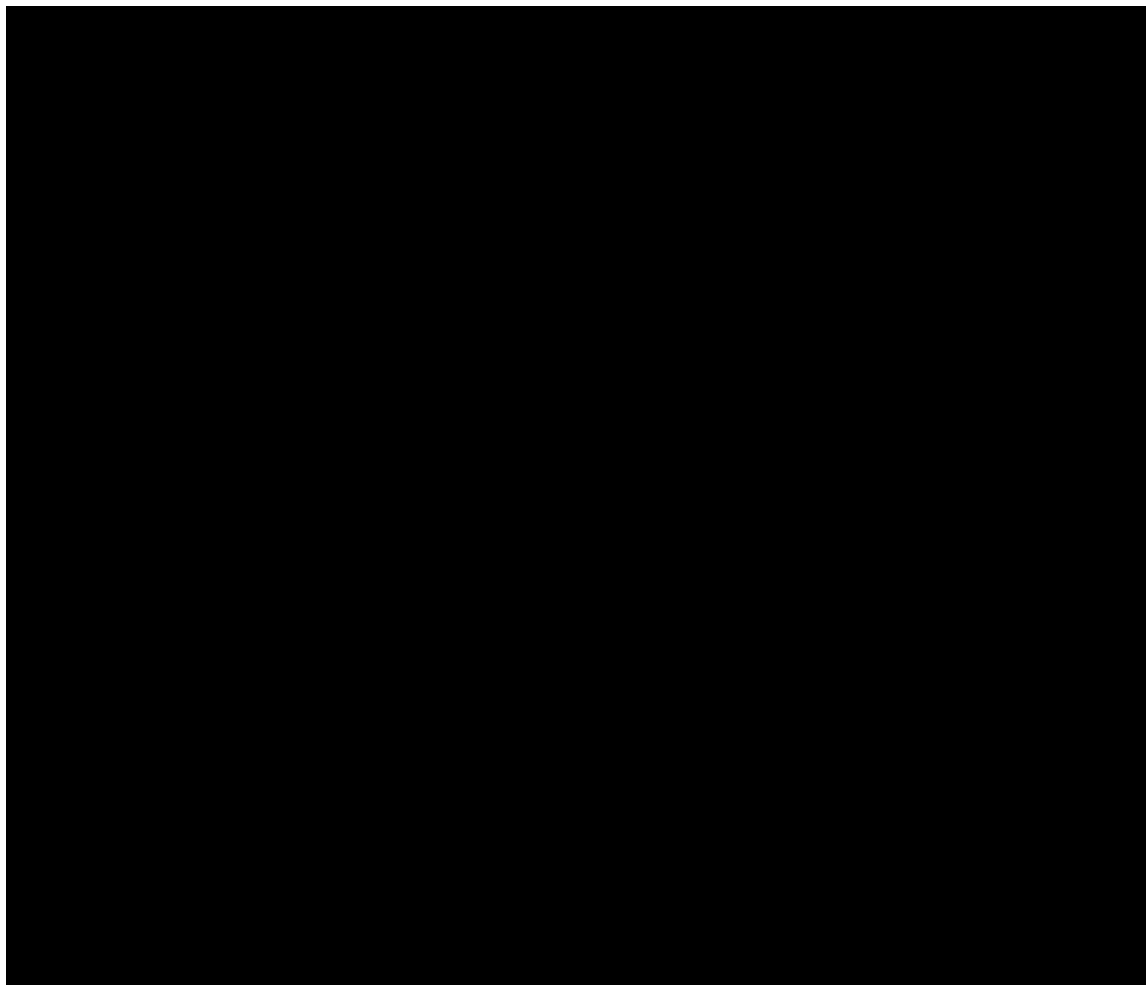
アクセスルート周辺にPP設備の監視装置等を設置する。配置関係を第1図に示す。  
アクセスルートへのPP設備の監視装置等による影響について、補足する。  
なお、アクセスルートからPP設備に影響を及ぼすことはない。



第1図(1) アクセスルート周辺のPP設備 (123室)



第1図(2) アクセスルート周辺のPP設備 (128室)



第1図(2) アクセスルート周辺のPP設備 (530室)



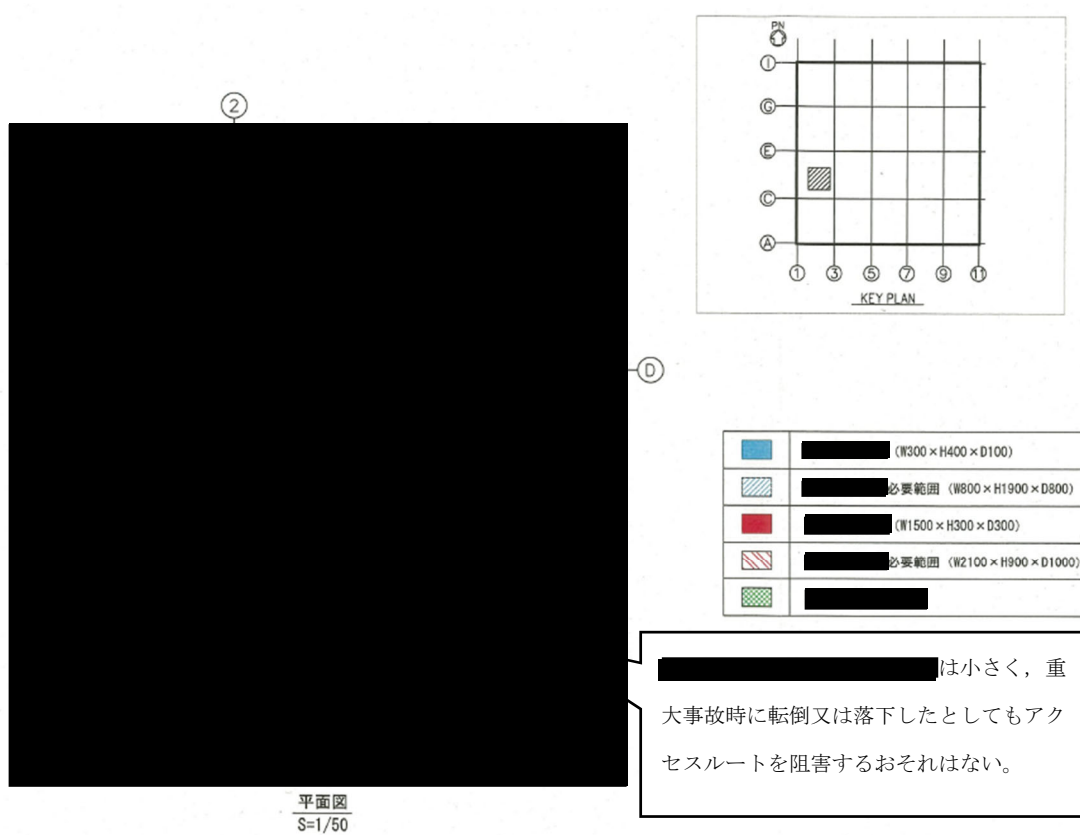
1. 設備の設置の観点

(1) 申請対象設備への影響（技術基準要求の達成）

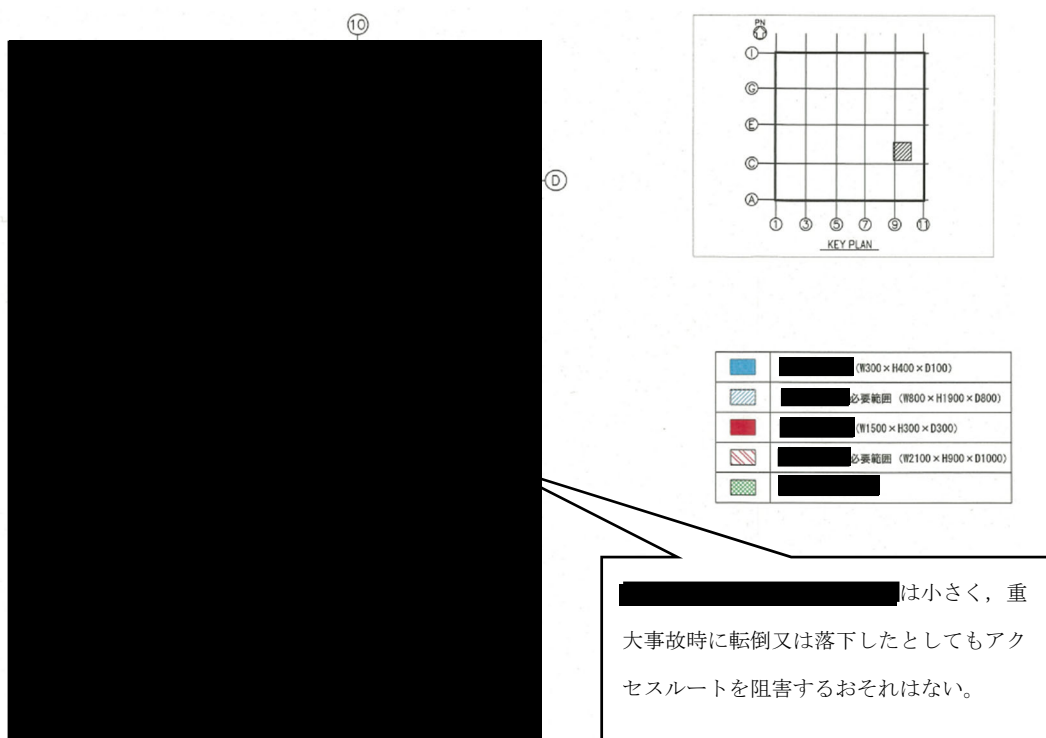
a. 30条 重大事故等対処設備

アクセスルート近傍にPP設備の監視装置等が設置されるが、転倒したとしてもアクセスルートに必要な幅が確保できるため、阻害しない。また、軽量物となる監視装置等は、除外が可能であることから、アクセスルートを阻害することはない。

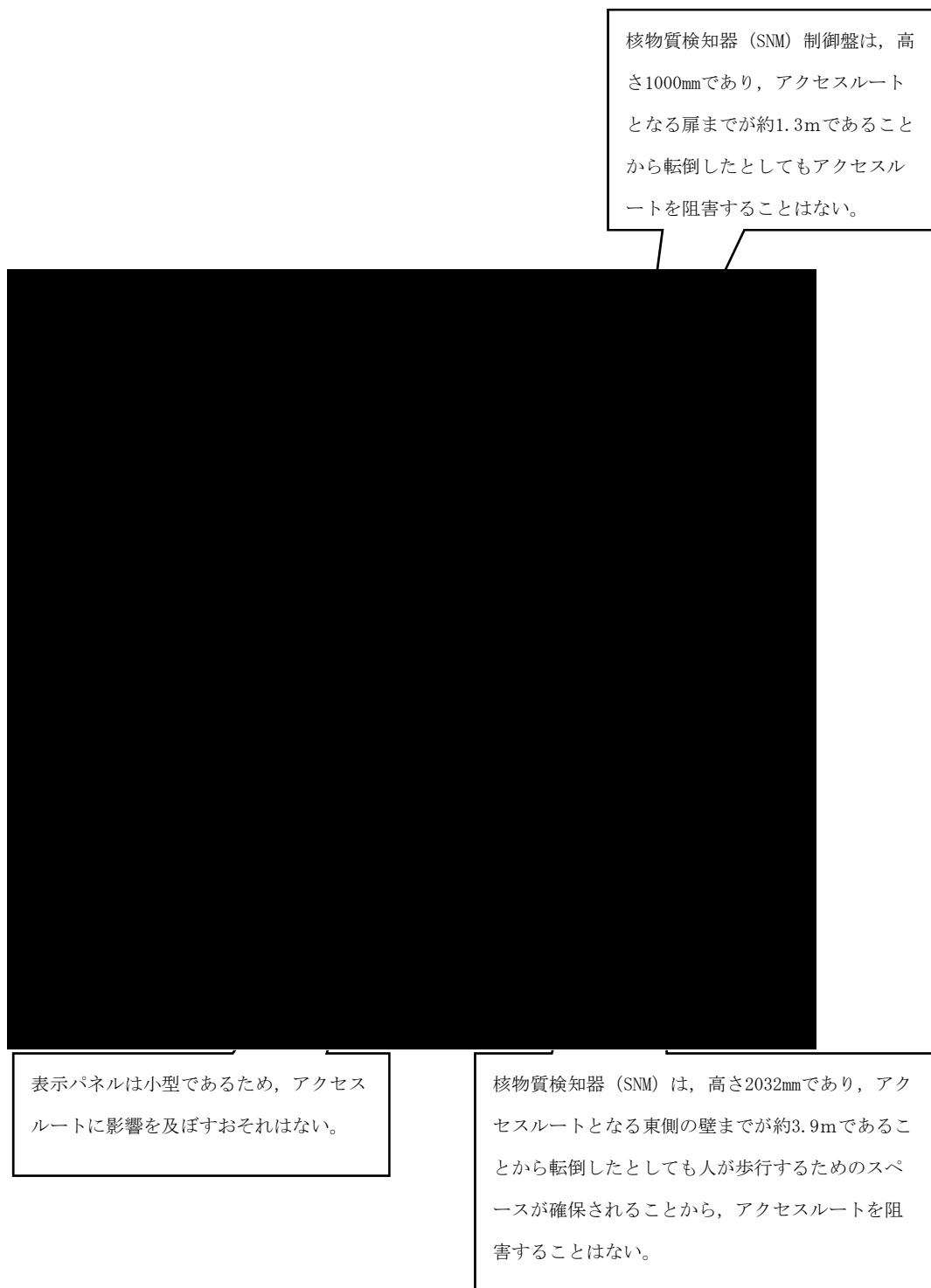
アクセスルート近傍のPP設備の監視装置等による影響の確認結果を第2図に示す。



第2図(1) 123室におけるアクセスルートへの影響



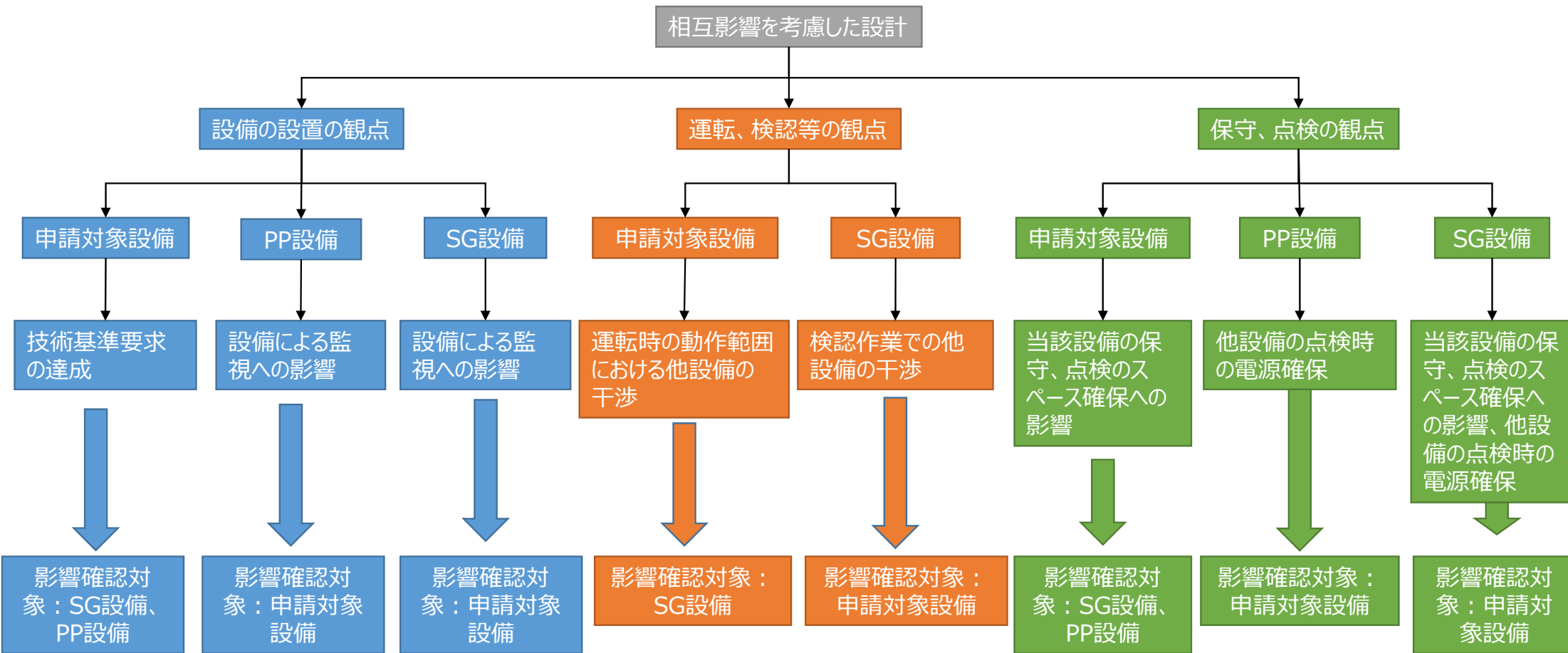
第2図(2) 128室におけるアクセスルートへの影響

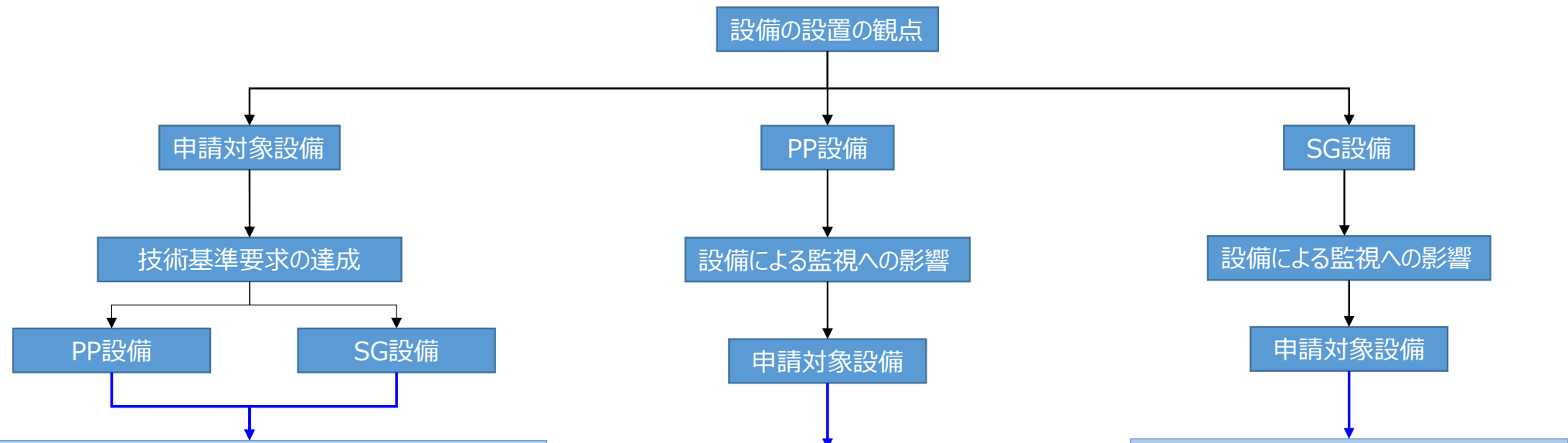


第2図(3) 530室におけるアクセスルートへの影響

申請対象設備、PP設備及びSG設備の相互影響として考慮すべき観点

参考資料

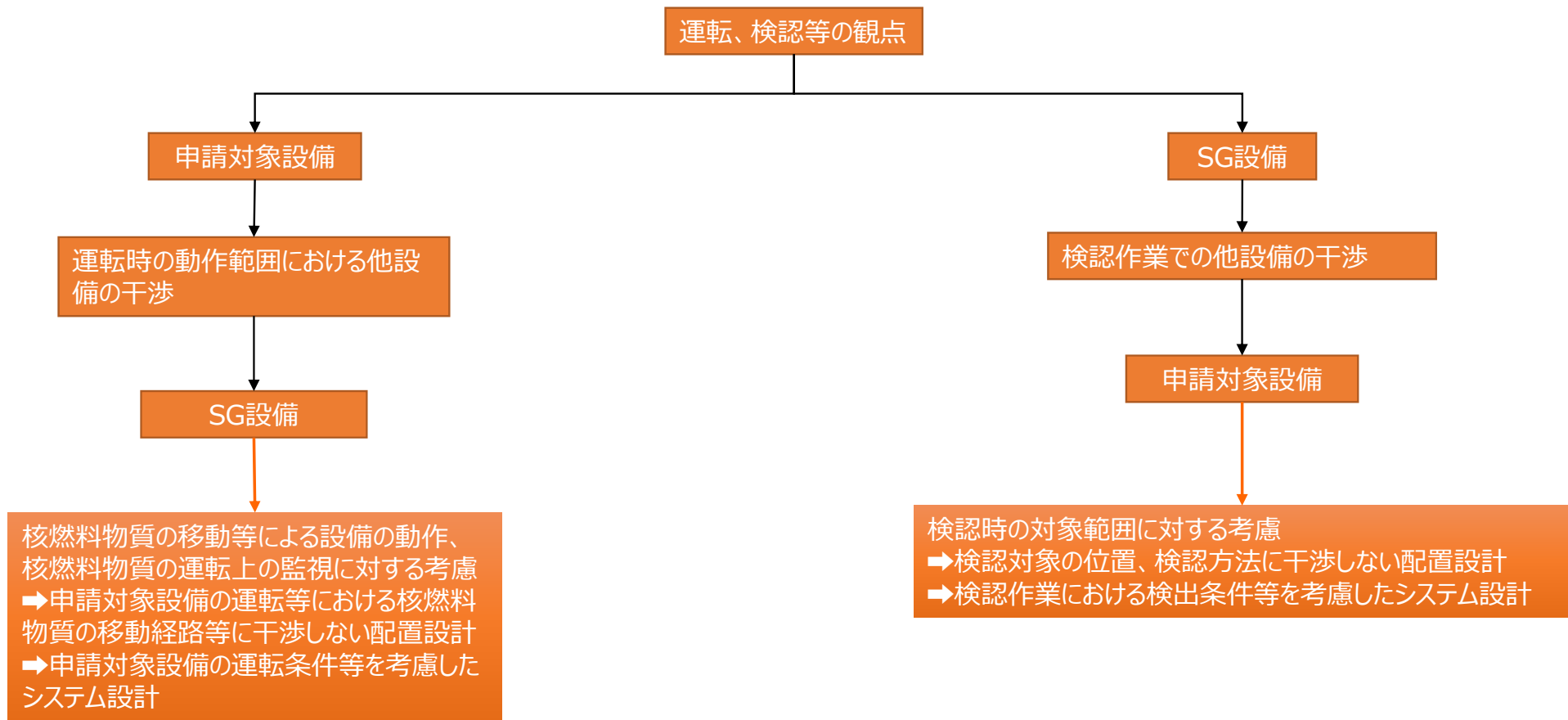




第5条、第26条 地盤  
 第6条、第27条 地震による損傷の防止  
 第10条 閉じ込めの機能  
 第11条、第29条 火災等による損傷の防止  
 第14条 安全機能を有する施設  
 第24条 非常用電源  
 第30条 重大事故等対処設備  
 第36条 電源設備  
 ➡申請対象設備に対する波及的影響を及ぼさない設計  
 ➡申請対象設備との関係を踏まえた耐震設計上の考慮  
 ➡火災防護設計の考慮  
 ➡火災影響評価の条件としての考慮  
 ➡申請対象設備の保守、点検に必要なスペースの影響考慮  
 ➡アクセスルートへの影響の考慮

監視装置等による監視に対する考慮  
 ➡監視範囲に干渉しない配置設計

NDA（非破壊測定）等による核燃料物質の監視に対する考慮  
 ➡監視範囲に干渉しない配置設計



保守、点検の観点

申請対象設備

当該設備の保守、点検のスペース確保への影響

SG設備

PP設備

第14条 安全機能を有する施設  
➡申請対象設備の保守、点検に必要なスペースの影響考慮 <技術基準要求の達成と同じ>

PP設備

他設備の点検時の電源確保

申請対象設備

申請対象設備の電源設備の点検時に電源供給が停止しない設計  
➡負荷先としての接続系統の分散設計

SG設備

当該設備の保守、点検のスペース確保への影響、他設備の点検時の電源確保

申請対象設備

SG設備の保守、点検への影響考慮、申請対象設備の電源設備の点検時に電源供給が停止しない設計  
➡保守、点検を考慮した構造設計、配置設計  
➡負荷先としての接続系統の分散設計